

法 務 資 料

第464号

欧州連合（EU）民事手続法

法務省大臣官房司法法制部

欧州連合（EU）民事手続法

は し が き

この資料は、「民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する2012年12月12日の欧州議会及び理事会の(EU) Nr.1215/2012規則(官報ABl. (EG) 2012 Nr.L 351,1ff.)」(ブリュッセル I a規則)ほか六つの関係規則及び二つの関係指令を「欧州連合(EU)民事手続法」として翻訳したものである。

翻訳は、関西大学大学院法務研究科の春日偉知郎教授に委嘱した。ここに、その労に対し、深く謝意を表する次第である。

なお、この資料は、執務の参考資料として印刷し、配布するものである。

平成27年7月

法務省大臣官房司法法制部

目 次

はしがき

〔概説〕 欧州連合（EU）における民事手続法の基本構造

—全体の枠組みと各規則の要点—	1
-----------------------	---

欧州連合（EU）民事手続法

1 民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する2012年12月12日の欧州議会及び理事会の（EU）Nr.1215/2012規則（官報ABl.（EG）2012 Nr.L 351,1ff.）—略称「ブリュッセル I a規則」……	47
2 婚姻事件及び父母の責任に関する手続における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する2003年11月27日の理事会の（EG）Nr.2201/2003規則，並びに（EG）Nr.1347/2000規則の廃止のための理事会の（EG）Nr.2201/2003規則（官報ABl.（EG）2003 Nr.L338,1ff., 改正2004年12月2日ABl.（EG）2004 Nr.L367,1ff.）—略称「ブリュッセル II a規則」	85
3 構成国間の民事又は商事事件における裁判上及び裁判外の文書の送達（「文書の送達」）に関する2007年11月13日の欧州議会及び理事会の（EG）Nr.1393/2007規則，並びに理事会の（EG）Nr.1348/2000規則の廃止のための（EG）Nr.1393/2007規則（官報ABl.（EG）2007 Nr.L324,79ff.）—略称「送達規則」	118
4 民事又は商事事件における証拠調べの領域での構成国の裁判所間の協力に関する2001年5月28日の理事会の（EG）Nr.1206/2001規則（官報ABl.（EG）2001 Nr.L174,1ff., 改正2008年10月22日ABl.（EG）2008 Nr.L304,80ff.）—略称「証拠調べ規則」	133

5	欧州少額請求手続の創設に関する2007年7月11日の欧州議会及び理事会の（EG）Nr.861/2007規則（官報ABl,（EG）2007 Nr.L199,1ff., 改正2013年11月19日提案COM（2013）794final）—略称「少額請求手続規則」	148
6	欧州督促手続の創設のための2006年12月12日の欧州議会及び理事会の（EG）Nr.1896/2006規則（官報ABl,（EG）2006 Nr.L399,1ff., 改正2012年10月4日ABl,（EG）2012 Nr.L283,1ff.）—略称「督促手続規則」	166
7	争いのない債権に関する欧州執行名義の成立のための2004年4月21日の欧州議会及び理事会の（EG）Nr.805/2004規則（官報ABl,（EG）2004 Nr.L143,15ff., 改正2008年10月22日ABl,（EG）2008 Nr.L304,80ff.）—略称「執行名義規則」	185
8	国境をまたがる訴訟事件において訴訟費用援助に関して共通の最小限の規定を確定することによって法へのアクセスを改善するための2003年1月27日の理事会の2003/8/EG指令（官報ABl,（EG）2003 Nr.L26,41ff.）—略称「訴訟費用援助指令」	202
9	民事及び商事事件におけるメディエーションの特定の側面に関する2008年5月21日の欧州議会及び理事会の2008/52/EG指令（官報ABl,（EG）2008 Nr.L136,3ff.）—略称「メディエーション指令」	216

[概説]

欧州連合（EU）における
民事手続法の基本構造
－全体の枠組みと各規則の要点－

[概説]

欧州連合（EU）における民事手続法の基本構造
—全体の枠組みと各規則の要点—

春日偉知郎

第1節 基本問題の所在とEU規則の考察の必要性

- (1) 欧州連合（EU）の域内における人・物・資本の移動の自由は、域内市場における企業の経済活動に原動力を与え、また、構成国内における市民の日常生活の向上をもたらし、これら様々な営みを発展させる要因となっている。だが、他方で、国境を越えたこうした経済活動や市民生活に伴って、企業や市民の間で不可避免的に生ずるトラブルが、同じく国境をまたがる法律上の紛争にまで拡大し、裁判所によるその法的解決が必要となることも否定しがたい。このように、EUの域内市場においては、光の部分と影の部分とがあるけれども、特に民事司法の領域において後者の部分を可能な限り解消することは、『欧州連合条約』の前文に掲げられているように、真の意味での「持続可能な発展の原則を考慮し、……各国民のための経済的及び社会的な前進を促進すること」¹⁾につながることになるであろう。
- (2) しかしながら、EU構成国間で国境をまたいで生じた民事・商事事件を法的に解決するために、固有の裁判所や統一的な民事訴訟法が存在するわけではもちろんない。また、同様の事態は、EUに限らず、国際社会の全般においても存しており、国境をまたがる民事紛争の解決をめぐるのは、手続法の領域に限っていうならば、国際裁判管轄及び外国判決の承認・執行に焦点を当てて解決の試みが積み重ねられてきたことはいうまでもない。そして、後述するように、同じくEU域内においても、こうした趨勢を反映して、国境をまたがる民事・商事事件について、構成国のいずれかの裁判所に管轄権を付与し、他の構成国においてその裁判について承認・執行をスムーズに行うことが可能になるように、そこでの制度設計に工夫を凝らしている。

(3) こうして、EUの民事司法の領域においては、それぞれの国の裁判権に基づく障壁を取り除くことは、EUのさらなる発展のための潤滑油として必須の条件となっている。そのため、まず、欧州連合条約が、「この条約及び欧州連合運営条約の規定に従い、自由、安全及び司法の空間を確立することによって、各国民の安全を確保しつつ、人の自由移動を容易にすることを決意し、」とし（前文）、さらに、同条約と同一の法的価値を有する（欧州連合運営条約第1条）「欧州連合運営条約」の第81条において、民事事件における司法協力について、以下のように規定している。すなわち、「欧州連合は、判決及び裁判外の決定について相互承認の原則に基づいて、国境をまたがる民事事件における司法協力を発展させる（以下略）」（同条第1項）とした上で、「欧州議会及び理事会は、……特に域内市場の円滑な運営のために必要である場合には、(a)判決及び裁判外の決定に関する構成国間における相互の承認及び執行、(b)裁判上及び裁判外の文書の国境をまたがる送達、(c)構成国内で適用されている抵触規定及び裁判管轄の抵触を回避するための規定の調和、(d)証拠調べの際の協力、(e)法への効果的なアクセス、(f)構成国内で適用されている民事手続法規の調和を促進するために必要に応じて、民事手続の円滑な運用を障害するものを除去すること、(g)紛争解決のための代替的な方法の発展、(h)裁判官及び司法従事者の研修の促進、について措置を採択する。」（同条第2項）と定めている²⁾。

(4) 本資料において翻訳を試みたEUの諸規則は、上記の「両条約」に掲げられている項目の具体化であり、様々な司法協力の工夫の集大成である。また、将来に向けても、具体的な必要性に応じて、従前の規則の改正だけでなく、新たな規則の制定の可能性も十分にはらんでいるものといえる³⁾。こうした意味において、EUにおける民事司法の協力を注視することは、たとえ直接には関係しない構成国以外の諸国においても、その意義は少なからず存している。ましていわんや、民事紛争の国際化という環境の真ただ中でその対応に迫られている各国民民事司法の現況に照らして、EUにおける今後の行方を見守ることは、不可欠の作業といっても過言ではないであろう。

そこで、節を改めて、EU域内における民事及び商事事件について素描し、問題の所在を明らかにしながら、これとEU諸規則の対応及びEU民事手続の基本構造を眺めてみることにしたい。これを通じて、我が国の民事司法の国際化問題にいささかでも寄与したいと考えているからである。

<注>

- 1) 欧州連合条約及び欧州連合運営条約については、奥脇直也・小寺彰『国際条約集（2015年版）』（2015年・有斐閣）による。
- 2) EUにおいては、各国の憲法又は基本法に相当するものとして、「欧州連合条約」と「欧州連合運営条約」の両者が存在し、これら二つの条約は、「同一の法的価値を有し」ている（欧州連合運営条約第1条第2項）。これら両者の中には、司法をめぐる諸規定も、当然のことながら含まれており、基本的な事項について様々な内容が規律されている。本文と重複するおそれがあるが、具体的なものとして、以下のものがある。

まず、「欧州連合条約」は、その前文において、「この条約及び欧州連合運営条約の規定に従い、自由、安全及び司法の領域を確立することによって、各国民の安全を確保しつつ、人の自由移動を容易にすることを決意し、」と謳っている。また、これを受けて、「欧州連合運営条約」の「第5編 自由、治安及び司法に関する領域」において、その一般規定として、第67条第1項は、「連合は、基本権並びに加盟国の異なる法制度及び伝統を尊重しつつ、自由、治安及び司法の領域を構成する。」とするほか、同第4項において「連合は、特に民事分野における裁判上及び裁判外の決定の相互承認の原則を通じて、司法制度の利用を容易にする。」と規定している。さらに、民事分野における司法協力については、第1節(3)に示したように、第81条において、そのための具体的な措置を規定している。

次に、本稿において取り上げる、民事司法協力に関する様々な措置を規律する欧州連合の法行為については、「欧州連合運営条約」の第288条において、「連合の権限を行使するために、連合の機関は、規則、指令、決定、勧告及び意見を採択する（第1文）。規則は、一般的な適用性を有する。規

則は、その全ての部分が拘束力を持ち、かつ、全ての加盟国で直接適用可能である（第2文）。指令は、達成されるべき結果について、各名宛人である加盟国を拘束するが、方式及び手段の選択は加盟国の機関に委ねられる（第3文）。決定は、その全ての部分が拘束力をもつ。名宛人を特定した決定は、名宛人のみを拘束する（第4文）。勧告及び意見は、拘束力をもたない（第5文）」と具体的に規定している。また、関連する、立法手続及び立法行為の定義については第289条が、その他の詳細については第290条以下が規定している。

さらに、欧州連合裁判所（以下「EU裁判所」とする。）に関しては、欧州連合条約第13条第1項において連合の機関の一つとして位置づけ、第19条において、「両条約の解釈と適用において法が遵守されることを確保する。」（第1項）とするほか、その役割として、「(a)加盟国、機関又は自然人若しくは法人による訴訟について、判決を下すこと。(b)加盟国の裁判所又は審判所の要請に基づき、連合法の解釈又は機関により採択された行為の有効性について、先決裁定を行うこと。(c)両条約に定めるその他の場合において決定を行うこと。」（第3項）を列挙している。また、その上で、欧州連合運営条約の第251条から第281条までの規定において、同裁判所の詳細を定めており、特に、後に素描する「先決裁定（Vorabentscheidung）」をめぐっては（第4節）、第267条において、両条約の解釈等について管轄権を有することを規定している。

本稿では、詳しい内容について割愛せざるを得ないが、欧州連合における民事司法協力をめぐる「規則（regulation, Verordnung）」や「指令（directive, Richtlinie）」を理解する上で、上記の前提的な知識を必要とする。とりあえず、「欧州連合条約」及びこれと法的に同価値の存在である「欧州連合運営条約」の関連規定（前掲注1）を読むことをお勧めしたい。

- 3) EUにおける司法協力の過去、現在及び将来をめぐっては、Rolf Wagner, Fünfzehn Jahre justizielle Zusammenarbeit in Zivilsachen, IPRax 2014, 217ff., Das neue Programm zur justiziellen Zusammenarbeit in

第2節 EU域内における民事・商事事件

(1) EUの公式ウェブサイトを見ると¹⁾、EUのある構成国の市民が、国境をまたがって他の構成国の裁判所に提訴する事件が例示されており、その数の増大が示されている。例えば、インターネット上で他国の商品を購入したが、それが届かず若しくはそれに瑕疵があった場合、また、親の一方が他方の同意を得ずに子供と一緒に他国に転居してしまった場合である。こうした場合について、EUは、真のヨーロッパの法領域においては、構成国間に存する法秩序の抵触や錯綜といった障害によって権利の行使を妨げられるべきではないとする。また、他国の裁判所との司法協力は、司法へのアクセスを容易にし、取引上の権利の行使と他国におけるその実現を実効性のあるものとし、企業にとって、域内市場における広範な経済活動に寄与することとする。一例として、他国に存する債権の回収率は37パーセントにとどまり、その改善を促進する必要があるほか、EU倒産手続の現代化によって企業の再建を容易にする必要性が指摘されている。

(2) 本資料の規則（後掲《規則一覧》41頁参照）は、いずれもこうしたことに密接不可分に関連するものであり、EU域内において司法へのアクセスの簡易化を積極的に試みようとするものである。そこで、国境をまたがって現実に発生している法的紛争に即して、そこで適用されるべき規則の主要なものについて素描しておこう。

〔具体例1〕—裁判管轄及び訴訟競合²⁾

A（ドイツに住所を有するドイツ人）とB（ベルギーに住所を有するベルギー人）の双方は、ベルギー国内で乗用車を運転中に、衝突事故を起こした。Aは、Bが加入していたベルギーを本店所在地とする保険会社Cに対して、ドイツの裁判所に損害賠償訴訟を提起した。しかし、それに先立って、BはAに対してベルギーの裁判所に損害賠償訴訟を提起していた。

こうした場合に、まず、Aが保険会社Cを相手方としてドイツの裁判所

に提訴することが可能かどうかという問題を生じる。この点は、ブリュッセル I a 規則第10条以下—同 I 規則8条以下—の規定によりドイツの裁判所に特別裁判籍が認められているため、肯定することができる。

これを前提として、次に、ベルギーで先行している B の A に対する訴訟（①訴訟）と、ドイツで後行する A の保険会社 C に対する訴訟（②訴訟）との関係が問題となろう。A は B に対して損害賠償請求権を有していると考えており、この請求をめぐっては、C が参加義務を負っており、その限りにおいて、B と保険会社 C は、A の請求に対して共通の防御を試みることになる、①訴訟と②訴訟との間で訴訟競合の問題を生じる可能性があるからである。

ブリュッセル I a 規則第29条—同 I 規則27条—によれば、①②の両訴訟（の訴訟物）が同一とみなされるならば、②訴訟におけるドイツの裁判所は、先に提訴のあったベルギーの裁判所の管轄が確定するまで職権で手続を停止し、また、ベルギーの裁判所の管轄が確定するときは自己の管轄権の不存在を宣言しなければならない。だが、結論として、②訴訟においてドイツ連邦通常裁判所は、①訴訟との同一性を否定し、規則第29条に規定する訴訟競合における処理をしなかった。なぜなら、①訴訟（ベルギー）では、B の A に対する請求が問題であり、C はこの訴訟に何ら関係していないからである。こうした点で、ドイツの裁判所の判断は正しいものといえる。

もっとも、上記の問題に関連して、さらに、②訴訟において、ドイツの裁判所が、裁量による手続停止（I a 規則第30条—I 規則28条—）について判断しなかった点は、なお問題として残るであろう。

〔具体例2〕—主として証拠調べの手続³⁾

ドイツ人の母親から生まれた X（未成年）は、現在はイタリアに住んでいるイタリア人男性 Y を被告として、ドイツの裁判所に父子関係の確認及び扶養料の支払を求める訴えを提起した。これに対して、Y は多数関係者の抗弁（X は他男の子である旨の主張）を提出したため、ドイツの裁判所

は、Yに対して血液鑑定（検証）に応ずるよう命じたが、Yはこれに従わなかった。

このような場合に、ドイツの裁判所がイタリアにおいて証拠調べを実施するために、どのような裁判所間の協力による手続が用意されていて、最良証拠の入手を可能にしているか。関連して、Yに扶養料の支払を命じる判決の承認・執行手続はどのように簡素化されているか。

〔具体例3〕 一争いのない債務の強制執行又は督促手続

債権者Xが他の構成国にいる債務者Y（債務の存在自体は認めている。）を相手に少額債権の満足を得ようとしても、費用倒れになるため、債権の実行を躊躇せざるを得ない状況に置かれている。このような場合に、債権者にとって効果的な権利の実現手段としてどのような手続が存するか。

また、仮に債務者Yが債務の存在を争う場合に、国境をまたがって存する少額債権の回収は、どのように低廉、簡易かつ迅速に行うことが可能か。

- (3) 以上の三つの具体例は、いずれも、構成国内において民事訴訟を進行する上で必要な規則の主要なものに関係している。まず、〔具体例1〕においては、既に示したように、通称「ブリュッセルⅠa規則」と呼ばれている「民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する2012年12月12日の欧州議会及び理事会の規則」（(EG) Nr.1215/2012）が適用されて、特に、裁判管轄や訴訟競合の処理が直接の問題となる。

また、〔具体例2〕では、通称「ブリュッセルⅡa規則」と呼ばれる「婚姻事件及び父母の責任に関する手続における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する2003年11月27日の理事会規則」（(EG) Nr.2201/2003）はもとより、「民事又は商事事件における証拠収集の領域での構成国の裁判所間の協力に関する2001年5月28日の理事会規則」（(EG) Nr.1206/2001）の適用をめぐる問題が具体的に生ずる。

さらに、〔具体例3〕は、「争いのない債権に関するヨーロッパ債務名義の成立のための2004年4月21日の欧州議会及び理事会の規則」（(EG)

Nr.805/2004) と「欧州督促手続の創設のための2006年12月12日の欧州議会及び理事会の規則」((EG) Nr.1896/2006) が関係する事案であり、これに関連して、「少額請求手続の創設のための2007年7月11日の欧州議会及び理事会の規則」((EG) Nr.861/2007) の適用も考えられよう。

- (4) なお、上記の具体例のいずれにおいても、訴訟の開始に必要とされる訴状等の送達に関して、「構成国間の民事又は商事事件における裁判上及び裁判外の文書の送達（「文書の送達」）に関する2007年11月13日の欧州議会及び理事会の規則」((EG) Nr.1393/2007) に従った送達のあることが前提となっている。
- (5) いずれにせよ、EU民事司法の領域においては、このように多様かつ重要な規則の制定が積極的に試みられてきており⁴⁾、また、付随して、構成国に対して直接に拘束力をもつ『規則 (Regulation, Verordnung)』の形式ではなく、「訴訟費用援助指令」や「メディエーション指令」といった『指令 (Directive, Richtlinie)』の形式によって、構成国内の国内法の統一化を試みようとする作業も推し進められている。おって、それぞれの規則について概要を示し、その全体像について明らかにすることとする。

<注>

- 1) http://ec.europa.eu/justice/civil/index_de.htm
- 2) 事件は、ドイツ連邦通常裁判所2013年2月19日判決 (BGHZ 196,180) を基にして簡略化したものである。
- 3) 事件は、「証拠調べ規則」(2001年5月28日) の制定以前のものであるが、ドイツ連邦通常裁判所1986年4月9日判決 (NJW 1986,2371) を基にして簡略化したものである。詳細については、春日偉知郎「ヨーロッパ証拠法—『民事又は商事事件における証拠収集に関するEU加盟各国の裁判所間の協力に関するEU規則 (2001年5月28日)』について」判例タイムズ1134号 (2004年) 47頁以下参照。
- 4) 上記の規則以外に、本資料には含めなかったが、①「扶養事件における裁判管轄、適用法、裁判の承認及び執行並びに協力に関する理事会の

(EG) Nr.4/2009規則」(EuUntVO) (ABI L 281,S.29), ②「相続事件における裁判管轄, 適用法, 裁判の承認及び執行並びに公の証書の承認及び執行に関して並びに欧州遺産証明の導入のための欧州議会及び理事会の(EG) Nr.650/2012規則」(EuErbVO) (ABI L28,S.186) 及び③「倒産に関する2000年5月29日の理事会の(EG) Nr.1346/2000規則」(EuInsVO) (ABI L 160,S.1) が採択・施行されている。

②については, 金子洋一「EU相続法における相続準拠法の適用範囲について―ドイツ国際私法の観点から―」(千葉大学大学院人文社会科学研究所研究プロジェクト報告書第253号『日独比較民事法』)(2013年) 196頁以下に翻訳があり, また, ③は, 企業, 商人又は私人たる債務者が倒産した場合に, 倒産手続の開始をめぐる管轄裁判所, 適用法規及び開始決定の承認をめぐる一般的な規定を定めている。EUにおける倒産手続に関する共通の枠組みを設定するものであり, 倒産手続について統一的な規律をすることによって, 構成国の一方から他方への責任財産の移転を禁止し, 債権者の不利になるような法廷地漁りを防ぐことを目的としている。詳細は, 貝瀬幸雄『国際倒産法と比較法』(2003年・有斐閣)。同書179頁以下に規則の翻訳がある。

第3節 EUにおける民事手続の協力を支える思想

上記の具体例から明らかなように, 民事及び商事事件における司法協力は, ますます活発かつ広範になっているが, そうした現象面の基礎にある, 司法協力の拠り所となっている基本的思想はどのようなものなのか, という本質面について少し眺めてみることにする。

端的にいうならば, その一つは, EUの構成国間における「開かれた法の空間」の形成であり, もう一つは, 「相互承認の原則」の確立であって, さらに, これら両者の発展が, 司法協力の本質的な基盤をなしていると考えられるであろう¹⁾。また, 関連して, 上記の基本思想に基づいて作られたEU諸規則は, 全ての構成国において統一的な解釈・適用を担保されなければならない, そうした

機能を備えるEU裁判所の先決裁定手続も重要な役割を果たしている。以下、順次説明をしたい。

1. 自由、安全及び法の「開かれた」空間の確立

- (1) 欧州連合運営条約第81条に明記されている裁判の相互承認の原則に基づく司法協力（第1節(3)）は、既に、これに先立つ「欧州共同体設立条約」において示唆されていた。すなわち、同条約は、欧州域内市場の実現に向けて、商品、人、役務及び資本の自由な流通を保障する境界のない空間を構想した上で（同条約第14条第2項）、共同体の政策目標として、自由、安全及び法の空間の段階的な創設を掲げていた（同条約第67条）。また、1999年9月に至り、欧州理事会は、タンペレ（フィンランド）の会議において、こうした欧州の法的空間の創設を重要な政策目標として掲げ、これを受けて、欧州委員会及び理事会は、「民事及び商事事件における裁判の相互承認の原則の実行措置に関するプログラム」²⁾を具体化した（2000年11月）。さらに、これに基づいて、「欧州連合における自由、安全及び法の強化のためのハーグプログラム」³⁾が欧州理事会によって作成され、理事会及び欧州委員会は、こうした「ハーグプログラムのためのアクションプラン」⁴⁾において個別課題を明らかにした（前者は2005年3月に、後者は同年8月に公表）。そして、まだ批准手続の過程にあった「欧州憲法に関する条約」⁵⁾も、欧州連合の市民に対して、域内において隔たりのない自由、安全及び法の空間と自由かつ公正な競争を備えた域内市場とを保障するという目標を明らかにした。
- (2) このような経緯をたどって、国境をまたがる民事及び商事事件における司法協力は、それが域内市場の円滑な運営のために必要な限り改善されるべきものとされて（欧州連合条約旧65条）、これに応じた措置のための立法権限が認められることとなった。もっとも、こうした司法協力は、域内市場を妨げるような副作用を伴わない法的枠組みとして構成されるべきものとされ、立法権限の対象となるのは、既に掲げた民事手続法規の抵触の回避と共通化を目的とするEU規則であって、実体的な統一法をめぐる包

括的な権限については基本的に認められていない⁶⁾。

2. 相互承認の原則の確立—実体的な統一化に代わる相互承認原則

- (1) 上記のように、実体的な統一法を発令する包括的な権限は、欧州連合条約旧65条においては基本的に予定されていなかった。また、これをめぐるその後の欧州委員会による作業—例えば欧州契約法—も効を奏しなかった⁷⁾。こうした背景のもとで、欧州委員会は、タンペレの会議（1999年）から5年後の2004年には、自由、安全及び法の空間を確立するために、相互承認の原則に対して「欧州の上部構造における中心的な地位」を与えることとし、この原則を様々な方向で発展させることとした。

中でも、欧州委員会は、従来からの方向（前掲1.）との連続性において、相互承認の原則の役割を、とりわけ裁判の執行の領域において見いだそうとした。すなわち、円滑で実効性のある執行手続こそが、市民や企業にとって自己の権利を現実に実行可能にするものであり、相互承認を強化することによって、構成国間においてさらなる相互信頼が創られていかなければならないと考えた。また、そのためには、手続上のミニマム・スタンダードの確立を必要とした。

その結果、欧州の司法領域においては、あらゆる執行名義を完全に同等なものとし、かつ、全ての判決効を領域的に無制限に妥当させようという目標が設定された。これによって、欧州委員会は、2008年から2010年の間に、執行手続における執行許可手続（Exequaturverfahren）を廃止し、必要に応じて立法上の提案を行うことの可能性を検討することとした⁸⁾。

また、このような相互承認の原則を介して、域内市場の調和—商品の自由な流通—のために行政法上の措置を緩和・廃止することが促されたほか、人の自由移動の領域においても家族法上の身分関係についてこの原則の拡大が試みられた⁹⁾。

- (2) もっとも、例えば、ブリュッセル I 規則（改正後は、同 I a 規則）を典型とする様々な手続規則によって裁判の相互承認の原則が導入されたとしても、これらをめぐる解釈について、構成国の裁判所間で相違が生じると

するならば、相互承認はたちまち崩壊してしまう。そのため、規則の解釈・適用について構成国の裁判所において疑義を生じた場合には、構成国の受訴裁判所は、EU裁判所の先決裁定手続に解釈問題を提示して、疑義を解消する義務を負っている。これによって、規則の解釈について統一が可能になり、相互承認の原則を維持することが可能になる。こうした先決裁定手続そのものに関しては、既に多々論じられているので¹⁰⁾、以下では、EU裁判所に付与された解釈の独占権に限って言及し、先決裁定の機能を明らかにしたい。

3. EU裁判所の先決裁定手続と欧州裁判所による法解釈の独占

- (1) ブリュッセル I 規則に先行するブリュッセル条約においては、その解釈をめぐる構成国の裁判所から問題の提示があった場合には、EU裁判所にこれを裁定する権限が認められていた（1971年6月3日の解釈議定書第1条）。法の統一化は統一法の統一的な解釈及び適用なくしては見込めない、との認識が存していたためであり、これが国家の司法権をEU裁判所に委譲することに寄与し、また、可能にした。もともと、司法協力の領域においてEUには固有の立法権限が存せず、また、ブリュッセル条約は国際条約としての性質を有していたため、解釈議定書において先決裁定権限を認める必要があった。提示義務を負うのは、構成国の最上級裁判所であり、他方、提示権については、その他の上訴裁判所や執行文の付与に対する異議について裁判する裁判体にも認められていた。
- (2) 欧州連合条約第19条は、EU裁判所が「両条約—欧州連合条約及び欧州連合運営条約（筆者）—の解釈と適用において法が遵守されることを確保する。」とし（第1項）、先決裁定に関しては、「加盟国の裁判所又は審判所の要請に基づき、連合法の解釈又は機関により採択された行為の有効性について、先決裁定を行うこと。」（第3項第b号）と規定している（したがって、EU裁判所には、上記の、ブリュッセル条約の下におけるような解釈議定書を必要とせずに、直接に裁判管轄権が認められている。）。

EU裁判所は、今日までに（2010年）およそ200の裁判によって解釈の独

占権を行使しているとのことである¹¹⁾。

- (3) 最近の具体例として、EU証拠規則の解釈をめぐる先決裁定の一つを紹介しておこう。

〔EU裁判所2012年9月6日判決—Lippens vs. Kortekaas 事件〕¹²⁾

事件の発端は、オランダの受訴裁判所が、ベルギーに居住する被告を法廷地法（オランダ法）に基づいて証人尋問するために呼び出したことにある（なお、同国では、当事者尋問と証人尋問とは基本的に同様の手続で行われる。）。他方、被告は、これに代えて、自国でフランス語圏の裁判官による尋問を可能にするために、EU証拠規則に従った司法共助嘱託を行うべきであるとの申立てを行った。しかし、オランダの受訴裁判所はこの申立てを却下し、これに対する不服申立ても同様に却下された。その後、最高裁は、EU裁判所に先決裁定の申立てをし、受訴裁判所は証拠調べに際してEU証拠規則に従った司法共助による証拠調べを行わなければならないのか、それとも、同規則に依拠することは自律法との関係において自由な選択に委ねられる性質のものであるのかという問題についての判断を求めた。すなわち、問題の核心は、EU域内においては、EU証拠規則が国内証拠法に優先的（排他的）に適用されなければならないのか否かという点にある。

この問題について、EU裁判所は、次のような結論に至った。すなわち、構成国の受訴裁判所は、他の構成国に居住する当事者を証人として尋問しようとする場合に、EU証拠規則が定める証拠調べの方法を適用しなければならないわけではなく、自国の法律に従って証人を呼び出して尋問することができるとし、国内法に従った証拠調べが一般的に禁止されるわけではないとの解釈を示した。

また、その理由は、以下の点にある。すなわち、EU証拠規則の目的は、域外証拠調べの簡素化、効率化及び迅速化にあり、EU証拠規則に定められた証拠調べの方法を用いるよりも、権限ある裁判所の国内法に従って証人尋問をする方が、より一層、こうした簡素化、効率化及び迅速化に資す

る場合（受訴裁判所による当事者に対する直接の質問，証人の対質，補充尋問による証言の信憑性の検証等が可能な場合）には，受訴裁判所の自国法による証拠調べを制限すべきではなく，EU証拠規則の排他的適用は否定される，と。

こうした先決裁定は，その後も踏襲されており，既に確立した先例となっている。

- (4) このようにして，EU規則の解釈をめぐっては，EU裁判所に独占権を与えることによって，構成国の全てにおいて解釈・適用の統一化が図られており，これなくしては，EU法の法的安定性を維持することはできないと考えられている。

<注>

¹⁾ Burkhard Hess, *Europäisches Zivilprozessrecht*(2010), § 3. Rdn.12ff., Heinz-Peter Mansel, *Anerkennung als Grundprinzip des Europäischen Rechtsraums*, *RabelsZ* 70(2006), 655 ff., Rolf Wagner, *Zur Vereinheitlichung des Internationalen Privat-und Zivilverfahrensrechts acht Jahre nach Inkrafttreten des Amsterdamer Vertrags*, *EuZW* 2007,626 ff..

²⁾ ABl.2001 C 12/1.

なお，これに先立って，1990年代の前半頃には，理論的な研究を基にして民事訴訟法を統一化しようとする方向が模索された。具体的には，ベルギーのアントワープ大学のマルセル・シュトルメ（Maecel Storme）教授を中心とする「ヨーロッパ裁判法典委員会」による「モデル法」の作成作業であった。また，その成果は，『ヨーロッパ連合における裁判法の近接化（Approximation of Judicial Law in the European Union）（1994）』として結実しており，現在の諸規則の制定に少なからず寄与している。

このモデル法の対象となった事項は，和解，手続開始（訴状，送達，訴訟係属等），訴訟物，文書の開示，証言，テクノロジーと証拠，訴えの取下げ，欠席，費用，仮の救済，支払命令，判決又は金銭支払命令の執行，間接強制，雑則，といった多岐にわたるものであるが，適切な事項に

限定して条文を作成することとされた。また、手続の規律方法として、条約によるか、指令(directive)によるか、それとも、より緩やかな勧告(recommendation)によるか、ということも検討された。その結果、条約による場合には自国の法体系の枠組みとの調和が困難になるおそれがあること、また、勧告では拘束力がなく実効性を欠くことになるとの理由から、指令によることが妥当であるとの結論が示された。

もっとも、こうした研究成果が現行の規則の制定に直結したとは必ずしも言い難いが、かなりの程度、様々な形で影響を及ぼしていることは否めず、基礎的作業としての意義は十分に認められるべきものと評価できるであろう。このような意味において、当初の試みに対しては、ヨーロッパ民事訴訟法の前史との比喻を当てはめることができるであろう。(詳細は、貝瀬幸雄「IVヨーロッパ裁判法典への憧憬」『比較訴訟法学の精神』(1996年)257頁以下参照)。

3) ABL2004 C 53/1.

4) ABL2005 C 198/1,20ff.

5) Vertrag über eine Verfassung für Europa, ABL2004 C 310/1.

もっとも、最終的にこれは制定されないままに終わった。

6) Mansel,a.a.O.,RabelsZ 70, 660.

7) Mansel,a.a.O.,RabelsZ 70, 662.

8) KOM(2004) 401 S.11.

9) KOM(2005) 184, Mansel,a.a.O.,RabelsZ 70, 663. なお、刑事司法の領域における「欧州逮捕状」が、相互承認原則に従って犯罪人引渡しにおける双方可罰性を排除し、構成国が逮捕を命ずる司法決定を相互に自動的に承認しあうこととしたことも参考になる。庄司克宏『欧州連合』(2007年・岩波書店)188頁以下参照。

10) 庄司克宏『新EU法(基礎編)』(2013年)141頁以下, M.ヘルデーゲン著・中村匡志訳『EU法』(2013年)156頁以下等。

11) Stein/Jonas/Wagner²²(EuGVVO)(2011),Einleitung vor Art.1 Rdnr.49.

- 12) 詳細は、春日偉知郎「欧州連合（EU）における民事司法の最前線—EU 証拠規則をめぐるEU裁判所の先決裁定」石川明・三木浩一編『民事手続法の現代的機能』（2014年）519頁以下参照。

第4節 各規則の内容*

如上の、EUの民事司法をめぐる基本思想を踏まえて、以下では、各規則の内容を要点に即して眺めてみたい（なお、「5. 欧州執行名義規則」については、理解のため、目次に示してある規則訳の順序とは異なり、「少額請求手続規則」及び「督促手続規則」に先立って説明することとした。）。

1. ブリュッセル I 規則改正後の「ブリュッセル I a規則」

(1) ブリュッセル I 規則とその改正¹⁾

- (a) ブリュッセル I 規則は、欧州民事訴訟法のコア部分をなしている。その発効は、2002年2月1日からであり、2007年7月1からはデンマークを含めた全ての構成国において拘束力をもっている²⁾。この規則は、1968年の「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する欧州経済共同体条約」（「ブリュッセル条約」と呼ばれている。）の諸規定を本質的に受容し、これに代わる存在である。そのため、ブリュッセル I 規則は、従前のブリュッセル条約の目的を広く継承しており、裁判管轄に関する規律を明確化すること、並びに、裁判の承認及び執行を改善し迅速化することを目指すものである。また、究極的な目標は、域内市場の発展を容易にし、促進することにより、EU裁判所の言葉を借りれば、「国内法規の相違に基づいて生じ得る域内市場の機能の阻害要因を除去するために、それ自体として、統一化を確固とした目的とするものである。」³⁾ということになる。

- (b) ブリュッセル I 規則の制定は、各国の民事訴訟法をEU指令によって調整するのではなく、共同体法において問題に対して直接適用可能な規律を行うという、いわゆる欧州民事訴訟法という方法に拠っている（前述した欧州連合運営条約第288条第2項）。こうした方法は、1999年5月1日

に発効したアムステルダム条約（1997年10月2日）によって、加盟条約や批准手続といった迂路を経る必要がなくなったことによる。そして、EUにおける立法の共同形成機関、特に欧州委員会は、従前の束縛から解放されて、その権限（現在の欧州連合運営条約第81条等に基づく）を『規則』という法形式において行使することができるようになり、従前のブリュッセル条約は、新たに「民事及び商事事件に関する裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する『規則』」として制定されることとなった。

- (c) その後、ニース条約（2003年2月1日発効）を経て、リスボン条約（2009年12月1日発効）において、民事事件における司法協力に関するアムステルダム条約の権限規定は、欧州連合運営条約第81条中に置かれることとなった。

欧州連合は、この第81条に従い、国境をまたがる民事事件における司法協力を発展させるとともに、そこでの目的のために、構成国の法規の平準化を行う権限を付与された。すなわち、域内市場の円滑な機能のために必要な限り、欧州連合運営条約第81条第2項に掲げられている措置、すなわち、判決及び裁判外の決定に関して相互の承認及び執行を確保し、権限の抵触を回避するために構成国内の法規を両立化し、また、構成国の民事手続法規の両立性を促進することにより民事手続の円滑な機能に対する障害を除去することが可能になった⁴⁾。

- (d) これを踏まえて、ブリュッセル I 規則は、従来のブリュッセル条約に内容上の変更を加えた上で、以下のような姿となった。すなわち、欧州の司法の領域において迅速かつ低廉な手続により「債務名義の自由移動の原則 (Grundsatz der Titelfreizügigkeit)」を妥当せしめることによって、①他の構成国の裁判の自動承認（第32条）、②債務者の審尋を経ない決定手続による執行許可宣言（第38条）、③裁判の承認の際の審査については、その対象を債務名義（仮執行宣言付も可）の存在及び一定の書面（第53条・第54条）の提出の有無に限定すること、④承認拒絶事由（第34条）の審査は、債務者側からの不服申立てに基づくこと、の4点

を特徴とする手続が形成された。

- (e) もっとも、ブリュッセル I 規則は、その第73条において、欧州委員会に対して、同規則施行の5年後に、その適用に関する報告書の提出を義務付けていた。そのため、欧州委員会はドイツのHess, Pfeiffer, Schlosser三教授に報告書の提出を委託し、2007年末にその結果が提出された⁵⁾。この報告書において、ブリュッセル I 規則は、総じて適切であるけれども、なお、いくつかの点において改正の必要がある、との結論が出された。中でも、①執行許可手続（Exequaturverfahren）—内国において外国債務名義に基づく強制執行を許可する手続—を全面的に廃止するべきであるとの提案が最も重要なものであった。また、②仲裁裁判権をブリュッセル I 規則（第1条第2項第d号）の対象から除外してきたが、もはやそうすべきではないとの議論がなされたほか、③トルペード（魚雷）訴訟の危険を除去すべきであるとの提案が強調された。その他に、④知的財産権の侵害に関連する改正も検討された⁶⁾。

- (f) これを踏まえて、欧州委員会は、2009年4月に、重要な提言及びコメントを含む報告書を提出し、さらに、ブリュッセル I 規則の改正のためのグリーン・ペーパーを追加した上で⁷⁾、同規則の改正について公の審議に付した。

特に、グリーン・ペーパーの俎上には、以下の内容が盛り込まれた。すなわち、①執行許可手続の廃止—外国裁判の承認及び執行に必要とされるあらゆる中間的な措置の廃止—、②第三国に住所を有する被告に対する規則の適用の拡張（新2条）、③裁判籍の合意（特に専属管轄の合意）を強化する手段を設けること（新23条）、④特許の保護の改善（新6条・22条）、⑤訴訟競合（Parallelverfahren）をめぐる処理を改善し、原告側の共同訴訟の裁判籍を設けること（新6条）、仮の権利保護の措置の国境をまたがる執行の改善（新31条）、⑥仲裁裁判権との関係に関する新たな規律（新1条）、の六点である⁸⁾。

- (g) これらは、2010年末に、特許権の保護及び無体財産権を除き、ブリュッ

セル I 規則の改正規則の提案へと収斂していった。その後の詳細（欧州社会・経済委員会の態度決定や欧州議会の法律委員会による報告書など）については省くが、最終的に2012年11月20日に欧州議会によって可決され、また、同年12月6日に理事会によって採択された。

<注>

* 以下では、主として、Peter F.Schlosser,EU-Zivilprozessrecht,3.Aufl.(2009); Thomas Rauscher,Europäisches Zivilprozess-und Kollisionsrecht(EuZPR/EuIPR),(2010); Burkhard Hess,Europäisches Zivilprozessrecht(2010); Stein/Jonas,Kommentar zur Zivilprozessordnung,22.Aufl.(2011),Bd.10.を参考にした。なお、Vgl. Reinhold Geimer/Rolf A.Schütze,Europäisches Zivilverfahrensrecht,3.Aufl.(2010); Jan Kropholler/Jan von Hein,Europäisches Zivilprozessrecht,9.Aufl.(2011).

¹⁾ Stein/Jonas/Wagner²²(Band 10),Einleitung vor Art.1 EuGVVO Rdnr.1 ff., Rauscher/Staudinger, EuZPR/EuIPR(2011) Einl Brüssel I - VO Einleitung Rn.1 ff., Burkhard Hess, Europäisches Zivilprozessrecht(2010), § 3 Rdn.1 ff., Geimer/Schütze, EuZVR A1-Einleitung EuGVVG Rz.1ff.,17.

²⁾ デンマークにおいても、EU構成国との間の条約によって、I 規則が適用されている。ブリュッセル I 規則に関する欧州連合とデンマーク王国との間の条約が、2005年10月19日にブリュッセルにおいて、署名され（ABl.2005 Nr.L299,62）、2007年7月1日に発効している（ABl.2007 Nr.L94,70）。

³⁾ EuGH 01.03.2005.Rs. C-281/02.

⁴⁾ また、欧州連合運営条約第81条第3項は、「第2項にかかわらず、外国性を有する家族法に関する措置は、特別立法手続（同条約第289条第2項）に従い、理事会によりとられる。（以下略）」とし、通常立法手続（同条約第294条）とは異なる手続によるとはいえ、家族法の領域についても民事分野における司法協力に関する措置を講ずることとしている。

その後の状況及び関係する規則については、第4節 2.注1) 参照。

- 5) 岡野祐子「Brussels I 規則改正に見る諸問題」国際法外交雑誌113巻1号31頁以下。
- 6) 現在、知的財産権分野においては、「ノウ・ハウ及び企業秘密情報を違法な取得並びに違法な使用及び公開から保護するための欧州議会及び理事会の指令に関する提案」(Vorschlag für eine Richtlinie des Europäischen Parlaments und des Rates über den Schutz vertraulicher Geschäftsinformationen(Geschäftsgeheimnisse)vor rechtswidrigem Erwerb sowie rechtswidriger Nutzung und Offenlegung),Brüssel,den 28.11.2013 COM(2013)813 final,2013/0402(COD)が公表されており、この領域の問題に対処するための作業が進行中である。
- 7) 前掲注5)岡野・国際法外交雑誌113巻1号32頁。
- 8) Stein/Jonas/Wagner²²,a.a.O.,Rdnr.19.

(2) ブリュッセル I a規則とその内容

- (a) このような経緯を経て採択された改正規則は、ブリュッセル II 規則が、改正後にブリュッセル II a規則と称されたこととの対比で、「ブリュッセル I a規則」と呼ばれている¹⁾。このブリュッセル I a規則は、I 規則がそうであったと同様に、欧州連合の民事手続法の中軸として存在しており、本年2015年1月10日から発効している²⁾。以下では、おおむね条文の順序に即して、主な改正点を素描することとしたい³⁾（なお、I 規則を旧規則、I a規則を新規則と呼ぶ。）。
- (b) まず、新規則の適用領域に関して、主権行為については適用されない旨を新たに規定している（第1条第1項）。EU裁判所は、国家の主権行為（*acta iure imperii*）による責任法上の請求事件を民事事件ではないとしており、この判決を踏まえた結果である。条文化によって、今後は、民事事件の範囲をめぐる解釈問題に移行するであろう。なお、これに対して、商業的行為（*acta iure gestionis*）については、もちろん本規則は適用される。

次に、新規則において仲裁手続を規律の対象に入れるかどうかについては、多くの議論があったが、結論として、旧規則と同様に、新規則（第1条第2項第d号）においても規律の対象とせず、前文第(12)において言及するにとどめた。その結果、当事者の一方が、仲裁合意に反して構成国の裁判所に先に提訴した場合に、仲裁合意をめぐって、相手方がanti-suit-injunctionによりその合意の順守を要求しえず、先に提訴のあった裁判所にその判断を委ねざるをえないという事態を生じ（新規則第29条は先行係属を優先している。）、いわゆる「トルペード訴訟」に対して必ずしも十分な対策を施してはいない（(d)参照）。

- (c) 普通裁判籍及び特別裁判籍については、実務上、若干の変更を生じるにすぎないであろうが、いくつかの重要な改正として、まず、①消費者及び労働者にとって第三国に住所を有する者に対する関係で権利保護について改善が図られている（第18条第1項、第21条第2項）。また、②弱者である当事者に対して、異議なく応訴したことによる不利益について裁判所が教示する義務を規定している（第26条第2項）。さらに、③労働事件において、複数の使用者を被告として共同訴訟を提起することの可能性が労働者に与えられている（第20条第1項）。

この他に、専属的裁判管轄の合意についても、第15条によって著しく予測可能性が高まっている。

- (d) 新規則による訴訟係属に関する規律は⁴⁾、従来の厳格な「先行係属の優先原則（zeitliche Prioritätsprinzip）」を緩和し、専属的裁判管轄の合意の実現可能性を改善するものとなっている（第29条第1項、第31条第2項）。EU裁判所は、専属管轄の合意に反して、これとは別の裁判所に事件が先に係属した場合に、この裁判所に管轄規定の適用について優先権を認めていた。しかし、新規則第31条第2項は、合意のあった裁判所が、合意に従った管轄権を有していないと宣言するまでは、先に係属した裁判所は手続を停止する義務を負うこととした。これによって、相手方が、合意した裁判所での訴訟を回避して、遅延の著しい裁判所におい

て時間稼ぎをすること（前述の「トルペード訴訟」）に対処可能になる。

もっとも、両方の裁判所において訴訟物が同一でなければならず、関連しているにすぎない場合には、前掲の規定は適用されない。また、合意のあった裁判所に、先に事件が係属した裁判所の管轄権不存在を決定する権限（negative Kompetenz-Kompetenz）はない。したがって、合意された裁判所が自ら審理に当らない限りは、合意されていない裁判所は、管轄合意の有効性及び適用可能性について自ら裁判することができる。

しかしながら、これは妥当と考えられるとする意見も存在している⁵⁾。なぜなら、管轄の異議のみに関係する訴訟の停止義務は、新たな濫用を生じるおそれがあるからである。すなわち、第25条第1項による管轄の合意に必要とされる方式は、それほど厳格ではなく、プリマ・ファッツイ・コントロールによつては、「対抗するトルペード戦術」の危険性に対して十分に対処できないからである。

- (e) 執行許可手続（Exequaturverfahren）の廃止をめぐる⁶⁾は、欧州委員会は、当初、誣告訴訟や集団訴訟（Verleumdungs-und Sammelklagen）については執行許可手続を維持しようとした⁷⁾。だが、後には、執行国における債務者保護について、実体的公序によるコントロールを含めて、完全であるという理由で、全てについて廃止することとした。執行力は、法律上当然であつて（ipso iure）、それは、債権者によって執行国の裁判所において初めて取得されるというものではなく、むしろ、執行力を排除しようとする債務者が積極的に対応すべきことであるからである。これによって、他の構成国において簡易、迅速かつ低廉に執行が可能になり、他方、債務者が執行の拒絶を求める例外的な場合には、執行国において統一的で実際のな手続を用意すべきこととなる。

執行許可手続には、重要な機能（裁判が規則の適用領域にあるか否か、判決国において執行力を有するものであるか否か、執行国の強制執行法と整合性を保つものか否かといった審査機能）が存している。ま

た、執行許可宣言は、債務者に対して裁判書と共に送達されて、債務者に情報を提供し、債務者に執行力のある裁判を認識させ、場合によっては、執行を回避するために任意の履行を促すこととなる。そのため、執行許可手続に備わっているこうした諸機能を、「代替するもの」なくして執行許可手続を廃止すべきかどうかが争点となった。

新規則を見ると、執行許可手続に代替するものとして、判決裁判所において作成される証明書（第53条）が意義ある存在といえる。また、この証明書の発行に先立って、判決裁判所は、本規則の物的適用範囲が明らかにされたか否かについて審査し、当該裁判が「他の条件を満たす必要なく」判決国において執行可能であることを書式欄にチェックして確認すべきこととしている（附属文書Ⅰにおける「民事及び商事事件における裁判に関する証明書」中の4.4.）。したがって、条件付の又は仮の執行力のある裁判については、判決国における証明書の発行の段階で既に、その国の法により必要とされている執行の要件が証明されているかが審査されるべきこととなる（このことは、例えばドイツでは、「承認及び執行施行法（AVAG）」第7条第1項第1文により規定されている。）。さらに、当該裁判について執行可能な内容に関する詳細を記載した証明書が定められており（第37条第2項、第42条第4項、第43条第2項、第47条第3項、第54条第3項）、費用のかさむ翻訳費用も少なくなる。

それにもかかわらず、個別事例において当該裁判が執行国の執行法に調和しないときには、債務名義はこれにできる限り適合するようにすべきものとされている（第54条）。しかし、執行するためにさらなる裁判所の裁判を取得する必要がある場合には、そうした適合化による代替を行うべきでない。特に、強制金による制裁を科して不作為命令の強制的な実現を図ろうとする場合に、このことは当てはまる。強制金の額は、他の構成国において執行が可能となる前に、判決国の裁判所によって確定される（第55条）。

また、証明書（第53条）は、債務名義と並んで、債務者に対する情報

提供の役割を担っており、最初の執行処分に先立って送達されなければならない（第43条第1項）。なお、裁判の翻訳については、債務者に自動的に保障されるわけではなく、一定の場合に債務者が申立てた場合に限られている。

- (f) 執行拒絶事由については、特に変更はない。執行許可手続の廃止と公序の存続とは、コインの裏表である。極端に例外的な場合において限定的なコントロールが不可能なときには、相互承認の原則を不変のものとしておくことが、例外なしに妥当するわけではない。本規則の適用範囲は著しく広範であり、また、適用可能な法も非常に多様であるため、「公序による留保（ordre public-Vorbehalt）を放棄した場合に生じるおそれのある結果をそのまま受け容れることは不可能であろう。新第45条第1項に掲げる承認拒絶事由は、広く普遍的なものである。また、執行に対して複数の抗弁を一つの統一された手続において主張することができるとする規定（第41条第2項、前文第30）は、複数の並行する手続を避けることに寄与する。
- (g) 本規則により本案について管轄権を有する裁判所によって命じられた保全処分を含む仮処分の執行に関しては、他の裁判と同様に、他の構成国において執行することができる（第2条第a号）。仮の処分が、被告を呼び出さずに発令された場合には、債務者に裁判を事前に送達することが執行の前提となる。この要件は、執行機関に対して証明されなければならない（第42条第2項第b号、第c号）としている。
- (h) 新規則は、おおむね以上のような内容であり、その特徴は、やはり、執行許可手続を廃止した点にあるであろう。もっとも、後にみるように、既に、「債務名義規則（EuVTVO）」（2004年）、「少額請求手続規則（EuGFVO）」（2007年）、「督促手続規則（EuMVVO）」（2006年）及び「扶養規則」（EuUnthVO）（2008年）において、この執行許可手続は廃止済みであって、どれだけ新味があるかについては議論のあるところであることは否めない⁸⁾。

<注>

- 1) Thomas/Putzo/Hüßtege,ZPO³⁶(2015),EuGVVO Vorbem. Rn 1.
- 2) なお、ブリュッセル I a規則は、欧州連合運営条約第288条第2文の意味における「規則」として、同条約第67条第4項及び第81条第2項a号、第c号、第e号による立法権限を行使して欧州議会及び理事会によって制定されたものである。デンマークを除く全ての構成国に対して、国内法化を必要とせずに直接適用される（なお、デンマークはEUに対して国内法化する旨を通知している。）。2015年1月10日の本規則の発効に伴い、ブリュッセル I 規則は廃止された。

ブリュッセル I 規則とブリュッセル I a規則とにおける条文及び内容の異同については、後者を掲載した官報の付録中において（ABl L 351, 1,20.Dezember 2012,S.29ff.）、対照表が示してあり、参考になる。

- 3) 岡野祐子「Brussels I 規則改正に見る諸問題」国際法外交雑誌113巻1号（2104年）30頁以下。

Jan von Hein, Die Neufassung der Europäischen Gerichtsstands-und Vollstreckungsverordnung(EuGVVO), RIW 2013,97 ff.,Miriam Pohl, Die Neufassung der EuGVVO - im Spannungsfeld zwischen Vertrauen und Kontrolle, IPRax 2013,109 ff.,Thomas Pfeiffer, Die Fortentwicklung des Europäischen Prozessrechts durch die neue EuGVO, ZZP 127,409 ff..

- 4) 芳賀雅顯「国際裁判管轄の専属的合意と国際訴訟競合の関係—2012年ブリュッセル（I）規則改正を中心に—」慶應法学28号（2014年）273頁以下。この問題へのドイツの学説の対応、特に訴訟物論からの包括的な研究として、Christoph Althammer, Streitgegenstand und Interesse-Eine zivilprozessuale Studie zum deutschen und europäischen Streitgegenstandsbegriff (2012)があり（特に、617頁以下）、興味深い。
- 5) Miriam Pohl, a.a.O.,IPRax 2013,112 f.
- 6) 前掲注(3)の諸文献参照。
- 7) Miriam Pohl,a.a.O.,IPRax 2013,112.

- ⁸⁾ Thomas Pfeiffer,a.a.O.,ZZP 127,429 は、新規則の最もシンボリックな効果は、執行許可手続の廃止であるが、実質的な意義は大きくないことを指摘し、執行許可手続の廃止の新規性に対して懐疑的である。

2. ブリュッセルⅡa規則

- (1) 2001年3月1日には、離婚及び父母の責任をめぐって、ブリュッセルⅡ規則(EheVO;2000年5月29日)が¹⁾、上記のブリュッセルⅠ規則に並ぶ存在となった。また、この規則も、Ⅰ規則と同様に、裁判管轄と並んで裁判の承認・執行という、二つを規律している。そして、2005年3月1日に至り、新たに現行の規則(EheVO;2003年11月27日)が、Ⅱ規則に代わって発効したため、それ以降は、これを「ブリュッセルⅡa規則」と呼んでいる。
- (2) このブリュッセルⅡa規則は、従前のブリュッセルⅡ規則が、アムステルダム条約第61条第c号に規定されている権限に依拠するものであり、また、同条約第65条による民事事件における司法協力のための措置であるのと同様に(現在の欧州連合運営条約第67条第1項・第4項、第81条)、欧州連合における自由、安全及び司法の領域を創設するための欧州委員会のアクションプランの一つである。

この規則の目的は²⁾、婚姻事件における裁判について承認及び執行適格を創出することにある。欧州連合内において、国籍を異にする者の婚姻が増大していること及び構成国における離婚法の相違に鑑みて、離婚をめぐり足並みがそろわない危険性を生ずることは、理論上に限られず、また、居住移転の自由を阻害するという影響もあるからである。

また、国境をまたがる子の監護をめぐる訴訟については、欧州の司法領域において包括的に規律し、子の連れ去り事件における返還を実効性あるものにすることを目的としている³⁾。この問題をめぐっては、母親(フランス人)と父親(ドイツ人)とが相互に子連れ去った、ティーマン(Tiemann)事件(1998年)が背景に存している⁴⁾。子の連れ去りに関するハーグ条約(1980年)第13条は、子が返還によって身体的又は精神的な

害を受ける等の重大な危険が存することの証明があった場合には、返還要請のあった当局は返還義務を負わないとしており（同条第1項第b号）、こうした公序による留保が発動可能か否かという点が争われた。最終的には、子をフランスへ返還すべきという内容になったが、欧州の司法における「相互信頼の原則」に逆行する事態を生じ、これに対する反省に基づいて、ブリュッセルⅡ規則（2000年）の不備が指摘されて、その改正による同Ⅱa規則（2003年）の採択に至った。

- (3) こうしたことを反映して、Ⅱa規則は、Ⅱ規則の親権・面会交流に関する規律の適用領域を著しく拡張することとなった。もっとも、多くの批判のあった、Ⅱ規則第2条、すなわちⅡa規則第3条による管轄の規律、特に離婚に関する多数の管轄を根拠づける規定は存続したため、法廷地漁りに手を貸し、法的安定性を害しているとの批判も存する。また、離婚抵触法は、従来指摘にもかかわらず、統一化されていない。家族法上の崩壊に伴う財産法上紛争（それゆえドイツでは「追加事件（Folgesachen）」と呼んでいる。）、例えば財産制及び扶養（Güterstand und Unterhalt）の問題は、ブリュッセルⅡ又はⅡa規則（EheVO）には包摂されず、原則として、民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する規則の適用範囲となった。そのため、後に、扶養事件については、本規則に代わって、「扶養事件における裁判管轄、適用法、裁判の承認及び執行並びに協力に関する理事会の（EG）4/2009規則」（2008年12月18日）が新たに設けられ、2011年6月18日に発効している。

<注>

- ¹⁾ Stein/Jonas/Wagner²², EuGVVO, Einleitung vor Art.1 Rdnr.70 ff. 本規則については、半田吉信「国境を越えた子の連れ去りとヨーロッパ監護権条約、ブリュッセルⅡa規則及びハーグ親責任条約」『千葉大学大学院人文社会科学部研究科研究プロジェクト報告書第253号『日独比較民事法』』（2013年）1頁以下参照。また、64頁以下にブリュッセルⅡa規則の翻訳がある。
- ²⁾ Rauscher/Rauscher, EuZPR/EuIPR(2010), Einl Brüssel II a-VO, Einleitung

Rdn 2.

3) Hess, Europäisches Zivilprozessrecht, § 7, Rn.7 ff.

4) ドイツ連邦憲法裁判所1998年10月29日決定 (BVerfGE 99,145) ,Vgl.NJW 1999,631.

フランス人の母親とドイツ人の父親との間の二人の子供（3歳と7歳）について、母親がいったんフランスに連れ去った後に、今度は、父親が私立探偵を雇って、ドイツに連れ戻したという事件である。その後、父親が単独の親権を要求したのに対して、母親は、フランスの裁判所で子の返還命令を取得し、ドイツの裁判所に対して、その裁判を承認し、子をフランスへ返還するよう要求した。争点は、子をフランスへ返還することが子の福祉（ハーグ条約第13条第1項第b号）に反するか否かであったが、ドイツの裁判所は、子の福祉に危険は存しないとの判断をし、フランスへの返還を命じた。父親の憲法訴願に対して、連邦憲法裁判所も、最終的には、利益衡量の結果、子をフランスに返還すべきであるとした。結果的に、ドイツとフランスとの間の司法対立は回避されたものの、欧州の司法の領域における「相互信頼」に逆行する事態を生じたため、ブリュッセルⅡa規則は、こうしたことに対する反省を踏まえて採択されたものといえる。

3. 送達規則

(1) 送達規則の目的は¹⁾、外国への裁判上及び裁判外の文書の送達を改善し、迅速化することにある。外国への文書の送達の困難及び遅延は、国際的な法的紛争にとって著しい障害であり、送達規則の施行前には、ヨーロッパ内においても、送達は数か月を要し、また、場合によってはこれを超えていた。送達に時間がかかることは、原告の利益を害し、訴訟経済にも反するが、他面で、外国に居住する受取人の法的審問権を害するものであってはならない。したがって、送達規則の解釈に当たっては、欧州人権宣言第6条に依拠する、公正手続請求権及び法的審問請求権を顧慮しなければならない（第19条参照）。特に、送達人と受取人とが、異なる言語を用い

ており、送達文書が受取人の理解しない言語で作成されている場合には、問題が顕著であり、本規則において調整が試みられている（第8条）。

また、こうした当事者の利害のみならず、国家の主権利益も関係する。本送達規則によっても直接送達が可能でないことは、裁判上の送達が主権行為であり、特別な合意がない限りは国家の領域内においてしか行えないとの理解—批判はあるものの—に基づいている。しかし、こうした国家の主権利益は、国境をまたがる高権に抵触するため、本規則を通じて、必ずしも十分とはいえないが、制限されることとなった。

- (2) 送達の方法として、まず、内国の転達当局から外国の受託当局への送達が、広く行われている方法であるけれども、十分に簡素化されているとはいえない。もっとも、第4条第2項に関連して、電子的なデータ通信によって迅速化が図られているが、これも必ずしも完全とはいえない。また、第12条により、例外的な場合には領事官による送達もある。

次に、本規則は、「郵便による直接送達」を強化し、外国送達の簡素化に著しく寄与している。すなわち、第14条により、ハーグ送達条約によっても可能とされていた直接送達を排除することはもはやできなくなった。また、多くの構成国において、配達証明付の書留郵便を用いた直接送達が原則的なものとなった（第14条）。

- (3) ハーグ送達条約第13条第1項においては、制限的ながら公序則による留保があったが、本規則によってそうしたものは廃止された。これは、構成国内における送達の囑託の実施について、外国送達行為について特別的内容的な審査をもちやすべきでないということを意味する。

他方、基本となる手続における送達が内国の公序に反する場合に裁判の承認を拒絶することができるか否かに関しては、例えば、ブリュッセルⅠa規則第45条第1項第b号やブリュッセルⅡa規則第22条第b号及び同第23条第c号に従うこととなった。被告が送達の種類・方法によって自ら防御することができなかったときは、場合によって、上記の規定により外国裁判を承認しないという事態を生ずることがある。

- (4) 以上のように、「郵便による直接送達」が一般化することによって、円滑な送達の実施の方向が強化されることとなった。また、被告が防御の機会を与えられないような送達については公序に反するとして、こうした送達によって開始された手続における裁判を承認しないとする形で、一定の歯止めをかけることとしている。

<注>

- ¹⁾ Rauscher/Heiderhof, EuZPR/EuIPR(2010) Einl EG-ZustVO 2007 Rn.6 ff.
安達栄司「EUの新しい国際送達規則」成城大学法学会編『21世紀における法学と政治学の諸相』（2009年）277頁以下。

4. 証拠調べ規則

- (1) この規則は¹⁾、2004年1月1日に発効しており、国境をまたがる証拠調べについて統一的な手続の枠組みを作ることを目的としている。そこで、通常の場合は、嘱託原則（Rogationsprinzip）に従うこととし、原則として、①受訴裁判所（嘱託裁判所）が、外国の裁判所（受託裁判所）に対して、その国の法に従った証拠調べの実施を求める司法共助嘱託をするという方法に拠ることとしている（第10条から第16条までの規定）。例外的に、②受訴裁判所が、外国において自ら証拠調べをすることも可能である（第17条第1項）。ただし、この場合には、証拠調べが任意に基づくものであって、強制力を伴わずに実施できるものでなければならない（同条第2項）。本規則は、民事訴訟に関するハーグ条約（1954年）及び外国における証拠調べに関するハーグ条約（1970年3月18日）に優先するものである。
- (2) 上記のいずれの方法も、ハーグ証拠収集条約が規定する「中央当局」を経ずに他の構成国の権限ある受託裁判所に対して証拠調べの実施を直接に要請し、又は、受訴裁判所自らが、他の構成国において直接に証拠調べを実施するものであり、簡素化及び実効性の面で、大きく前進している。

また、①の方法については、嘱託の速やかな実施（第10条第1項）、立会権の保障（第11条）、受託裁判所の強制措置（第13条）、証言拒絶権の援用

による嘱託の実施の拒否（第14条）等の詳細が規定されている。さらに、②の方法についても、直接的な証拠調べの嘱託に対しては、受託国の重要な法原則に反する場合に限ってこれを拒否できるとしており、拒否事由が非常に限定されている点に（第17条第5項第c号）注意する必要がある。いずれにせよ、他の構成国の裁判所による迅速で効率的な証拠調べの実施を保障するために、司法協力を積極的に推し進めようとしており、開かれた証拠調べ手続の構築は、望ましいであろう。

<注>

- ¹⁾ Stein/Jonas/Wagner²², EuGVVO, Einleitung vor Art.1 Rdnr.74, Rauscher/Jan von Hein, EuZPR/EuIPR(2010), Einl EG-BewVO Rdn.1~3.

春日偉知郎「ヨーロッパ証拠法について」判例タイムズ1134号（2004年）47頁以下、同「続・ヨーロッパ証拠法について」判例タイムズ1140号（2004年）54頁以下参照。

5. 欧州執行名義規則

- (1) 本規則の最大の特徴は、執行許可手続（Exequaturverfahren）を廃止した点であり、しかも、他の規則に先駆けてこれを実現したところに意義がある。その経緯は、以下のようである¹⁾。

欧州共同体の設立当初から、構成国の間では、一つの共通の市場には司法の領域における協力が欠かせないという認識があった。そのため、民事及び商事事件における判決は、各国の法的な障壁を越えて通用し得るようにしなければならず、これによってのみ、全ての市場関係者の平等的な取扱いが可能になるとされた。もっとも、当時は、共同体にこうした課題のための立法権限は付与されておらず、独立した国際条約を介して裁判所の裁判について簡素化された承認及び執行手続を試みなければならなかった。すなわち、1968年の「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する条約（EuGVÜ）」（ブリュッセル条約）によって、外国裁判の承認及び執行が著しく簡素化され、政治的にも構成国間の相互信頼を著

しく促進した。その後、1992年のマーストリヒト条約を経て、学説及び共同体の組織内から、「欧州執行名義」の理念が提唱され、また、これに連携して執行判決請求手続の廃止が提案されたが、その当時は結実するに至らなかった。

1997年のアムステルダム条約（1999年に発効）において、自由、安全及び司法の領域の構築という政治的目標が採択され、民事事件における司法協力の領域における措置の発令権限が共同体に認められることとなった。そして、民事及び商事事件における裁判の承認及び執行の改善と簡素化のために、2002年には、ブリュッセル I 規則が前記の1968年の条約に代わることとなったが、なおも執行国における承認及び執行宣言を必要とするといった基本原則には変更がなかった。

これに先立って、1998年当時、既に理事会及び委員会は、新たな立法権限を包括的に行使しようと意図していたが、執行許可手続の廃止についてはまだ俎上に載せていなかった。その後の1999年のタンペレの欧州理事会会議において、民事事件における司法協力の礎としての相互承認の原則が確立され、欧州委員会は、消費者関連の少額請求の債務名義について中間手続を廃止する提案をすべきであるとした。そうした請求をめぐる裁判については欧州連合の構成国において、執行のための中間手続や執行拒絶事由を介さずに自動的に承認されるべきであるとされた。これによって、争いのない債権に関して執行許可手続を廃止することが当面の目標とされ、他の法領域に対する「水先案内人」となった。未回収の債権の取立ては、域内市場の円滑な機能に利害を持つ経済圏にとって必須の課題であったからである。そして、2002年4月には、欧州委員会が第一草案を提案し、2004年に本規則の制定となった。

- (2) 欧州連合は、「欧州執行名義」の概念によって、基本的に、以下に述べる二つの目的を達成しようとしている²⁾。だが、その際に、政策的な考慮から、直ちに民事訴訟法の全部の領域に変更を加えるのではなく、当面は一定の領域に限って一本規則では争いのない債権に限る一パイロット・プ

プロジェクトとして変更を試みることにした。

目的の第一は、統一的な手続であって、この手続に基づいて構成国の全てにおいて直接に執行力のある裁判を作り出すというものを構想することである。これは、効率的な司法へのアクセスに関係し、裁判が外国において執行されなければならないか否かに関係なく、そもそも手続を介して、まずは裁判（執行名義）自体を取得するというにある。

目的の第二は、裁判の発令後の執行にある。執行名義を作り出した手続の種類に関係なく、裁判が発令された後は、この執行名義は、欧州連合内において自由に通用力を有するものとすべきである。執行へのアクセスは、全ての構成国において、さらなる要件の審査を必要とせずに、可能なものでなければならない。本規則は、主としてこうした目的に関係している。ある構成国において発令された執行名義は、他の構成国においても、内国執行名義と同様に取り扱われることになる（第20条第1項）。

もっとも、執行名義の成立自体は構成国の手続によって行われるため、本規則は、事後的に見て、こうした構成国の手続が本規則において定められている最小限の要件を満たしていなければならないとする。すなわち、ある国の執行名義であって、他の国において執行せられるべきものに対しては、特別の執行判決請求手続において執行力が付与されるということが原則である。他方、本規則は、民事及び商事事件において、こうした執行法上の本来の原則からの乖離を試みたものである。判決手続が実施された本来の構成国において、その手続の終結後に、改めて確認手続（第6条）を設けて、この手続において欧州執行名義としての性質が付与されて、これに基づいて欧州連合において広く通用することになる。したがって、国内執行名義は、最小限の要件を満たす場合に、欧州執行名義としての地位を得て、全ての構成国において執行力を備えることになる。執行が営まれるであろう潜在的な構成国は、基本的にこれに関与することはない（第21条第2項）。

こうして、ある構成国において成立した執行名義を他の構成国において

執行するための前提要件である執行判決請求—執行許可手続—は、本規則の適用領域において廃止されることとなる。執行名義の対象となる債権は、債務者によって争われないことの証明があった債権である。債権者は、事前の承認又は執行宣言なくして全ての構成国において直接に執行を行い、執行構成国においては公序による審査もほとんど行われな（第21条参照）。これによって、国境をまたがる債権執行は、域内市場において費用と時間とを著しく節約することができるようになる。このようにして、「原産地国主義（Herkunftslandprinzip）」³⁾は、国際民事訴訟法においても実現されるとともに、本規則は、欧州督促手続規則、欧州少額請求手続規則などとあいまって、ヨーロッパ民事訴訟法「規則」の「第二世代」を形成することとなる。

- (3) 承認拒絶事由についても、判決構成国における審査が要求されており、執行構成国には、執行すべき裁判が執行国の裁判又は執行構成国において承認されるべき裁判と抵触するか否かの審査のみが認められているに過ぎない（第22条参照）。執行構成国は、いかなる中間手続をも経ずに欧州執行名義の執行を義務付けられており、この点において執行法上の「体系の転換」を認めることができる。そして、こうした体系の転換を根拠づけているのは、構成国の正規の司法に対する相互信頼の原則（前文第18）である。
- (4) 執行許可手続の廃止に伴って、債務者は、執行構成国における拒絶事由に基づく救済の可能性も否定されることになる。全ての異議は、判決構成国においてあらかじめ主張しておかなければならない。判決構成国における確認手続自体は、債務者の関与なくして行われ、本規則は、この確認に対する真の救済を、第6条第2項を別として、特に規定していないし、遠隔地及び言語の相違を考慮すると、債務者の負担は著しい。債務者保護は著しく制限されている。

他方、債権者にとっては、執行構成国の裁判所の裁判を必要とせず、外国における効率的な執行が可能になる。彼は、判決手続の裁判所において

欧州連合の全体において直接に執行可能な執行名義を取得でき、特に多数の欧州連合国において執行名義の執行を行う場合には著しく有利になる。

限られた紙面ではこれ以上は言及できないが、債務者保護の観点から、こうしたことに対する基本法上の疑問が多数浮上していることは確かであり⁴⁾、今後の推移を見守る必要があると考える。

<注>

- 1) Rauscher/Pabst, EuZPR/EuIPR(2010) Einl EG-VollstrTitelVO Rn.1 ff.
春日偉知郎「ヨーロッパ債務名義創設法（「争いのない債権に関するヨーロッパ債務名義の創設のための欧州議会及び理事会の規則」（2004年4月1日）について」国際商事法務32巻10号（2004年）1331頁以下。
- 2) Rauscher/Pabst, EuZPR/EuIPR(2010) Einl EG-VollstrTitelVO Rn.6 ff.
- 3) Hess, Europäisches Zivilprozessrecht, § 3 Rdn.18.
- 4) Rauscher/Pabst, EuZPR/EuIPR(2010) Einl EG-VollstrTitelVO Rn.33 ff.

6. 少額請求手続規則

- (1) 欧州少額請求手続をめぐっては¹⁾、欧州消費者訴訟の創設という発想を契機として、2005年の春には既に草案化されて、欧州委員会は、上限額を2千ユーロとする少額請求のための特別手続を設けることを予定した。しかし、この草案は実現をみずに、2007年6月に欧州少額請求手続の創設に関する規則（本規則）が制定されて、2009年1月に発効するに至った。

主たる目的は、訴額が比較的少額の訴訟について、債務名義を取得するための簡易、迅速かつ低廉な手続を準備することであり、また、個々の構成国における略式手続の相違によって生じている域内市場の競争のひずみに対して、債権者・債務者に対等の条件を保障しようとするにある（前文第(7)）。多くの請求権者は、請求額（2千ユーロ）に比して不相当な費用がかかるために国境をまたがる権利の実現を放棄しているが、実効性のある手続によってそうした国民経済上の損失を減少させることが可能になる。もちろん、市民に寄り添った簡易な手続は、定型的な原告としての

消費者を保護することにつながる。

- (2) 本規則は、民事及び商事事件における国境をまたがる訴訟であって、訴額が2千ユーロを超えないものに適用される²⁾ (第2条第1項, 第3条)。手続は、原則として書面によって行わなければならない (第5条第1項第1文)、訴状及び答弁書は、定型書式に記載する (第4条第1項, 第5条第3項)。弁護士強制はない (第10条)。証拠調べについては、裁判所に裁量が広く認められているが (第9条)、最も簡易かつ低廉な証拠方法を用いるべきであるとしている (第9条第3項)。不服申立てについては、それぞれの国内手続法が適用され (第17条)、欠席手続は規定されていないが、被告は、一定の場合、判決を言い渡した裁判所による判決の審査を求めることができる (第18条)。
- (3) 本規則による判決は、他の構成国において執行宣言又は承認手続を必要とせずに行うことができる (第20条)。この規定は、執行名義規則第20条以下及び督促手続規則第21条以下の規定に相応している。同様に、不服申立てにかかわらず又は担保の提供に係らしめることなく、執行可能である (第20条第1項, 第15条第1項)。強制執行の拒絶 (第22条第1項) 又は執行の停止若しくは制限 (第23条) の事由も、前記諸規則の該当する規定に相応している。
- (4) しかしながら、手続が簡素化されていることに伴い、例えば、口頭主義の排除、欠席判決の黙示的な容認 (第7条第3項)、不服申立て及び執行拒絶事由の極端な制限などについて、批判がないわけではない³⁾。とりわけ、欧州人権憲章第6条及び欧州連合裁判所の公正手続に関する判例との整合性について疑問が持たれている。また、仮執行宣言の効果 (第15条第1項) についても問題視されているほか、執行国における公序によるコントロールの放棄も、執行名義規則におけると同様に、憲法上の批判の対象となっている。さらに、消費者保護の観点からも、被告としての消費者は、外国の管轄に対して保護されていないし、例えば、インターネットによる通信販売を業とする法務部をもつ国際的な企業が原告となり、消費者を被告と

する訴訟の場合には、被告にとって、支払額や訴額に見合わない不相当な負担を強いられることになろう。こうした疑問は、今後の留意点としてなお残るであろう。

<注>

- 1) Rauscher/Varga, EuZPR/EuIPR(2010) Einl EG-BagatellVO Rn. 25 ff.,Stein/Jonas/Wagner³³(Band 10),Einleitung vor Art.1 EuGVVO Rdnr.76.

吉田元子「EU域内における少額請求手続」(1)(2完)千葉大学法学論集23巻1号(2008年)95頁以下,同2号43頁以下。

- 2) 予定されている改正提案第2条(適用範囲)において(COM(2013)794 final),訴額の上限は,1万ユーロに変更される予定である。

本規則の翻訳においては,改正予定の条文訳を掲載している。

Bartosz Sujecki, Änderung des Europäischen Verfahrens für geringfügige Forderungen,ZRP 2014,84 ff..

- 3) Rauscher/Varga, EuZPR/EuIPR(2010) Einl EG-BagatellVO Rn.62.

7. 督促手続規則

- (1) 支払不能に陥った債務者に対して判決手続によるよりも,むしろ,督促手続によって簡易,迅速かつ低廉な方法で債務名義を取得した方が得策である場合がしばしば存する¹⁾。この場合,債権者に発議責任(Initiativlast)が負わされるが,支払命令に対しては債務者が異議を申し立てたときに限り,判決手続へと移行する。こうした国内法上の督促手続の考え方をを用いて,国境をまたがる訴訟事件に対処しようとするのが督促手続規則であり,少なくとも当事者の一方が,事件の係属する構成国以外の構成国にその住所又は居所を有している場合に適用される(第3条)。また,その手続は,基本的に国内法上の督促手続と変わりがない。

- (2) 本規則第19条は,執行力のある欧州支払命令によって,執行許可手続(Exequaturverfahren)を必要とせず,他の構成国において承認及び執行ができると規定している。他方,執行名義規則第3条第1項第b号は,内国

督促手続により取得した債務名義をもって欧州執行名義とすることができるとし、同第5条によって、他の構成国において執行宣言を必要とせずに承認及び執行することができるとしている。それゆえ、執行許可手続を廃止した点に（第19条）、特に新味があるとは必ずしもいえない。

欧州督促手続の特徴は、むしろ、相違する国内法上の手続の非効率に対して、固有の統一的な規律をすることによって、請求権の実効性を効率的なものにするという点にある。また、債権者と債務者との間の利益衡量をした結果、批判がなかったわけではないが、債権者側に重きを置いて、欧州支払命令を、定型書式による一定の要件の審査に基づいて発することとし（第8条）、債務者には、例外的な場合における事後的な再審査を認めるにとどまっている（第20条）。

いずれにせよ、こうして出来上がった欧州督促手続は、それが統一的であるという点に特徴を有しており、民事手続法の他の主要な領域に対して手続統一化を促す重要な契機となるであろうことが期待されている。

- (3) 本規則は、民事及び商事事件において適用され、申立人が期限の到来している請求権を主張することを前提としている（第4条）。契約に基づく債権を通常は予定しており、契約外の債務関係に基づく請求権については、わずかな例外を別として、除外している（第2条）。また、少なくとも当事者の一方は、事件の係属する構成国以外の構成国にその住所又は居所を有しなければならず（第3条）、第3条により要求される「国境をまたがる関係」（grenzüberschreitende Bezug）が存しないときは、本規則の適用はない。

手続は、構成国における簡素化を目的としているため、方式化を徹底し、裁判所と両当事者間では書面の交換を、かつ、定型書式の利用を求めている。第7条第1項は、欧州支払命令を求める債権者の申立てを定型書式ですべきことを規定し、また、同第2項には必要的記載事項が定められている。

この申立てに基づいて、裁判所は、職権で、本規則の適用可能性について審査をし、また、管轄権及び「債権が理由のあるものか否か」を審査す

る(第8条)。裁判所は、要件の不備等について追完及び補正を命じ(第9条)、要件が主張された債権の一部についてのみ満たされている場合には、その債権の一部に限って欧州支払命令を発する(第10条)。申立人が第8条の追完又は補正に応じないときには、裁判所は申立てを却下する(第11条)。申立ての審査は、定型書式における記載に限定されており、形式上及び実体上の疑問がないときは、裁判所は、申立書の提出後30日以内に欧州支払命令を発し、これは相手方に送達される(第13条～第16条)。

相手方は、この送達後30日以内に、故障の申立てをすることができる。この故障の申立書に相手方は理由を記載する必要はなく、督促手続は、国内訴訟法による通常の民事手続に移行する(第17条)。他方、適時に故障の申立てがなされなかったときは、欧州支払命令に対して職権で執行宣言を付与する(第18条)。債権者は、改めて執行命令の発令を求める申立て(例えばドイツ民事訴訟法第699条第1項)をする必要がない点において、国内督促手続のような二段階を経る必要がない(一段階の手続)。こうした点に、欧州督促手続における債権者の負担軽減が図られている。

債務者は、一回の故障の申立期間を徒過すると、支払命令が「明らかに不当に」発令された等の例外を除き(第20条)、これ以上の異議の機会を失うこととなる。他方、申立人は、他の構成国における執行宣言手続を経る必要がなく、執行できる(第19条)。執行は、第21条に則して、それが実施されるべき構成国の国内法に従って行われ、例外的に、第22条の要件がある場合に限り拒絶される。

<注>

- ¹⁾ Rauscher/Gruber, EuZPR/EuIPR(2010) Einl EG-MahnVO Rn.1 ff.

野村秀敏「EC督促手続規則～ヨーロッパ執行名義取得のための独自の手続の創設」〔上〕〔中〕〔下〕国際商事法務40巻12号(2012年)1816頁、同41巻1号(2013年)79頁以下、同2号240頁以下。

8. 訴訟費用援助指令及びメディエーション指令

- (1) 訴訟費用援助指令は¹⁾、裁判管轄、送達、証拠調べ、判決及びその承認・執行といった中心的な問題に関わるものではないが、国境をまたがる訴訟について司法へのアクセスを改善するために、訴訟費用の援助のための共通の最小限の規定を定めることを求める指令である。この指令に基づいて、例えばドイツでは、国内法化が既になされている。
- (2) メディエーション指令は²⁾、民事及び商事事件の特定の分野について、裁判外紛争処理の問題に関与しようとするものである。指令の計画は、比較的控え目であり、ハードの部分とソフトの部分とに分けられる。執行力、秘密保持及び時効に関する第6条、第7条及び第8条は、前者に位置けられる。また、質の確保、利用の促進及び情報の提供に関する第4条、第5条及び第9条は、構成国に対して、目標を示すものであり、後者に属する。メディエーション指令は、第12条第1項により、2011年5月21日までに国内法化が求められている。

<注>

- ¹⁾ Stein/Jonas/Wagner²²(Band 10),Einleitung vor Art.1 EuGVVO Rdnr.84.
指令第1条第1項において、本指令の目的として、本文において述べる内容が規定されている。
- ²⁾ Stein/Jonas/Wagner²²(Band 10),Einleitung vor Art.1 EuGVVO Rdnr.80 ff.
中村匡志「民事及び商事事件における調停の特定の側面に関する2008年5月21日の欧州議会及び理事会指令（欧州共同体2008年52号）」国際商事法務36巻10号（2008年）1309頁以下、中原章雄「EUの調停指令と日本の調停」調停時報173号（2009年）7頁以下。

第5節 むすび

以上、EU民事司法の領域において、構成国の裁判所間における司法協力の努力が、様々な規則を通じて着実に稔りをもたらしつつあることを眺めてみた。また、その原動力は、国境をまたがる民事・商事事件の実効的で迅速な解決を促進し、EU域内の経済活動や人的交流に伴う法的リスクについて予測可

能性を高めることにより、域内市場及び生活圏における法的・手続的障害を除去して一層の活性化を図ろうとする意欲の中に求めることができる、と考えている。

もちろん、こうした民事司法における協力及び調和の前提として、それぞれの構成国の裁判制度及びこれを支える手続法の運用に対する「相互信頼」がなければ、たとえ構成国が、我々から見て比較的均質な裁判制度を備えていると思われるEUにおいてさえもこれを望むべくもないことと考える。そうした意味において、構成国が相互信頼の下に、私権の法的保護の領域において、国境という枠を取り払って、また、伝統的な主権理解から脱皮して、司法協力を実現しようとする方向性は¹⁾積極的に評価すべきものであることは確かである。また、このことは、国際裁判管轄及び外国判決の承認・執行をめぐる、緊張関係をはらんでいる国際社会—特に我が国を含む大陸法系諸国とアメリカとの間—の現状を前にして、より一層強く感ずるところである。欧州連合（EU）における司法協力の前向きな姿勢と開かれた民事手続の構築は、まさに他山の石として十分に参考にすべきものであることを確認し、EUの諸規則の翻訳がいささかでも寄与するところがあれば、幸いと思う次第である。

<注>

¹⁾ 第1節(3)参照。

末尾ではあるが、本翻訳に当たり、法務省大臣官房司法法制部司法法制課の西田俊一翻訳官から多大な御支援を賜ったことを記し、心より感謝を申し上げたい。

《規則一覧—正式名称・官報・略称（訳者による）—》

各規則の翻訳に際しては、ドイツ語の条文を用い、また適宜、英語の条文を参照した。

なお、各規則は、成立後に多数の改正を経ているため、可能な限り、最新の条文を訳すことに努めた。また、「少額請求手続規則」については、改正が

予定されていて、既に2013年11月13日に改正条文が公表されており、その発効が予定されているので (Documents/COM/2013/0794 Europäische Kommission KOM), 改正条文の訳を掲載した。

1. 民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する
2012年12月12日の欧州議会及び理事会の (EU) Nr.1215/2012規則
—官報 ABL (EG) 2012 Nr.L 351,1ff掲載—
—略称「ブリュッセル I a規則」—
2. 婚姻事件及び父母の責任に関する手続における裁判管轄並びに裁判の承認
及び執行に関する2003年11月27日の理事会の (EG) Nr.2201/2003規則, 並び
に (EG) Nr.1347/2000規則の廃止のための理事会の (EG) Nr.2201/2003規則
—官報 ABL (EG) 2003 Nr.L338,1ff掲載—
—改正 2004年12月2日 (ABL (EG) 2004 Nr.L367,1ff.) —
—略称「ブリュッセル II a規則」—
3. 構成国間の民事又は商事事件における裁判上及び裁判外の文書の送達
 (「文書の送達」) に関する2007年11月13日の欧州議会及び理事会の (EG)
Nr.1393/2007規則, 並びに理事会の (EG) Nr.1348/2000規則の廃止のための
(EG) Nr.1393/2007規則
—官報 ABL (EG) 2007 Nr.L324,79ff掲載—
—略称「送達規則」—
4. 民事又は商事事件における証拠調べの領域での構成国の裁判所間の協力に
関する2001年5月28日の理事会の (EG) Nr.1206/2001規則
—官報 ABL (EG) 2001 Nr.L174,1ff掲載—
—改正 2008年10月22日 (ABL (EG) 2008 Nr.L304,80ff.) —
—略称「証拠調べ規則」—
5. 欧州少額請求手続の創設のための2007年7月11日の欧州議会及び理事会の
(EG) Nr.861/2007規則
—官報 ABL (EG) 2007 Nr.L199,1ff掲載—
—改正予定 (前掲) 2013年11月19日提案 (COM (2013) 794final)

—略称「少額請求手続規則」—

6. 欧州督促手続の創設のための2006年12月12日の欧州議会及び理事会の
(EG) Nr.1896/2006規則

—官報 ABl, (EG) 2006 Nr.L399,1ff掲載—

—改正 2012年10月4日 (ABl, (EG) 2012 Nr.L283,1ff.) —

—略称「督促手続規則」—

7. 争いのない債権に関する欧州執行名義の成立のための2004年4月21日の欧州議会及び理事会の (EG) Nr.805/2004規則

—官報 ABl, (EG) 2004 Nr.L143,15ff掲載—

—改正 2008年10月22日 (ABl, (EG) 2008 Nr.L304,80ff.)

—略称「執行名義規則」—

8. 国境をまたがる訴訟事件において訴訟費用援助に関して共通の最小限の規定を確定することによって法へのアクセスを改善するための2003年1月27日の理事会の2003/8/EG指令

—官報 ABl, (EG) 2003 Nr.L26,41ff.—

—略称「訴訟費用援助指令」—

9. 民事及び商事事件におけるメディエーションの特定の側面に関する2008年5月21日の欧州議会及び理事会の2008/52/EG指令

—官報 ABl, (EG) 2008 Nr.L136,3ff.—

—略称「メディエーション指令」—

- * 1.に関しては、「ブリュッセル I 規則」の翻訳として、中西康「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する2000年12月22日の理事会規則 (EC) 44/2001 (ブリュッセル I 規則)」〔上〕〔下〕国際商事法務30巻3号 (2002年) 311頁以下、同30巻4号465頁以下があり、また、同「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するブリュッセル条約」(一) (二完) 民商法雑誌122巻3号 (2000年) 426頁以下、同4・5号712頁以下には詳細な解説が付されている。

2.に関しては、半田吉信「国境を越えた子の連れ去りとヨーロッパ監護権条約、ブリュッセルⅡa規則及びハーグ親責任条約」〔千葉大学大学院人文社会科学研究所研究プロジェクト報告書第253号『日独比較民事法』〕(2013年)1頁以下参照。また、同書64頁以下にⅡa規則の翻訳がある。

関連するものとして、『人事訴訟事件等についての国際裁判管轄に関する外国法制等の調査研究報告書』(平成24年1月・商事法務)がある。

3.に関しては、安達栄司「EUの新しい国際送達規則」成城大学法学会編『21世紀における法学と政治学の諸相』(2009年)277頁以下に翻訳及び解説がある。

4.に関しては、春日偉知郎「ヨーロッパ証拠法について」判例タイムズ1134号(2004年)47頁以下に翻訳及び解説が、また、同「続・ヨーロッパ証拠法について」判例タイムズ1140号(2004年)54頁以下には、ドイツにおける実施法の翻訳及び解説がある。

5.に関しては、吉田元子「EU域内における少額請求手続」(1)(2完)千葉大学法学論集23巻1号(2008年)95頁以下、同2号43頁以下に翻訳及び解説がある。

6.に関しては、野村秀敏「EC督促手続規則～ヨーロッパ執行名義取得のための独自の手続の創設」〔上〕〔中〕〔下〕国際商事法務40巻12号(2012年)1816頁以下、同41巻1号(2013年)79頁以下、同2号240頁以下に翻訳及び解説がある。

7.に関しては、春日偉知郎「ヨーロッパ債務名義創設法(「争いのない債権に関するヨーロッパ債務名義の創設のための欧州議会及び理事会の規則」(2004年4月21日)について)」国際商事法務32巻10号(2004年)1331頁以下に翻訳及び解説がある。

9.に関しては、中村匡志「民事及び商事事件における調停の特定の側面に関する2008年5月21日の欧州議会及び理事会指令(欧州共同体2008年52号)」国際商事法務36巻10号(2008年)1309頁以下に、また、中原章雄「EUの調停指令と日本の調停」調停時報173号(2009年)7頁以下に、それぞれ翻訳及

び解説がある。

本翻訳に当たっては、これらの優れた先行業績を参考にさせていただいた。本翻訳がこれらに大きく依拠していることを記して、感謝申し上げたい。

欧州連合（EU）民事手続法

1 民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する2012年12月12日の欧州議会及び理事会の（EU）Nr.1215/2012規則

—官報 ABl. (EG) 2012 Nr.L 351, 1ff.掲載—

—略称「ブリュッセル I a規則」—

欧州議会及び欧州連合の理事会は、欧州連合運営条約に基づいて、特にその第67条第4項及び第81条第2項第a号、第c号及び第e号に基づいて、欧州委員会の提案に対して、立法作業の草案を各国の議会に送付した後に、欧州経済・社会委員会の意見に従い、通常の立法手続を経て、以下の諸理由を考慮して、次の規則を採択した。

- (1) 2009年4月21日に、委員会は、民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する2000年12月22日の理事会の規則（（EG）Nr.44/2001）の適用に関する報告書を受領した。この報告書によれば、同規則の機能は一般的に満足のものではあるが、特定の規定の適用、裁判所の裁判の通用性及び権利へのアクセスについて更なる改善が可能であるとされた。そのため、いくつかの改正を行うべきであり、また、明確化のために同規則を新たに起草すべきである。
- (2) 欧州理事会は、2009年12月10/11日のブリュッセルでの会議において、「ストックホルム・プログラム—市民を保護する開かれた安全な欧州」と題する、新たな数年にわたるプログラムを採用した。このストックホルム・プログラムにおいて、欧州理事会は、プログラムに定める期間内に、中間に介在しているあらゆる手続（Exequaturverfahren—執行許可手続）の廃止を推進するべきであるとした。また、同時に、こうした執行許可手続の廃止は、一連の安全措置を伴うべきであるとした。
- (3) 欧州連合は、自由、安全及び司法の領域を保障し、とりわけ民事事件における裁判所の裁判及び裁判外の裁定の相互承認の原則を通じて司法へのアク

セスを容易にするという目標を設定した。欧州連合は、そうした領域を着実に構築するために、国境をまたがる民事事件における司法協力の領域において、一定の措置、とりわけ域内市場において円滑に機能するために必要な措置を講ずることとした。

- (4) 裁判管轄に関する各国の法規と裁判の承認との間に存する相違は、域内市場の円滑な機能を阻害している。それゆえ、民事及び商事事件における国際裁判管轄に関する規定を統一化し、かつ、構成国において下された裁判の迅速かつ簡易な承認及び執行を保障するための諸規定を採択することは不可欠なことである。
- (5) こうした諸規定は、欧州連合運営条約（AEUV）第81条の意味での民事事件における司法協力の領域に属する。
- (6) 民事及び商事事件における裁判について無条件の通用性を実現するために、裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する規定が、拘束力のある直接に適用可能な欧州連合の法行為によって定められることが必要かつ適切である。
- (7) 1968年9月27日に、当時の欧州共同体の構成国は、欧州経済共同体設立条約第220条第4号に基づいて、民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するブリュッセル条約を締結し、この条約は、その後、新たな構成国の加盟条約により修正されてきた（「1968年のブリュッセル条約」と呼ぶ。）。1988年9月16日に、当時の欧州共同体の構成国及び特定の欧州自由貿易連合諸国は、民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するルガーノ条約を締結し（「1988年のルガーノ条約」と呼ぶ。）、これにより、同条約は、1968年のブリュッセル条約と並行条約となった。2000年2月1日に、1988年のルガーノ条約は、ポーランドに適用可能となった。
- (8) 1968年のブリュッセル条約は、欧州連合運営条約（AEUV）の適用範囲にある構成国の相互間において主権領域に関してデンマークを除外していたけれども、2000年12月22日に、理事会は、(EG) Nr.44/2001規則を採択し、この規則が、ブリュッセル条約に代わることとなった。理事会の2006/325/EG

決定によって、共同体は、デンマークとの間で、デンマークにおける（EG）Nr.44/2001規則の規定の適用に関する条約を締結した。1988年のルガーノ条約は、2007年10月30日に共同体、デンマーク、アイスランド、ノルウェー及びスイスによってルガーノにおいて署名された、民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する条約（「2007年のルガーノ条約」と呼ぶ。）によって改正された。

- (9) 1968年のブリュッセル条約は、その属地的適用範囲に存する構成国であって、欧州連合運営条約（AEUV）第355条の適用に基づき本規則から除外されている構成国の主権領域に関しては、そのまま適用される。
- (10) 本規則の物的適用範囲は、いくつかの確定された法領域を除き、民法及び商法の本質的な部分に及ぶものとする。また、扶養事件における裁判管轄、適用法、裁判の承認及び執行並びに協力に関する2008年12月18日の（EG）Nr.4/2009の理事会規則の採択に基づいて、特に扶養義務は、本規則の適用範囲から除かれる。
- (11) 本規則の目的のために、複数構成国に共通の司法機関、例えばBenelux Court of Justice（ベネルックス司法裁判所）といった司法機関は、それが本規則の適用範囲に属する事件においてその管轄権を行使する場合には、本規則における構成国の裁判所に含まれる。
- (12) 本規則は、仲裁裁判権については適用されない。本規則は、構成国の裁判所において、当事者が国内法に従い仲裁裁判権に付託すること、その手続を停止し若しくは取り下げること、又は、当事者が仲裁合意をした係争物に基づいて申立てをする場合に、仲裁合意が無効であるか、失効しているか若しくは履行不能であるかということを審査することを妨げるものではない。

構成国の裁判所が、仲裁合意が無効であること、失効していること又は履行不能であることについて裁判するときは、この裁判は、裁判所が裁判を本案においてしたか前提問題においてしたかを問わず、裁判の承認及び執行に関する本規則の規定に服しない。

他方、本規則又は各国内法により管轄権を有する構成国の裁判所が、仲裁

合意が無効であること、失効していること又は履行不能であることを確定するときは、裁判所の本案における裁判は、本規則に従い承認及び執行することができる。仲裁判断の承認及び執行に関しては、構成国の裁判所の管轄権は、1958年6月10日にニューヨークにおいて署名された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（「1958年のニューヨーク条約」と呼ぶ。）と一致して、本規則に優先するものであり、妨げられない。

本規則は、特に、仲裁廷の構成、仲裁人の権能、仲裁手続の実施、又はこうした手続のその他の側面に関連して、訴え又は付随手続に対して適用されず、また、仲裁判断の審査、取消、承認若しくは執行に関する訴え又は裁判に対して適用されない。

- (13) 本規則に属する手続と構成国の主権領域との間には、関連性が存在しなければならない。したがって、管轄に関する共通規定は、原則として、被告がいずれかの構成国にその住所を有するときに適用されるべきものとする。
- (14) いずれかの構成国に住所を有しない被告は、一般的に、受訴裁判所が存する構成国の主権領域において適用される国内法の管轄規定に服する。ただし、本規則中のいくつかの管轄規定は、消費者及び労働者の保護を保障するため、専属管轄事件において構成国の裁判所の管轄権を保護するため、及び当事者自治を尊重するために、被告の住所とは関係なく適用すべきものとする。
- (15) 管轄規定は、非常に予見可能性の高いものであり、かつ、原則として被告の住所に従い定まるものとすべきである。こうした管轄は、訴訟物又は当事者の契約自由に基づいて異なる連結点が正当化される若干の詳細に確定された事例を除いて、所与のものとしてあるべきである。法人の住所地は、共通規定の透明化を強化し、権限の抵触を回避するために、本規則自体において定義づけられなければならない。
- (16) 被告の住所地の裁判籍は、裁判所と法的紛争との間の密接な関連に基づいて又は秩序ある司法のために認められるべき選択的な裁判籍によって補充されるべきである。密接な関連という要件は、法的安定性をもたらし、相手方

当事者が合理的に予測し得ないような構成国の裁判所に訴えられることを阻止すべきためのものである。このことは、誹謗中傷を含む、私的な領域又は人格権に対する侵害を理由とする契約外の債務関係に関する法的争訟に関して特に重要である。

- (17) 構成国の主権領域から違法に持ち出された文化財の返還に関する1993年3月15日の理事会指令93/7EWG第1条第1号の意味における文化財の所有者は、この財貨の取得を回復するために、本規則に従い、裁判所に提訴する時点において文化財が存する地の裁判所に、所有権に基づく民事訴訟を提起すべきものとする。こうした訴えは、指令93/7EWGにより開始された手続を妨げるものではない。
- (18) 保険契約、消費者契約及び労働契約においては、弱者たる当事者は、その者にとって、一般的な管轄の規律よりも有利な管轄規定によって保護されるべきである。
- (19) 本規則において定められている専属管轄は別として、裁判籍の選択に関する当事者の契約自由は、制限された契約自由のみが許容されている保険契約、消費者契約及び労働契約の場合を除き、維持されるべきである。
- (20) ある構成国の裁判所（複数の裁判所も）に有利な裁判籍の合意が実体的に無効であるか否かという問題が生じた場合には、裁判籍の合意において掲げられた裁判所（複数の裁判所も）の構成国の抵触法を含む法に従って裁判すべきものとする。
- (21) 調和のとれた司法のために、並行手続は、可能な限り避けなければならず、これによって、異なる構成国において相互に抵触する裁判がなされないようにする必要がある。訴訟係属及びこれに関連する手続の問題を解決し、また、手続が係属する時点の確定について個々の国で相違することによって生じる問題を避けるために、明確で、かつ、効果的な規律を行うべきである。本規則のこうした目的のために、手続が係属する時点は、自律的に確定されるべきである。
- (22) もっとも、専属的な裁判籍の合意の効果を改善し、濫用的な訴訟戦術を避

けるためには、並行手続になる可能性のある特別な場合において満足のいく規律を実現するために、一般的な訴訟係属規定からの例外を定める必要がある。その際に問題となるのは、専属的な裁判籍の合意において約定されなかった裁判所における手続が係属せしめられて、かつ、その後に当事者間で同一の請求を理由として約定された裁判所に訴えが提起される場合である。そのような場合においては、先に訴えの提起があった裁判所は、合意された裁判所に訴えが提起されたならば直ちに、そうした後に訴えの提起があった裁判所が、専属的な裁判籍の合意の下では管轄権を有していないと宣言するまでは、手続を停止しなければならない。これによって、そうした場合に、合意のあった裁判所は、合意の効力と並んで、その合意が自らに係属している法的紛争に対してどの範囲において適用されるかということについて、優先的に裁判することを保障されることとなる。合意のあった裁判所は、合意のなかった裁判所が手続を停止する旨の裁判を既に行っているか否かに関わりなく、手続を続行することができるべきである。

こうした例外的な規律は、当事者が、対抗的に専属的な裁判籍の合意をしている場合又は専属的な裁判籍の合意において約定された裁判所に先に訴えが提起された場合には適用されるべきでない。そうした場合には、本規則の一般的な訴訟係属の規律が適用される。

(23) 本規則は、構成国の裁判所が、第三国の裁判所に係属している手続を考慮し、特に第三国において言い渡された裁判を関係構成国において関係構成国の法に従って承認し、執行することが可能か否かという問題を考慮することを可能にする柔軟な規律を包含すべきである。

(24) 整序された司法を考慮するならば、関係する構成国の裁判所は、自らに係属している事件のあらゆる事情を審理すべきである。そうした事情として、関係する第三国に対する訴訟物及び両当事者の結び付きも含まれるほか、第三国における手続が、構成国の裁判所で手続が開始された時点において既にどの程度進行しているかといった問題や、第三国の裁判所が適切な期間内に裁判を言い渡すことが期待できるか否かといった問題も含まれる。

その際には、構成国の裁判所が専属的に管轄権を有するとした場合の諸事情の下で、第三国の裁判所が当該事件において専属的に管轄権を有するか否かという問題も、検討され得る。

- (25) 保全処分を含む仮処分の概念中には、例えば、知的所有権の実行のための2004年4月29日の欧州議会及び理事会の2004/48/EG指令第6条及び第7条の意味における証拠調べ又は証拠保全の命令も含まれる。証人尋問の命令のような保全を目的としない処分は、ここには含まれるべきでない。民事及び商事事件における証拠調べの領域での構成国の裁判所間の協力に関する2001年5月28日の理事会の規則（EG）Nr.1206/2001の適用は、これによって妨げられない。
- (26) 欧州連合内の司法における相互信頼は、ある構成国において言い渡された裁判は、特別の手続を必要とせずに、全ての構成国において承認される、との原則を正当とするものである。また、国境をまたがる法的紛争について時間と費用を節約するためには、受託構成国において先行しなければならないとされていた執行宣言を廃止することが正当である。したがって、ある構成国の裁判所によって言い渡された裁判は、それが受託構成国において言い渡されたものと同様に扱われるべきである。
- (27) 裁判の自由な流通（freier Verkehr）のためには、ある構成国において言い渡された裁判は、それが構成国に住所を有しない者に対して言い渡された場合であっても、他の構成国において承認及び執行されるべきである。
- (28) ある裁判が、受託構成国の法において認められていない処分又は命令を含んでいるときは、そこに示されている法を含むこれらの処分又は命令は、可能な限り、受託構成国の法により匹敵すると認められる効果を伴い、かつ、類似の目的を志向する処分又は命令に即応せしめられる。
- (29) ある構成国において言い渡された裁判を受託構成国において執行宣言なしに直接に執行することは、これに対する防御権を侵害するものであってはならない。それゆえに、債務者が、承認拒絶事由の一つが存すると考える場合には、当該裁判の承認又は執行の拒絶を申し立てることができるとされるべ

きである。債務者が自己の防御を準備する機会を与えられなかったとの事由は、ここに含まれるべきであり、刑事手続中であつたため、民事上の訴えの裁判が欠席のまま言い渡されたといった場合がこれに属する。また、1968年のブリュッセル条約第59条によって締結された、受託構成国と第三国との間の協定に基づいて主張することが可能な事由もこれに属するべきである。

- (30) 他の構成国において言い渡された裁判の執行の取消しを求める当事者は、受託構成国の法体系と可能な限り一致する範囲で、そこでの手続において、本規則に掲げる拒絶事由とは別に、各国の法において規定されている拒絶事由をもその法において規定されている期間内に主張できるものとすべきである。ただし、裁判の承認については、本規則に掲げる拒絶事由の少なくとも一つが存在する場合に限って拒絶されるべきである。
- (31) 裁判の執行の取消しを求める手続が係属している限り、受託構成国の裁判所は、そうした取消しを理由とする手続及びこれに対抗する法的救済を含む全ての手続において、執行を制限すること又は担保の提供を条件として執行の続行を認めることができるとすべきである。
- (32) 他の構成国において言い渡された裁判の執行について債務者に教示を与えるために、本規則に従って作成された証明書—必要な場合には、裁判と合体して—が、最初の執行処分に先立つ適切な期間内に債務者に送達されるべきである。これとの関連において、そうした送達後の最初の執行処分を、最初の執行処分とみなすこととする。
- (33) 保全処分を含む仮処分が、本案について管轄権を有する裁判所によって命じられたときは、そうした処分の自由な流通は、本規則によって保障されるべきである。もとより、保全処分を含む仮処分であつて、被告をあらかじめ呼び出さずに命じたものは、本規則により、承認及び執行されるべきではない。ただし、処分を含む裁判が、執行に先だつて債務者に送達された場合は別とする。この場合においては、そうした処分の承認及び執行は、各国の法に従い排除されるべきではない。保全処分を含む仮処分が、本案における裁判について管轄権を有しない裁判所によって命じられたときは、その処分の

効果は、本規則に従い、関係構成国の主権領域に限定されるべきである。

- (34) 1968年のブリュッセル条約、(EG) Nr.44/2001規則及び本規則三者間の連続性を維持するために、経過規定を定めるべきである。また、欧州連合裁判所による1968年のブリュッセル条約及びこれに代わる規則の解釈についても同様のことが妥当する。
- (35) 構成国が引き受けている国際的な義務を遵守するために、本規則が、構成国によって締結された特別な法領域における条約に対して影響を及ぼすことは許されない。
- (36) 条約に基づく構成国の義務を妨げないようにするために、本規則は、第三国と構成国との間で (EG) Nr.44/2001規則の発効以前に締結された二国間の条約及び協定であって、本規則において規律される事件に対して適用されるものを妨げてはならない。
- (37) 本規則によってなされる裁判、公の証書及び裁判上の和解の承認及び執行に関して、そこで用いられるべき証明書を最新の状態に置くことを確保するために、本規則の付録 I 及び II の変更に関する法的行為を採択する権限を、欧州連合運営条約第290条に従い、欧州委員会に移譲すべきである。とりわけ重要なことは、欧州委員会がそこの準備作業に際して適切な審議を専門家レベルにおいても行うことである。委譲された法的行為の準備及び取りまとめに当たり、欧州委員会は、関係文書が欧州議会及び理事会に同時に、適時に、かつ、適切な方法によって伝達されるよう配慮すべきである。
- (38) 本規則は、欧州連合の基本権憲章によって承認された基本権及び基本原則、とりわけ、第47条において保障されている、実効的な法的救済及び中立的な裁判所を求める権利と調和するものである。
- (39) 本規則の目標を、構成国のレベルにおいて十分には実現し得ず、この目標を欧州連合のレベルにおいてより適切に実現するために、欧州連合は、欧州連合条約第5条による補充性原則 (Subsidiaritätsprinzip) に合致した行動をとることができる。本規則は、同条に掲げる相当性原則 (Grundsatz der Verhältnismäßigkeit) に合致し、この目標の実現に必要な措置を超えるもの

ではない。

- (40) 連合王国及びアイルランドは、欧州連合条約及び当時の欧州共同体設立条約における両国の地位に関する附属議定書第3条に従い、(EG) Nr.44/2001規則の採択及び適用に参加した。欧州連合条約及び欧州連合運営条約における連合王国及びアイルランドの地位に関する附属議定書第21号の第3条により、自由、安全及び司法の領域に関して、連合王国及びアイルランドは、両国が本規則の採択及び適用に参加する旨を通知している。
- (41) 欧州連合条約及び欧州連合運営条約におけるデンマークの地位に関する附属議定書第22号の第1条及び第2条により、デンマークは、本規則の採択に参加せず、また、本規則に拘束されることもその適用の義務もない。ただし、デンマークは、民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する欧州共同体とデンマーク王国との間の2005年10月19日の協定第3条により、(EG) Nr.44/2001規則の修正を適用することを妨げられない。

第1章 適用範囲及び定義規定

第1条① 本規則は、裁判権の種類に関係なく、民事及び商事事件において適用される。税務及び関税事件並びに行政法上の事件又は主権行使 (*acta iure imperii*) の領域における作為若しくは不作に関する国家責任には適用されない。

② 本規則は、以下のものには適用されない。

- (a) 身分関係、権利能力及び行為能力、並びに、自然人の法定代理、夫婦財産制又は夫婦関係に適用される法に従って夫婦に相当する効果を生じさせる関係に基づいて生じる財産制
- (b) 破産、和議及びこれに類する手続
- (c) 社会保障
- (d) 仲裁
- (e) 家族関係、親族関係若しくは婚姻関係に基づく扶養義務又は姻族関係に基づく扶養義務

- (f) 遺言及び相続の領域であって、死亡により発生する扶養義務を含む。

第2条 本規則の目的のために、以下の文言は次のことをいう。

- (a) 「裁判」とは、構成国の裁判所によって言い渡された全ての裁判をいい、判決、決定、命令、支払命令又は執行決定、裁判所職員の費用確定決定といった名称に関わらない。

第3章の目的のために、「裁判」との表現は、本規則により本案について管轄権を有する裁判所によって命じられた保全処分を含む仮処分をも包括するものとする。これには、被告が事前の呼出しを受けずに裁判所によって命じられた保全処分を含む仮処分は含まれない。ただし、被告に対して執行に先立って送達があった処分を含む裁判についてはこの限りでない。

- (b) 「裁判上の和解」とは、構成国の裁判所によって承認された和解又は手続の過程において構成国の裁判所の面前において締結された和解をいう。

- (c) 「公の証書 (öffentliche Urkunde)」とは、原構成国において公の証書として正規に作成又は登録され、かつ、その証明力が、

- i) 署名及び公の証書の内容に関するものであること、及び、
- ii) 官庁又は権限を有するその他の部局によって確定されていること。

- (d) 「原構成国 (Ursprungsmitgliedstaat)」とは、裁判が言い渡され、裁判上の和解が承認若しくは締結され、又は公の証書が正規に作成若しくは登録された構成国をいう。

- (e) 「受託構成国 (ersuchter Mitgliedstaat)」とは、裁判の承認が主張され、又は裁判、裁判上の和解若しくは公の証書の執行が申し立てられている構成国をいう。

- (f) 「原裁判所 (Ursprungsgericht)」とは、裁判を言い渡し、裁判の承認が主張され又は裁判の執行が申し立てられている裁判所をいう。

第3条 本規則の目的のために、「裁判所」の概念は、以下の官庁であって、本規則の適用範囲に含まれる事件について管轄権を有する範囲において、かつ、その限りにおいて、そうした官庁をも含むものとする。

- (a) ハンガリーにおいては、簡易な督促手続 (fizetési meghagyásos

eljárás) については公証人 (közjegyző)

- (b) スウェーデンにおいては、簡易な督促手続 (betalningsföreläggande) 及び援助手続 (handräckning) については執行庁 (Kronofogdemyndigheten)

第2章 管轄

第1節 一般規定

第4条① 本規則に別段の定めがある場合を除き、構成国の主権領域に住所を有する者に対しては、その国籍に関係なく、その構成国の裁判所に訴えを提起することができる。

- ② 住所を有する構成国に国籍を有していない者に対しては、その構成国の国民について基準となる管轄規定が適用される。

第5条① 構成国の主権領域にその住所を有する者に対しては、第2章第2節から第7節までの規定に従ってのみ、他の構成国の裁判所に訴えを提起することができる。

- ② 第1項に掲げる者に対しては、とりわけ、構成国が欧州委員会に対して第76条第1項第a号により通知した国内管轄規定を主張することはできない。

第6条① 被告が構成国の主権領域に住所を有していないときは、第18条第1項、第21条第2項、第24条及び第25条の場合を除き、各構成国の裁判所の管轄は、その自国法に従って定める。

- ② 構成国の主権領域に住所を有しない被告に対して、構成国の主権領域に住所を有する全ての者は、その者の国籍に関係なく、その構成国において、そこで適用されている管轄規定、特に、構成国が欧州委員会に対して第76条第1項第a号により通知した管轄規定を、その構成国の国民と同様に主張することができる。

第2節 特別管轄

第7条 構成国の主権領域に住所を有する者に対しては、以下の場合、他の構成国において訴えを提起することができる。

- 1 (a) 契約又は契約に基づく請求権が、その義務が履行され又は履行される

べき地の裁判所における手続の対象である場合

(b) 本規定の意味において一異なる合意が存しない限りにおいて一義務の履行地とは、

—動産売買については、その動産が契約により給付された又は給付されるべきであった構成国の地

—役務提供については、それが契約によって提供された又は提供されるべきであった構成国の地

(c) 第b号が適用されないときは、第a号が適用される。

2 不法行為若しくは不法行為に相当する行為又はそうした行為に基づく請求権が手続の対象であるときは、損害結果が発生し又は発生するおそれのある地の裁判所

3 損害賠償を求める訴え又は原状回復を求める訴えであって、刑事上罰すべき行為に起因する場合には、公の訴追がなされる刑事裁判所。ただし、その裁判所が民事法上の請求権について自国法に基づいて裁判することができる場合に限られる。

4 93/7/EWG指令第1条第1号の意味における文化財の返還を所有権に基づいて求める民事法上の請求権が問題となる場合であって、そうした請求権が、物の返還を求める権利を自ら請求する者によって主張される場合には、裁判所への訴えの時点において文化財が存在する地の裁判所

5 支店、代理店又はその他の営業所の営業に起因する訴訟が問題となる場合には、これらが存する地の裁判所

6 法律に基づく信託又は書面で行われ若しくは書面で確認された法律行為によって設定された信託の設定者、受託者又は受益者に対する訴えが問題となる場合には、その信託が本拠地とする主権領域に属する構成国の裁判所

7 海難救助又は海難救助作業のために負担した海難救助料であって、貨物又は輸送債務のために支出されたものの支払を求める訴訟については、この貨物又は輸送債務について、

- (a) 支払を担保するために差押がなされた裁判所、又は、
- (b) 差押がなされるはずであるが、それについて保証又はこれ以外の担保の提供がなされている裁判所

本号の規定は、被告が、海難救助又は海難救助作業の時点において、貨物若しくは輸送債務に関する権利を有していたとの主張がなされる場合に限り適用される。

第8条 構成国の主権領域に住所を有する者に対しては、以下の裁判所にも訴えを提起することができる。

- 1 複数の者が共同して訴えられる場合には、被告の一人が住所を有する地の裁判所。ただし、訴えについて、手続を分離した場合に矛盾する裁判が言い渡される可能性があるため、これを回避するためには、訴えについて一つの共通の弁論及び裁判を必要とするような密接な関連性がある場合に限る。
- 2 担保に基づく訴え（Klage auf Gewährleistung）又は参加の訴え（Interventionsklage）が問題となる場合には、本訴の裁判所。ただし、本訴が、この者に対して本来の管轄裁判所の管轄を妨げるためにのみ提起されているときは、この限りでない。
- 3 反訴が、本訴が依拠すると同一の契約又は事実関係に基づいている場合には、本訴が係属している裁判所
- 4 契約又はこれに基づく請求権が手続の対象であり、その訴えが、同一の被告に対する不動産に関する物権に基づく訴えと併合可能である場合には、その主権領域に不動産が存在している構成国の裁判所

第9条 構成国の裁判所が、船舶の使用又は運転に基づく責任義務を理由とする手続の裁判について本規則に基づいて管轄権を有するときは、この裁判所又はその構成国の法により定まるこれに代わる別の裁判所は、責任制限を求める訴えについても管轄権を有する。

第3節 保険事件についての管轄

第10条 保険事件における訴えについては、その管轄は、第6条及び第7条5号

を妨げることなく、本節に従って定める。

第11条① 構成国の主権領域に住所を有する保険者に対しては、以下の裁判所に訴えを提起することができる。

- (a) 保険者が住所を有する構成国の裁判所
- (b) 別の構成国における保険契約者、被保険者又は受益者の訴えについては、原告が住所を有する地の裁判所
- (c) 共同保険者がいる場合は、代表保険者が提訴された構成国の裁判所

② 保険者が、構成国の主権領域に住所を有していない場合であっても、構成国において支店、代理店又はその他の営業所を有するときは、その営業に基づく訴訟については、この構成国の主権領域において住所を有するものとみなす。

第12条 責任保険又は不動産に関する保険については、損害結果が発生した地の裁判所においても保険者に対して訴えを提起することができる。同一の保険契約において動産と不動産とについて付保がなされ、同一の損害が関係する場合にも、同様とする。

第13条① 責任保険については、保険者に対して、被害者から被保険者に対する訴えが係属している裁判所においても、訴えを併合提起することができる。ただし、訴えが提起された裁判所の法が認めている場合に限る。

② 被害者が保険者に対して直接に提起する訴えについては、第10条、第11条及び第12条を適用する。ただし、そうした直接的な訴えが認められる場合に限る。

③ 直接的な訴えについて定めている法が、保険契約者又は被保険者に対する訴訟告知を規定しているときには、これらの者について同一の裁判所が管轄権を有する。

第14条① 第13条第3項が規定する場合を除き、保険者は、相手方が保険契約者、被保険者又は受益者のいずれであるかを問わず、その主権領域において被告が住所を有する構成国の裁判所においてのみ訴えを提起することができる。

- ② 本節の規定は、本節の規定に従って本訴が係属している裁判所に対して、
反訴を提起する権利を妨げるものでない。

第15条 以下の場合に限り、本節の規定と異なる合意をすることができる。

- 1 合意が、訴訟の発生後に行われるとき。
- 2 合意が、保険契約者、被保険者又は受益者に対して、本節において掲げる裁判所以外の他の裁判所に提訴する権能を付与するとき。
- 3 合意が、保険契約者と保険者とが契約締結の時点においてが同一の構成国においてその住所又は常居所を有している構成国においてなされている場合であって、損害結果が外国で発生した場合であっても、この構成国の裁判所に管轄権が生じるとする内容であるとき。ただし、そうした合意がこの構成国の法に従い認められない場合を除く。
- 4 合意が、構成国に住所を有していない保険契約者によって締結されているとき。ただし、その合意が、法律上締結を義務付けられている保険（強制保険）又は構成国に所在する不動産に関する保険については除く。又は、
- 5 合意が、第16条に掲げる危険の一つ若しくは複数を填補する保険契約に関するとき。

第16条 第15条第5号に掲げる危険とは、以下のものをいう。

- 1 全損害であって、
 - (a) 公海船、航行設備又は航空機に関して、営業目的の使用に結び付いている危険から生じたもの
 - (b) 運送貨物、旅客の別枠手荷物であって、これらが専ら又は一部において船舶又は航空機によって輸送されるもの
- 2 旅客の人的損害又はこの者の手荷物の損害に関する責任を除いた、全ての種類の責任義務であって、
 - (a) 第1号(a)による公海船、航行設備又は航空機の使用又は営業から生じたもの。ただし、航空機に関しては、航空機が登録されている構成国の法規により、そうした危険の保険に関して管轄の合意を禁止している場合は除く。

(b) 第1号(b)の意味における運送中に運送貨物によって生じた損害

3 第1号(a)による公海船、航行設備又は航空機の使用又は営業に関連する経済的損失、特に運送上の損失又はチャーター損失

4 第1号から第3号までに掲げる危険の一つと関連する何らかの付随的危険

5 第1号から第4号が規定する場合を除き、保険又は再保険の引受け又は行使に関する2009年11月25日の欧州議会及び理事会の2009/138/EG指令における定義規定に則した全ての「巨額損害」

第4節 消費者事件における管轄

第17条① 消費者たる人（者）が、この者の職業若しくは営業活動に帰せしめることのできない目的のために締結した契約又はそうした契約に基づく請求権が、手続の対象であるときは、以下の場合、その管轄は、第6条及び第7条5号が規定する場合を除き、本節に従う。

(a) 動産の割賦販売契約

(b) 動産の購入の融資を目的とする、分割弁済の金銭消費貸借又はその他の信用貸付（Kreditgeschäft）、又は、

(c) これ以外の場合であって、契約の相手方が、消費者がその主権領域に住所を有する構成国において、職業上若しくは営業上の活動を行い又はその構成国若しくはその構成国を含む複数の国家においてそうした活動を行っており、かつ、その契約がそうした活動の範囲に含まれるもの

② 消費者の契約の相手方が、構成国の主権領域において住所を有しないが、構成国の一つにおいて支店、代理店又はその他の営業所を有するときは、その営業に基づく訴訟については、そうした構成国の主権領域において住所を有するものとみなす。

③ 本節は、交通・宿泊を内容とするパック旅行契約を除き、運送契約については適用されない。

第18条① 消費者の契約の相手方に対する訴えは、この相手方がその主権領域において住所を有する構成国の裁判所において、又はこの相手方の住所に関係なく、消費者がその住所を有する地の裁判所において提起することがで

きる。

- ② 契約の相手方の消費者に対する訴えは、消費者がその主権領域において住所を有する構成国の裁判所においてのみ提起することができる。
- ③ 本条の規定は、本節の定めにより本訴が係属している裁判所において反訴を提起する権利を妨げない。

第19条 本節の規定については、以下の場合に限り、合意により別段の定めをすることができる。

- 1 合意が、訴訟の発生後に行われるとき。
- 2 合意が、消費者に対して、本節に掲げる裁判所以外の裁判所に訴える権能を認めるとき。
- 3 合意が、消費者とその相手方とが契約締結の時点において同一の構成国においてその住所若しくは常居所を有する構成国においてなされ、かつ、この構成国の裁判所の管轄を根拠づけるものであるとき。ただし、そうした場合がその構成国の法により認められない場合は除く。

第5節 個別的労働契約についての管轄

第20条① 個別的労働契約又は個別的労働契約に基づく請求権が手続の対象であるときは、第6条、第7条第5号に定める場合を別として、また、使用者に対する訴えが提起された場合には第8条第1号に定める場合を別として、管轄は本節に従う。

- ② 被用者が個別的労働契約を締結した使用者が、構成国の主権領域に住所を有しないけれども、構成国に支店、代理店又はその他の営業所を有するときは、使用者は、その事業から生じる訴訟については、使用者が構成国の主権領域において住所を有するものとみなす。

第21条① 構成国の主権領域に住所を有する使用者に対しては、以下の裁判所に訴えを提起することができる。

- (a) 使用者が住所を有する構成国の裁判所、又は、
- (b) 他の構成国においては、
 - i) 被用者が、通常その労働をし又は最後に労働していた地の裁判所、又

は、

- ii) 被用者がその労働を通常同一国において行わず若しくは行っていないときは、被用者を雇用していた営業所が存し又は存した地の裁判所

- ② 構成国の主権領域にその住所を有しない使用者に対しては、第1項第b号に従い、構成国の裁判所に訴えを提起することができる。

第22条① 使用者の訴えは、被用者がその住所を有する構成国の裁判所にのみ提起することができる。

- ② 本節の規定は、本訴が本節の定めに従い係属している裁判所に反訴を提起する権利を妨げない。

第23条 本節の規定については、以下の場合に限り、合意により別段の定めをすることができる。

- 1 合意が、訴訟の発生後になされたとき、又は、
- 2 合意が、被用者に対して本節に掲げる裁判所とは別の裁判所に提訴する権能を認めているとき。

第6節 専属管轄

第24条 以下の手続については、当事者の住所にかかわらず、構成国の以下の裁判所が専属管轄を有する。

- 1 不動産に関する物権並びに不動産の使用賃貸借又は用益賃貸借を対象とする手続については、不動産が所在する構成国の裁判所。

ただし、連続する最大で6か月間の一時的な私的利用のための不動産の使用賃貸借又は用益賃貸借に関する手続については、被告がその住所を有する構成国の裁判所も管轄を有する。ただし、使用賃貸借又は用益賃貸借について自然人に係わるものであって、所有者並びに使用賃借人又は用益賃借人がその住所を同一構成国内に有するときに限る。

- 2 会社若しくは法人の設立の有効、無効若しくは解散、又はそれらの機関の決議の効力を対象とする手続については、会社又は法人がその住所を有する構成国の裁判所。住所の存在をめぐる裁判については、裁判所は、自

国の国際私法の規定を適用する。

3 公簿への登録の有効性を対象とする手続については、その主権領域において登録が行われる構成国の裁判所

4 出願又は登録を必要とする特許、商標、意匠（Muster und Modell）及びこれらに類似の権利を対象とする手続については、それが訴え又は抗弁のいずれであるかを問わず、その主権領域において出願若しくは登録が申請され若しくは行われ、又は、欧州連合の法的行為若しくは二国間条約に基づいて行われたとみなされる構成国の裁判所

1973年10月5日にミュンヘンにおいて署名された欧州特許の付与に関する条約による欧州特許庁の管轄を妨げることなく、構成国のために付与された欧州特許の付与又は効力を対象とする全ての手続については、これを付与した構成国の裁判所が専属管轄を有する。

5 裁判に基づく強制執行を対象とする手続については、その主権領域において強制執行が行われるべき又は行われた構成国の裁判所

第7節 管轄に関する合意

第25条① 当事者が、その住所にかかわらず、構成国のある裁判所（単複）

によって、既に成立した訴訟又は特定の法律関係に基づいて将来生ずるであろう訴訟に関して裁判すべき旨の合意をしたときは、この構成国の裁判所（単複）が管轄を有する。ただし、この合意が、構成国の法に従い実体的に無効である場合は除く。構成国の裁判所（単複）は、当事者が異なる合意をしていない限り、専属管轄を有する。裁判管轄の合意については、以下の方式により締結されなければならない。

(a) 書面による合意又は確認書をもってする口頭での合意

(b) 両当事者間で成立している慣習に則した方式、又は、

(c) 国際商取引においては、商慣習に則した方式であって、当事者が知っていた若しくは知っているはずであり、かつ、当該取引領域におけるこの種の契約に関して一般的に知られ若しくは通常は尊重されているもの

② 合意を永続的に記録する電子的通知は、書面に相当するものである。

- ③ 書面に記載された信託条件（Trust-Bedingungen）において、設定者、受託者又は受益者に対する訴えについて構成国の裁判所（単複）が裁判すべき旨を定めている場合であって、信託の範囲内でこれらの者の関係又はその権利若しくは義務が争いとなっているときは、この裁判所（単複）が専属管轄を有する。
- ④ 裁判管轄の合意及び信託条件にあるそうした約定は、第15条、第19条又は第23条の規定に違反する場合、又は、管轄について約定されている裁判所が第24条に基づき専属管轄を有する場合には、無効とする。
- ⑤ 契約の一部である裁判管轄の合意は、その他の契約条件から独立した合意として取り扱われる。

裁判管轄の合意の効力については、契約が無効であるとの理由のみによって問題とする（争う）ことはできない。

第26条① 本規則の他の規定により構成国の裁判所に管轄がない場合であっても、被告が自らその裁判所で応訴したときには、その裁判所が管轄を有する。ただし、被告が管轄の不存在を主張するために応訴したとき、又は、他の裁判所が第24条に基づいて専属管轄を有するときは、この限りでない。

② 第3節、第4節又は第5節による訴訟であって、被告が保険契約者、被保険者、保険契約の保険金受取人、被害者、消費者又は被用者である訴訟においては、裁判所は、第1項により管轄を有すると宣言するに先立って、被告が裁判所の管轄の不存在を主張する権利及び手続に対する応訴又は不応訴の効果について教示を受けることを確保する。

第8節 管轄及び訴訟要件の調査

第27条 構成国の裁判所は、他の構成国の裁判所が第24条に基づいて専属管轄を有する訴訟について提訴があったときは、職権により管轄の不存在を宣言しなければならない。

第28条① 構成国の主権領域においてその住所を有する被告が、他の構成国の裁判所に訴えを提起され、その手続に応訴しない場合において、本規則によりその管轄がないときには、その裁判所は、職権で管轄の不存在を宣言し

なければならない。

- ② 裁判所は、被告が、手続開始書面又はこれに相当する書面を適時に受領し、防御が可能であったこと、又は防御に必要なあらゆる措置を講じたことが確定するまで、手続を停止しなければならない。
- ③ 構成国における民事及び商事事件における裁判上及び裁判外の書面の送達（書面の送達）に関する2007年11月13日の欧州議会及び理事会の（EG）Nr.1393/2007規則第19条は、手続開始書面又はこれに相当する書面が、上記規則に基づいてある構成国から他の構成国に転達されるべきであった場合には、第2項に代わるものとする。
- ④ （EG）Nr.1393/2007規則が適用されない場合において、手続開始書面又はこれに相当する書面が、民事及び商事事件における裁判上及び裁判外の書面の外国における送達に関する1965年11月15日のハーグ条約に基づいて外国において転達されるべきであったときは、同条約第15条を適用する。

第9節 訴訟係属及び関連手続

第29条① 同一の当事者間の同一の請求を理由とする訴えが、異なる構成国の裁判所に係属したときは、後に提訴のあった裁判所は、第31条第2項を妨げることなく、先に提訴のあった裁判所の管轄が確定するまで、職権で手続を停止する。

- ② 第1項に規定する場合において、提訴のあった裁判所は、別に提訴のあった裁判所の申立てに基づいて、第32条によりいつ提訴があったかについて、この裁判所に遅滞なく通知する。
- ③ 先に提訴のあった裁判所の管轄が確定するときは、後に提訴のあった裁判所は、自らに管轄がないことを宣言する。

第30条① 異なる構成国の裁判所に関連手続が係属したときは、後に提訴のあった裁判所は、手続を停止することができる。

- ② 先に提訴のあった裁判所に係属する手続が、第一審に係属中であるときは、後に提訴のあった裁判所は、先に提訴のあった裁判所が関連手続について管轄を有し、かつ、その国の法に従い手続の併合を認められているときに

は、当事者の申立てに基づいて自己に管轄のないことを宣言することができる。

- ③ 本条の意味における関係手続とは、分離された手続において矛盾する裁判が言い渡されるおそれを回避するために、手続間において共通の弁論及び裁判が必要とみなされる密接な関連性が存する場合をいう。

第31条① 手続について複数の裁判所の専属管轄が存するときは、最後に提訴のあった裁判所は、最初に提訴のあった裁判所のために、自己に管轄のないことを宣言しなければならない。

- ② 第25条による合意により専属管轄を有する構成国の裁判所に訴えが提起されたときは、他の構成国の裁判所は、第26条を妨げることなく、合意に基づいて提訴のあった裁判所が、合意に従った管轄を有しないとの宣言をするまでは、手続を停止するものとする。

- ③ 合意に掲げられている裁判所が、合意に従い管轄があるとするときは、この裁判所のために、他の構成国の裁判所は、自己に管轄のないことを宣言する。

- ④ 第2項及び第3項は、第3節、第4節又は第5節に掲げる訴訟について、原告が、保険契約者、被保険者、保険金受取人、被害者、消費者又は被用者であって、かつ、上記の各節の定めに従い合意が効力を有しない場合には、適用しない。

第32条① 本節の目的のために、以下の時点において、裁判所に対して提訴があったものとみなす。

- (a) 手続開始書面又はこれに相当する書面が裁判所に提出された時点。ただし、その後に原告が、その書面を被告へ送達するために必要とされる措置を怠っていない場合に限る。又は、

- (b) 被告への送達で、裁判所へ書面を提出するに先立ってなされるべき場合においては、送達について責任のある部局が書面を受領した時点。ただし、その後に原告が、その書面を裁判所へ提出するために必要とされる措置を怠っていない場合に限る。

- (b)の意味における、送達について責任のある部局とは、送達すべき書面を

最初に受領した部局をいう。

- ② 裁判所又は送達について第1項により責任のある部局は、手続書面若しくはこれに相当する書面の提出日又は送達書面の受理日を記載する。

第33条① 管轄が、第4条に基づき、又は、第7条、第8若しくは第9条に基づき、かつ、同一当事者間の同一請求を理由として構成国の裁判所に提訴があった際に、第三国の裁判所での手続が係属しているときは、構成国の裁判所は、以下の場合、手続を停止することができる。

- (a) 第三国の裁判所が、関係する構成国において承認及び執行が可能な裁判を言い渡すことが期待されるときであって、かつ、
 - (b) 構成国の裁判所が、秩序ある司法のために手続の停止が必要であると確信するとき。
- ② 構成国の裁判所は、以下の場合、いつでも手続を続行することができる。
- (a) 第三国の裁判所における手続が停止又は中止（aussetzen oder einstellen）されたとき。
 - (b) 構成国の裁判所が、第三国の裁判所で係属している手続が適切な期間内に終結する蓋然性がないとみなすとき、又は、
 - (c) 秩序ある司法のために手続の続行が必要であるとき。
- ③ 構成国の裁判所は、第三国の裁判所に係属している手続が終結し、かつ、構成国において承認及び執行が可能な裁判が言い渡されたときは、手続を中止する。
- ④ 構成国の裁判所は、当事者の一方の申立てに基づいて、又は、各国法により可能な場合には職権で、本条を適用する。

第34条① 管轄が、第4条に基づき、又は、第7条、第8条若しくは第9条に基づき、かつ、構成国の裁判所への提訴があったときに、第三国の裁判所において、構成国の裁判所における手続と関連する手続が係属するときは、構成国の裁判所は、以下の場合、その手続を停止することができる。

- (a) 分離した手続において矛盾する裁判が言い渡されるおそれを回避するために、関連する手続の共通の弁論及び裁判が要請されるとみなされると

き、

(b) 第三国の裁判所が、関係する構成国において承認及び執行が可能な裁判を言い渡すことが期待されるとき、かつ、

(c) 構成国の裁判所が、秩序ある司法のために停止が必要であると確信するとき。

② 構成国の裁判所は、以下の場合、いつでも手続を続行することができる。

(a) 構成国の裁判所が、矛盾する裁判の危険が存在しない蓋然性があるとみなすとき。

(b) 第三国の裁判所における手続が、停止又は中止されたとき。

(c) 構成国の裁判所が、第三国の裁判所に係属する手続が適切な期間内に終結することの蓋然性がないとみなすとき、又は、

(d) 手続の続行が、秩序ある司法のために必要であるとき。

③ 構成国の裁判所は、第三国の裁判所に係属する手続が終結し、かつ、構成国において承認及び執行が可能な裁判が言い渡されたときは、手続を中止することができる。

④ 構成国の裁判所は、当事者の一方の申立てに基づいて、又は、各国法により可能な場合には職権で、本条を適用する。

第10節 保全処分を含む仮の処分

第35条 本案の裁判について他の構成国の裁判所が管轄権を有する場合であっても、構成国の法において規定されている保全処分を含む仮の処分については、その構成国の裁判所において申し立てることができる。

第3章 承認及び執行

第1節 承認

第36条① 構成国において言い渡された裁判は、他の構成国において、そのための特別の手続を必要とすることなく承認される。

② いかなる権利者も、第3節第2款による手続に従い、第45条に掲げる承認拒絶事由がないことの確認を求めることができる。

- ③ 承認拒絶の裁判が係属している構成国の裁判所での訴訟において承認が求められたときは、この裁判所が、承認に関して裁判することができる。

第37条① ある構成国において、他の構成国において言い渡された裁判を主張しようとする当事者は、以下のものを提出しなければならない。

- (a) その証明力のために必要な要件を備えている裁判の正本、及び、
 - (b) 第53条に従い発行された証明書
- ② 他の構成国において言い渡された裁判が主張される裁判所又は当局は、これを主張する当事者に対して、必要な場合には、第1項第b号に掲げる証明書の内容の翻訳又は訳文を第57条に従い提出するよう命ずることができる。裁判所又は当局は、本来の裁判の翻訳がないままでは手続を続行することができないときは、当事者に対して、証明書の内容の翻訳に代えて、裁判の翻訳を提出するよう命ずることができる。

第38条 他の構成国において言い渡された裁判が主張される裁判所又は当局は、以下の場合、手続を全部又は一部停止することができる。

- (a) 原構成国において、裁判について不服申立てがなされているとき、又は、
- (b) 第45条に掲げる承認拒絶事由がないとの確認又は承認拒絶事由の一つに基づいて承認が拒絶されるべきとの確認が申し立てられたとき。

第2節 執行

第39条 構成国において言い渡された裁判であって、この構成国において執行可能な裁判は、他の構成国において執行宣言を必要とせずに執行することができる。

第40条 執行可能な裁判は、法により、受託構成国の法において規定されているあらゆる保全処分をする権能を含むものとする。

第41条① 本節の規定を妨げることなく、他の構成国において言い渡された裁判の執行手続については、受託構成国の法が適用される。ある構成国において言い渡された裁判であって、受託構成国において執行可能なものは、受託構成国において同国で言い渡された裁判と同様の要件の下で執行される。

② 第1項にかかわらず、受託構成国の法において規定されている執行の拒絶

又は停止の事由は、それらが第45条に掲げる事由に抵触するものでない限りは、適用される。

- ③ 他の構成国において言い渡された裁判の執行を申し立てている当事者に対して、受託構成国において郵便の宛先を提出するよう求めることはできない。また、この当事者に対して、受託構成国において代理権のある代理人を指定するよう求めることもできない。ただし、そうした代理人が、当事者の国籍又は住所にかかわらず義務付けられている場合は除く。

第42条① ある構成国において他の構成国において言い渡された裁判が執行されるべきときは、申立人は、管轄を有する執行当局に対して、以下のものを提出しなければならない。

- (a) その証明力のために必要な要件を備えている裁判の正本、並びに、
- (b) 第53条に従い作成された証明書であって、裁判が執行可能なものであることを証明しているもの、及び、裁判の抄本、並びに、必要な場合には償還可能な手続費用と利息の算定に必要とされる事項

② ある構成国において、他の構成国において言い渡された裁判であって、保全処分を含む仮の処分を命じた裁判を執行すべきときは、申立人は、管轄を有する執行当局に対して、以下のものを提出しなければならない。

- (a) その証明力に必要な要件を備えている裁判の正本
- (b) 第53条に従い作成された証明書であって、処分の記載を含み、かつ、以下のことを証明しているもの
 - i 裁判所が本案について管轄を有していること。
 - ii 原構成国における裁判が執行可能であること、及び、
- (c) 被告を呼び出さずに処分が命じられた場合には、裁判の送達の証明書

③ 管轄を有する執行当局は、必要な場合には、申立人に対して第57条により証明書の内容の翻訳又は訳文を求めることができる。

④ 管轄を有する執行当局は、裁判の翻訳なくしては手続を続行することができない場合においてのみ、そうした翻訳を申立人に対して求めることが許される。

第43条① 他の構成国の裁判所において言い渡された裁判が執行されるべきときは、第53条により発行された証明書は、債務者に対して、最初の執行処分に先立って送達されるものとする。この証明書は、裁判が債務者にいまだ送達されていなかった場合に限り、裁判に添付される。

② 債務者が原構成国とは別の構成国において住所を有するときは、その債務者は、裁判が以下の言語の一つにより作成されていない場合又は以下の言語の一つの翻訳が添付されていない場合において、その裁判の執行に対して不服申立てを可能にするために、裁判の翻訳を求めることができる。

(a) 債務者が理解する言語による翻訳、又は、

(b) 債務者が住所を有する構成国の公用語、又は、この構成国において複数の公用語があるときには、債務者がその住所を有する地の公用語若しくは公用語の一つ

裁判の翻訳が本項前段（第1段）により求められるときに、債務者がその翻訳を入手していない場合には、強制執行は、保全処分を超えてはならない。

裁判が、本項前段に掲げる言語の一つに翻訳され又はこの翻訳と一緒に送達されているときには、本項中段（第2段）は適用しない。

③ 本条は、裁判に含まれる保全処分の執行については適用せず、又は申立人が第40条による保全処分を実行するときには適用しない。

第44条① 第3節第2款に基づいて裁判の執行の拒絶が申し立てられたときは、受託構成国の裁判所は、債務者の申立てに基づいて、

(a) 執行手続を保全処分に限定し、

(b) 執行を裁判所が定める担保の提供に係らしめ、又は、

(c) 執行手続を全部若しくは一部停止することができる。

② 受託構成国の管轄を有する当局は、裁判の執行力が原構成国において停止される場合、債務者の申立てに基づいて、執行手続を停止する。

第3節 承認及び執行の拒絶

第1款 承認の拒絶

第45条① 裁判の承認は、以下の場合、権利者の申立てにより、拒絶される。

- (a) 承認が、受託構成国の公の秩序 (öffentliche Ordnung, ordre public) に明らかに抵触するとき。
- (b) 手続に应诉していない被告に対して、手続開始書面又はこれに相当する書面が、適時に、かつ、被告が防御できるような方法で送達されていなかったとき。ただし、被告が裁判に対して不服申立てをする可能性を有していたにもかかわらず、これをしていない場合を除く。
- (c) 裁判が、受託構成国において同一当事者間に言い渡された裁判と抵触するとき。
- (d) 裁判が、他の構成国又は第三国において同一当事者間の同一請求を理由とする訴訟において言い渡された従前の裁判に抵触するときであって、この従前の裁判が、受託構成国において承認に必要な要件を満たしている場合、又は、
- (e) 裁判が、
 - i 第2章第3節、第4節又は第5節と抵触するおそれがあるときであって、被告が、保険契約者、被保険者、保険金受取人、被害者、消費者又は被用者である場合、若しくは、
 - ii 第2章第6節と抵触するおそれがあるとき。
- ② 申立てのあった裁判所は、第1項第e号に関する管轄の存否を調査する際に、原裁判所がその管轄を導いた事実認定に拘束される。
- ③ 原裁判所の管轄については、第1項第e号の場合を除き、事後審査をすることは許されない。管轄に関する規定は、第1項第a号の意味における公の秩序に属さない。
- ④ 承認の拒絶を求める申立ては、第2款の手続により、かつ、必要な場合には第4節の規定により、行わなければならない。

第2款 執行の拒絶

第46条 裁判の執行は、債務者の申立てに基づき、第45条に掲げる事由の一つが存することが確定される場合には、拒絶される。

第47条① 執行の拒絶を求める申立ては、欧州委員会に対して第75条第a号に

より関係構成国によって通知のあった裁判所に対してしなければならない。

② 執行の拒絶のための手続については、本規則によって規律されていない限り、受託構成国の法を基準とする。

③ 申立人は、裁判所に、裁判の正本を提出し、かつ、必要な場合には、裁判の翻訳又は訳文を提出する。

裁判所は、本項前段に掲げる書面について、裁判所にその書面が既に存し、又は、申立人にその書面の提出を求めることが期待できないと認めるときは、その提出を放棄することができる。後者の場合においては、裁判所は、相手方当事者にその書面の提出を求めることができる。

④ 他の構成国において言い渡された裁判の執行の拒絶を求める当事者に対しては、この者が受託構成国において郵便の宛先を提出するよう求めることはできない。また、この当事者に対して、受託構成国において代理権のある代理人を指定するよう求めることもできない。ただし、そうした代理人が当事者の国籍又は住所にかかわらず義務付けられている場合は除く。

第48条 裁判所は、執行の拒絶の申立てについて遅滞なく裁判する。

第49条① 執行の拒絶を求める申立てに関する裁判に対して、各当事者は、不服申立てをすることができる。

② 不服申立ては、関係構成国が第75条第b号により欧州委員会に通知した裁判所に提起しなければならない。

第50条 不服申立てについて言い渡した裁判に対しては、関係構成国が第75条第c号により欧州委員会に対してさらなる不服申立てをすべき裁判所を通知している場合に限り、不服申立てをすることができる。

第51条① 執行の拒絶を求める申立てに係わる裁判所又は第49条若しくは第50条により不服申立てに係わる裁判所は、原構成国における裁判に対して通常の不服申立てが申し立てられ又はそうした不服申立てのための期間がいまだ経過していないときは、手続を停止することができる。後者の場合には、裁判所は、不服申立てを求めるべき期間を定めることができる。

② 裁判が、アイルランド、キプロス又は連合王国において言い渡されている

ときは、原構成国において認められている不服申立てが、第1項の意味における通常の不服申立てとみなされる。

第4節 共通規定

第52条 構成国において言い渡された裁判については、受託構成国において本案自体について再審査することはできない。

第53条 原裁判所は、権利者の申立てに基づいて、附属文書 I の書式を用いて、証明書を発行する。

第54条① 裁判が、受託構成国の法にはない処分又は命令を含むときは、この処分又は命令は、受託構成国の法にある処分又は命令であって、これに相当する効果を有し、かつ、類似の目的及び利益を追求するものに、可能な限り適合せしめることとする。

そうした適合によって、原構成国の法が規定している効果を超える効果を生じてはならない。

② 各当事者は、処分又は命令の適合性について裁判所に不服を申し立てることができる。

③ 裁判を主張し又はその執行を申し立てる当事者に対しては、必要な場合には、裁判の翻訳又は訳文を提出することを要求することができる。

第55条 構成国において言い渡された裁判であって、強制金の支払を内容とするものについては、強制金の額が原裁判所によって終局的に確定されている場合に限り、受託構成国において執行が可能である。

第56条 ある構成国において他の構成国において言い渡された裁判を執行しようとする当事者については、その外国人としての特性又は受託構成国における住所若しくは居所のないことを理由として、いかなる名称であるとを問わず、担保の提供又は供託金を課すことは許されない。

第57条① 本規則により翻訳又は訳文が必要とされるときは、当該構成国の公用語の翻訳又は訳文によることとし、また、当該構成国において複数の公用語があるときは、その構成国の法の基準により、他の構成国において言い渡された裁判が主張され又は申立てがなされる地の手続言語の翻訳又は訳文

によることとする。

- ② 第53条及び第60条において掲げる定型書式については、翻訳又は訳文は、欧州連合の機関の公用語の一つ又は複数による翻訳又は訳文であって、当該構成国がその定型書式について認めているものによる。
- ③ 本規則に基づく翻訳は、構成国の一つにおいて翻訳の作成権限を有する者によって作成されなければならない。

第4章 公の証書及び裁判上の和解

第58条① 原構成国において執行可能な公の証書は、他の構成国において、執行宣言を必要とすることなく執行することができる。公の証書に基づく強制執行は、それが受託構成国の公の秩序に抵触するであろう場合に限り、拒絶することができる。

第3章第2節、第3節第2款及び第4節の規定は、公の証書に準用される。

- ② 提出される公の証書は、その証明力について原構成国において必要とされる要件を満たしているものでなければならない。

第59条 原構成国において執行可能な裁判上の和解は、他の構成国において公の証書と同一の要件の下で執行することができる。

第60条 原構成国の権限ある当局又は裁判所は、権利者の申立てに基づいて、公の証書中で作成されている執行受諾又は裁判上の和解において作成されている当事者の合意を記載した証明書を、附属文書Ⅱの書式を用いて発行する。

第5章 総則

第61条 本規則の範囲においては、構成国において作成される文書に関して、認証又はこれに類似する方式のいずれをも必要としない。

第62条① 当事者が提訴のあった裁判所の構成国の主権領域に住所を有しているかどうかについて裁判しなければならないときは、裁判所は自国の法を適用する。

- ② 当事者が提訴のあった裁判所の構成国の主権領域に住所を有していないときに、裁判所が、その当事者が他の構成国に住所を有しているかどうかについて裁判しなければならない場合には、そうした他の構成国の法を適用する。

第63条① 会社及び法人は、本規則の適用に関しては、

- (a) 定款による本店所在地
- (b) 主たる管理地、又は、
- (c) 主たる営業所

が存する地にその住所を有する。

- ② アイルランド、キプロス及び連合王国については、「定款による本拠」とは、登録事務所、それが無い場合には、設立地、これも存しない場合には、その地の法に従って設立が行われた地をいう。

- ③ 信託が、訴えの係属している裁判所の構成国においてその住所を有するか否かを定めるためには、裁判所は、自国の国際私法を適用する。

第64条 ある構成国の主権領域にその住所を有する者が、国籍を有しない他の構成国の刑事裁判所において過失犯罪行為を理由として訴追されたときは、自ら出頭せずに、訴追について権限を有する者に自己を代理させることができるほか、より有利な国内法規の適用も妨げられない。ただし、裁判所は、出頭を命じることができるし、この命令に従わずに、訴追された者が自ら防御することができずに、民事法上の法律関係に基づく請求に関して裁判が言い渡されたときは、その裁判については、他の構成国において、承認も執行もされることはない。

第65条① 第8条第2号及び第13条において担保に基づく訴え又は参加の訴えについて規定する管轄は、第76条第1項第b号及び第76条第2項により欧州委員会によって確定されたリスト中に記載されている構成国において、各国内法が認める限りにおいてのみ主張することができる。他の構成国において住所を有する者に対しては、上記のリストによる訴訟告知に関する規定に従い、その構成国の裁判所における手続に参加するよう求めることができる。

- ② 構成国において第8条第2号又は第13条に基づいて言い渡された裁判は、第3章に従い、他の全ての構成国において承認及び執行される。第1項によるリスト中に記載された構成国において言い渡された裁判であって、これらの構成国の法に従い第1項を適用した結果第三者に対して効力を有するものは、全ての構成国において承認される。
- ③ 第1項によるリスト中に記載された構成国は、2001/470/EG理事会決定により設立された、民事及び商事事件に関する欧州司法ネット（「欧州司法ネット」）の領域において、国内法の基準に従って第2項第2文に掲げる裁判の効力がどのように定められ得るかに関する情報を送付する。

第6章 経過規定

- 第66条①** 本規則は、手続、公の証書又は裁判上の和解であって、2015年1月10日又はその後に開始され、正式に作成若しくは記載され、又は、承認若しくは締結されたものに対してのみ適用される。
- ② 第80条にかかわらず、(EG) Nr.44/2001規則は、2015年1月10日以前に開始された裁判上の手続において言い渡された裁判について、その時点以前に正式に作成又は記載された公の証書及びこの時点以前に承認又は締結された裁判上の和解について、それらが上記規則の適用領域にある限りは、なお適用される。

第7章 他の法制度との関係

- 第67条** 本規則は、特別な法領域について裁判管轄又は裁判の承認及び執行を定める規定であって、欧州連合の法行為又はこうした法行為の施行に調和する個々の国内法に含まれている規定の適用を妨げない。
- 第68条①** 本規則は、構成国間の関係においては、1968年のブリュッセル条約に代わるものである。ただし、同条約の領域的適用範囲に存し、かつ、AEUV第355条の適用に基づいて本規則から除外される構成国の主権領域については、この限りでない。

- ② 本規則が構成国間で1968年のブリュッセル条約の規定に代わる限り、同条約への指示（Verweis）は、本規則への指示とみなされる。

第69条 本規則は、第70条及び第71条の適用を妨げることなく、構成国間の関係において本規則と同様の法領域に対して及んでいる諸協約に代わる。特に、第76条第1項第c号及び第76条第2項に従い欧州委員会により確定されたリストにおいて掲げられている諸協約に代わる。

第70条① 第69条に掲げる諸協約は、本規則が適用されない法領域についてはその効果を維持する。

- ② 第69条に掲げる諸協約は、(EG) Nr.44/2001規則の施行前に言い渡され、正式に作成若しくは記載され又は承認若しくは締結された裁判、公の証書及び裁判上の和解についても前項と同様とする。

第71条① 本規則は、構成国が服している諸協約であって、かつ、特別の法領域のために裁判管轄、裁判の承認又は執行を規定しているものを妨げない。

- ② 第1項の統一的な解釈を担保するために、同項は、以下のように適用されるものとする。

- (a) 本規則は、特別な法領域に関する協約の締約当事国である構成国の裁判所が、その管轄をこの協約に基づかしめること、及び被告がそうした協約の締約当事国でない構成国の主権領域にその住所を有する場合であっても、同様とすることを排除するものではない。いずれの場合においても、裁判所は、本規則の第28条を適用する。
- (b) 構成国において、その管轄が特別な法領域に関する協約に依拠している裁判所によって言い渡された裁判は、他の構成国において本規則に従い承認及び執行される。

原構成国及び受託構成国が、特別な法領域に関する協約であって、裁判の承認及び執行の要件を規定しているものの締約当事国であるときは、その要件が適用される。ただし、いかなる場合においても、裁判の承認及び執行に関する本規則の規定を適用することができる。

第72条 本規則は、(EG) Nr.44/2001規則の施行前に、1968年のブリュッセル条約の他の締約国がした裁判であって、第三国の主権領域において住所又は常居所を有する被告に対してした裁判のうち、同条約第4条の場合における裁判が同条約第3条第2項に掲げる管轄のみに基づいていたときには、同条約第59条に基づいて構成国はその裁判を承認しない旨の義務を負うとする約定の適用を妨げない。

第73条① 本規則は、2007年のルガーノ条約の適用を妨げない。

② 本規則は、1958年のニューヨーク条約の適用を妨げない。

③ 本規則は、構成国と第三国との間の二国間条約及び二国間協定であって、(EG) Nr.44/2001規則の施行前に締結されたものであり、かつ、本規則に規定されている事件に関するものの適用を妨げない。

第8章 最終規定

第74条 構成国は、それぞれの国の執行規定及び執行手続の説明書であって、執行当局に関する記載並びにあらゆる執行制限に関する情報、特に債務者保護の規定及び時効期間に関する情報を含むものを、民事及び商事事件のための欧州司法ネット上において公開するために、通知するものとする。

構成国は、これらの情報を常に新しい状態に保つものとする。

第75条 構成国は、2014年1月10日までに欧州委員会に以下の事項を通知する。

- (a) 第47条第1項による執行の拒絶を求める申立てをすべき裁判所
- (b) 第49条第2項による執行の拒絶を求める申立てについての裁判に対して不服申立てをすべき裁判所
- (c) 第50条によるさらなる不服申立てをすべき裁判所、及び、
- (d) 第57条第2項による書式の翻訳について認められている言語

上記の事項は、欧州委員会によって、適切な方法により、特に民事及び商事事件のための司法ネット上で公開される。

第76条① 構成国は欧州委員会に以下のものを通知する。

- (a) 第5条第2項及び第6条第2項による管轄規定

(b) 第65条による訴訟告知の規律、及び、

(c) 第69条による協約

- ② 欧州委員会は、第1項に掲げる構成国の通知に基づいてそれぞれのリストを確定する。
- ③ 構成国は、欧州委員会に対して、このリストに記載されるべき以後の全ての変更を通知する。
- ④ 欧州委員会は、欧州連合の官報において、リスト及びその後の全ての変更を公表する。
- ⑤ 欧州委員会は、第1項及び第3項により通知のあった全ての情報を、他の適切な方法により、特に欧州司法ネット上で、公開する。

第77条 欧州委員会は、第78条に従い、附属文書第Ⅰ及び第Ⅱの変更に関して授權された法行為を採択する権限を委譲される。

第78条① 欧州委員会に委譲された法行為を採択する権限は、本条の条件に服する。

- ② 委譲された法行為を採択する権限は、2013年1月9日以降の不特定時期に欧州委員会に委譲される。
- ③ 第77条による権限委譲は、欧州議会又は理事会によって、いつでも取り消すことができる。取消しに関する決定は、そこに掲げる権限の委譲を終了せしめる。取消しに関する決定は、欧州連合の官報に決定を掲載した日の翌日に又は決定が確定した翌日の時点において施行される。取消しに関する決定は、既に施行された委譲のあった法行為の効力を妨げない。
- ④ 欧州委員会は、法行為を採択すると同時に、欧州議会及び理事会にこれを通知する。
- ⑤ 第77条により採択された法行為は、欧州議会も理事会も、法行為が欧州議会及び理事会に送付された後2か月の期間内に異議を提出せず、又は、この期間の経過前に欧州議会も理事会も、欧州委員会に対して異議を提出する予定がないとの通知をした場合に限り、その効力を生ずる。

第79条 欧州委員会は、欧州議会、理事会及び欧州経済・社会委員会に対し

て、2022年1月11日までに本規則の適用に関する報告書を提出するものとする。この報告書は、その住所を構成国内に有していない被告に対しても裁判管轄規定を拡張すべきであるか否かという問題の評価を含むものとし、その際、本規則の機能及び国際的な平面における可能な発展について考慮すべきものとする。また、必要な場合には、この報告者に本規則の改正に関する提案を付するものとする。

第80条 (EG) Nr.44/2001規則は、本規則により廃止する。(EG) Nr.44/2001規則の引用は、本規則の引用とみなし、附属文書Ⅲの該当表の基準に従って読み替えるものとする。

第81条 本規則は、欧州連合の官報に公示した後20日後に効力を生じる。

本規則は、2015年1月10日から適用される。ただし、第75条及び第76条については、2014年1月10日から適用される。

本規則は、その全ての部分について拘束力を生じ、かつ、条約に則して、構成国において直接に適用される。

2012年12月12日シュトラスブール

欧州議会の名において
議表 M.SCHULZ

理事会の名において
議長 D.MAVROYIANNIS

*** 附属文書**

- I 民事及び商事事件における裁判に関する証明書（第53条）
- II 民事又は商事事件における公の証書/裁判上の和解に関する証明書（第60条）
- III (EG) Nr.44/2001規則との対照表

2 婚姻事件及び父母の責任に関する手続における裁判管轄並びに
裁判の承認及び執行に関する2003年11月27日の理事会の（EG）
Nr.2201/2003規則，並びに（EG）Nr.1347/2000規則の廃止のた
めの理事会の（EG）Nr.2201/2003規則
—官報 ABI.（EG）2003 Nr.L338, 1ff.掲載—
—改正 2004年12月2日（ABI,（EG）2004 Nr.L367, 1ff.）—
—略称「ブリュッセルⅡa規則」—

欧州連合の理事会は，欧州共同体設立条約に基づき，特にその第61条第c号
及び第67条第1項に基づき，欧州委員会の提案に対して，欧州議会の意見及び
欧州経済・社会委員会の意見に従い，以下の諸理由を考慮して，次の規則を採
択した。

- (1) 欧州共同体は，自由，安全及び司法の領域において，人の自由な移動を保
障する一つの空間を維持し，さらに発展させるという目的を設定した。そう
した空間を順次創設するために，共同体は，民事事件における司法協力の分
野において，域内市場が円滑に機能するために必要な措置を講ずることとし
た。
- (2) 欧州理事会は，タンペレ（フィンランド）における会議で，真のヨーロッ
パ法領域の創設のために不可欠な裁判の相互承認の原則を認めた上で，面会
交流権（Besuchsrecht）を優先権として位置づけた。
- (3) 2000年5月29日の理事会規則（（EG）Nr.1347/2000）は，婚姻事件における
裁判管轄並びに裁判の承認及び執行，並びに，婚姻事件に伴って言い渡され
た夫婦間の子に対する父母の責任に関する裁判管轄並びに裁判の承認及び執
行の諸規定を含むものである。この規則の内容は，これに関する1998年5月
28日の条約を広範に受容したものである。
- (4) 2000年7月3日に，フランスは，面会交流権（Umgangsrecht）に関する裁
判の相互の執行に関する理事会規則の採択について発議した。

- (5) 全ての子の平等な扱いを保障するために、本規則は、婚姻事件の手續との関連性いかにかわらず、子の保護の措置を含めて、父母の責任に関する全ての裁判に対して適用される。
- (6) 父母の責任に関する規定は、しばしば婚姻事件に関連するため、婚姻事件と父母の責任とを一つの法行為において規律することが望ましい。
- (7) 本規則は、裁判権の種類いかに問わず、民事事件に適用される。
- (8) 離婚、配偶関係を解消しない別居、又は婚姻の無効宣言に関する裁判については、本規則は、婚姻の解消についてのみ適用され、離婚原因、婚姻財産又はその他の付随的な問題については適用されない。
- (9) 子の財産に関しては、本規則は、子の保護のための措置についてのみ規定すべきである。すなわち、①子の財産の管理、子の代理及び子の援助を委ねられた者又は機関に関する規律及びその役割を定めること、②子の財産の維持及び管理又は子の財産の処分に関する措置、の二つである。これとの関連において、本規則は、例えば子の財産の管理をめぐって両親が争う場合についても規定すべきである。子の保護に関係しない子の財産に関する処分については、民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する2000年12月22日の理事会規則((EG)Nr.44/2001)の定めるところによる。
- (10) 本規則は、社会保障又は教育及び健康に関する公法上の措置の領域、並びに亡命権及び移民権に関する裁判には適用されない。また、本規則は、父母と子との関係の確認であって、父母の責任の移転に関係しない問題、並びに人の身分に関係するその他の問題についても適用されない。さらに、子の犯罪行為に対して行われる処分についても適用されない。
- (11) 扶養義務に関しては、本規則の適用領域から除かれる。これについては、(EG) Nr.44/2001規則によって規定されている。本規則によって管轄権を有する裁判所は、前記規則第5条第2項の適用に当たっては、原則として扶養事件の裁判について管轄権を有する。
- (12) 父母の責任に関する本規則において定められた管轄規定は、子の福祉に即応し、特に地域的な近接性を基準とするものである。裁判管轄は、子の常居

所がある構成国に優先的に認められるべきであるが、例外として、子の居所が変更し、又は父母の責任を負う者について異なる合意がなされている場合は除かれる。

- (13) 本規則により、管轄裁判所は、子の利益のために、例外的に特段の事情がある場合に相当であると判断することができるときには、事件を他の構成国の裁判所に移送することができる。移送を受けた裁判所は、事件をさらに別の裁判所に移送する権限を有しない。
- (14) 外交特権の領域における国際法の適用は、本規則の発効によって影響を受けることはない。本規則による管轄裁判所が、国際法上の外交特権を理由に自己の管轄権を行使できない場合には、管轄権は、関係者に外交特権がない構成国においてその国の法規に従って定められるべきである。
- (15) 本規則に基づいて開始された手続における書面の送達については、構成国間の民事及び商事事件における裁判上及び裁判外の書面の送達に関する2000年5月29日の理事会規則（(EG) Nr.1348/2000）が適用される。
- (16) 本規則は、緊急の場合において、構成国の裁判所が、人又は財産に関してそれが存する国の保護措置を含む仮処分を命ずることを妨げるものではない。
- (17) 子の違法な奪取又は留置があった場合には、その返還が遅滞なく行われるべきであり、この目的のために、本規則の諸規定、特に第11条によって補充されている1980年10月24日のハーグ条約が適用される。子が違法に連れ去られ又は違法に留置されている構成国の裁判所は、特別に正当な理由がある場合には、その返還を拒絶することができる。ただし、この拒絶の裁判に対しては、子が違法な連れ去り又は違法な留置以前に常居所を有していた構成国の裁判所が、事後に改めて裁判しなければならない。この事後の裁判において子の返還が命じられるべき場合には、子が違法に連れ去られた構成国において、事後の裁判の承認及び執行について特別な手続を必要とせず、返還が行われなければならない。
- (18) 裁判所が、1980年のハーグ条約第13条に従い返還を拒絶する裁判をしたと

きは、子が違法に奪取又は留置される以前に常居所を有した構成国の管轄裁判所又は中央当局に対して、その旨を通知しなければならない。この裁判所に不服申立てがなされなかったときは、管轄裁判所又は中央当局は、両当事者に対してその旨を通知しなければならない。この通知義務は、中央当局が、関係当局にも国内法に従って通知することを妨げるものではない。

- (19) 本規則を適用するに当たり、子の審尋は重要な意味を持つ。ただし、これに関する国内手続を変更する趣旨ではない。
- (20) 他の構成国における子の審尋は、民事及び商事事件における証拠調べの領域での構成国の裁判所間の協力に関する2001年5月28日の理事会規則（(EG) Nr.1206/2001）の方式に従って行われる。
- (21) 構成国において言い渡された裁判の承認及び執行は、相互信頼の原則にのっとって行われ、不承認事由は必要最小限のものに限定されるべきである。
- (22) 承認及び執行規則の適用のために、構成国内で執行可能な公の証書及び当事者間の合意は、「裁判」に相当するものである。
- (23) タンペレにおける欧州理事会は、その最終結論（第34）において、家族法上の手続における裁判は、その承認について「中間手続又は執行拒絶事由なくして欧州連合において自動承認される」べきであるとの意見を表明した。したがって、子の面会交流権及び返還に関する裁判は、その裁判を言い渡した構成国において本規則に従い証明書が作成されたものについては、他の全ての構成国において、これ以上の手続を必要とせずに承認及び執行がなされるべきである。この裁判の執行の方式は、国内法に従うものとする。
- (24) 裁判の執行を容易にするために作成された証明書に対しては、不服申立てを認めるべきでない。証明書については、実体的な瑕疵が存する場合、すなわち、証明書において裁判の内容が正しく記載されていない場合に限り、更正の申立ての対象とすべきである。
- (25) 中央当局は、一般的にも、また、父母の責任に関する家族関係事件の和解的解決の促進を含む特別の場合にも、協力すべきである。こうした目的のた

めに、中央当局は、民事及び商事事件におけるヨーロッパ司法ネットの創設のための2001年5月28日の理事会規則によって創設された司法ネットと連携すべきである。

- (26) 欧州委員会は、構成国から送付された、管轄裁判所及び法的救済方法を明らかにしたリストを公表し、更新すべきものとする。
- (27) 本規則の実施に必要な措置は、欧州委員会に委譲された実施権限の行使方法の確定のための1999年6月28日の理事会決定—1999/468/EG—に従って発令される。
- (28) 本規則は、(EG) Nr.1347/2000規則に代わるものであって、同規則は廃止される。
- (29) 本規則の正しい適用を確保するために、欧州委員会は、本規則の実施を検討し、場合によっては必要な修正を提案するものとする。
- (30) 欧州連合条約及び欧州共同体設立条約に付記された連合王国及びアイルランドの地位に関する議定書第3条に従い、構成国は、これらの国が本規則の採択及び適用に参加する旨の通知を受けるものとする。
- (31) 欧州連合条約及び欧州共同体設立条約に付記されたデンマークの地位に関する議定書第1条及び第2条に従い、デンマークは、本規則の採択に加わらず、したがって本規則はデンマークに対して拘束力を持たず、又は適用されない。
- (32) 本規則の目的を、構成国の領域において十分には実現し得ず、したがって、これを欧州共同体の領域においてより良く達成するために、欧州共同体は、条約第5条に規定されている補充性原則に則して行動するものとする。また、同条に規定する相当性原則に従って、本規則は、この目的の達成に必要な措置を超えてはならない。
- (33) 本規則は、欧州連合の基本権憲章によって認められている基本権及び基本原則に合致するものである。また、本規則は、欧州連合の基本権憲章第24条の意味における子の基本権を保障することを特に目的とするものである。

第1章 適用範囲及び概念規定

第1条（適用範囲） ① 本規則は、裁判権の種類を問わず、以下のものを対象とする民事事件について適用される。

- (a) 離婚、婚姻関係の解消を伴わない別居及び婚姻の無効宣言
- (b) 父母の責任の配分、その行使、その移転及びその全部又は一部の剥奪

② 第1項第b号に掲げる民事事件とは、以下のものに関するものをいう。

- (a) 監護権及び面会交流権
- (b) 後見、世話（Pflege）及びこれに相応する制度
- (c) 子の人格又は財産に関して責任を負い、子を代理し又は援助する者又は機関の規律及び役割の範囲
- (d) 世話をする家庭又は施設における子の滞在
- (e) 子の財産の管理及び維持又はその処分に関連する子の保護のための措置

③ 本規則は、以下のものについては適用されない。

- (a) 親子関係の確定及びその取消し
- (b) 養子縁組の裁判及び養子縁組の準備措置並びに養子縁組の無効宣言及び撤回
- (c) 子の姓名
- (d) 成年宣言
- (e) 扶養義務
- (f) 信託及び相続
- (g) 子の犯罪行為に対する処分

第2条（定義規定） 本規則において、以下の文言は次のことをいう。

- 1 「裁判所」とは、構成国の当局であって、第1条に従い本規則が適用される法律事件について管轄権を有するあらゆる当局をいう。
- 2 「裁判官」とは、本規則が適用される法律事件において裁判官の権限に相当する権限を有する裁判官又は職務担当者を用いる。
- 3 「構成国」とは、デンマークを除く全ての構成国をいう。
- 4 「裁判」とは、構成国の裁判所によって言い渡された離婚、婚姻関係の

解消を伴わない別居又は婚姻の無効宣言に関する裁判、及び父母の責任に関する全ての裁判をいい、判決又は決定の名称を問わない。

- 5 「原構成国 (Ursprungsmitgliedstaat)」とは、執行すべき裁判を言い渡した構成国をいう。
- 6 「執行構成国 (Vollstreckungsmitgliedstaat)」とは、裁判が執行されるべき構成国をいう。
- 7 「父母の責任 (elterliche Verantwortung)」とは、裁判により、法律により又は子の人格若しくは財産に関する法的拘束力のある合意により、自然人又は法人に対して課された権利及び義務の総体をいう。父母の責任は、特に監護権及び面会交流権を含むものとする。
- 8 「父母の責任を負う者」とは、子に対して父母の責任を履行する全ての者をいう。
- 9 「監護権」とは、子の人格に対する配慮に結び付いている権利及び義務、特に子供の居所を定める権利をいう。
- 10 「面会交流権」とは、限定された時間内で子の常居所地とは別の場所に子を連れて来る権利をいう。
- 11 「違法な子の奪取又は留置」とは、以下の場合において、子を奪取し又は留置することをいう。すなわち、
 - (a) こうした奪取又は留置によって、子とその直前に常居所を有していた構成国の法に従い、裁判、法律又は法的拘束力のある合意に基づいて認められている監護権が侵害される場合であって、かつ、
 - (b) こうした奪取又は留置がなかったとすれば、監護権が、奪取又は留置の時点で単独で若しくは共同で実際に行使された又は行使されたであろう場合をいう。父母の責任を負う者の一人が、裁判に基づき又は法律により他方の同意がないときには子の常居所を定めることができない場合には、監護権は、共同で行使することを前提とする。

第2章 管轄

第1節 離婚、婚姻関係の解消を伴わない別居及び婚姻の無効宣言

第3条（一般的管轄） ① 離婚、婚姻関係の解消を伴わない別居又は婚姻の無効宣言に関する裁判については、構成国の裁判所は、

(a) その主権の領域において、

—配偶者双方がその常居所を有するとき、又は、

—配偶者双方がその最後の常居所を有し、配偶者の一方がなお常居所を有しているとき、又は、

—申立人の相手方がその常居所を有しているとき、又は、

—共同で申し立てた場合には、配偶者の一方が常居所を有しているとき、又は、

—申立人が申立ての最低1年前から滞在している場合には、この申立人がその常居所を有しているとき、又は、

—申立人が申立ての最低6か月前から滞在している場合であって、かつ、関係構成国の国籍所有者であるとき、又は連合王国及びアイルランドにおいてはそこに「ドミサイル」を有しているとき、

に管轄権を有する。

(b) 配偶者の双方が構成国の主権領域に国籍を有しているとき、又は連合王国及びアイルランドにおいてはそこに共通の「ドミサイル」を有しているとき。

② 本規則において「ドミサイル」とは、連合王国及びアイルランドの法に従って定められる。

第4条（対抗的申立て） 申立てが第3条に従って係属した裁判所は、対抗的申立てが本規則の適用領域に属する限り、その対抗的申立てについても管轄権を有する。

第5条（婚姻関係の解消を伴わない別居から離婚への変更） 第3条の規定にかかわらず、婚姻関係の解消を伴わない別居の裁判を言い渡した構成国の裁判所は、その構成国の法に規定されている場合に限り、その裁判を離婚の裁判

に変更することに関しても管轄権を有する。

第6条（第3条，第4条及び第5条による専属管轄） 以下の配偶者に対しては，他の構成国の裁判所における手続は，第3条，第4条及び第5条の基準に従ってのみ，追行することができる。

- (a) 配偶者が，構成国の主権領域にその常居所を有するとき，又は，
- (b) 配偶者が，構成国の国籍を有する者であること，又は連合王国及びアイルランドにおいては，そのいずれかの主権領域にその「ドミサイル」を有するとき。

第7条（付加的管轄） ① 第3条，第4条及び第5条に基づいて，構成国の裁判所の管轄が生じない場合には，各構成国における管轄は，その国の法に従って定まる。

- ② 構成国の国籍を有する者であって，他の構成国の主権領域にその常居所を有する全ての者は，他の構成国で適用される管轄規定を，その構成国の国民と同様に，構成国の主権領域においてその常居所を有しない相手方又は構成国の国籍を有しない相手方に対して，主張することができる。連合王国及びアイルランドにおける場合には，これら構成国のいずれかにその「ドミサイル」を有していない相手方に対して同様とする。

第2節 父母の責任

第8条（一般的管轄） ① 父母の責任に関する裁判については，子が申立ての時点において，その常居所を有する構成国の裁判所が管轄権を有する。

- ② 第1項は，第9条，第10条及び第12条の留保の下に適用される。

第9条（子の従前の常居所の管轄の維持） ① 子がある構成国から他の構成国へ適法に移転し，これによって他の構成国において新たな常居所を取得した場合に，その構成国へ子が移転する以前に言い渡された面会交流権についての管轄権は，第8条とは異なり，面会交流権についての裁判により面会交流権を有するとされた父母の一方が子の従前の常居所の構成国に従来どおり居住しているときは，移転後3か月の期間内は，子の従前の常居所の裁判所に存する。

- ② 第1項の面会交流権を有する父母の一方が、子の新たな常居所の構成国の裁判所における手続の取消しを求めずに、この手続に自ら関与することにより、子の新たな常居所の構成国の裁判所の管轄を認めた場合には、第1項は適用しない。

第10条（子の連れ去りの場合の管轄） 子が違法に奪取又は留置された場合には、子が違法に奪取又は留置される直前にその常居所を有していた構成国の裁判所は、子が別の構成国において常居所を有し、かつ、以下に定める場合に至るまでは、管轄権をそのまま有する。

- (a) 監護権を有する者、官庁又はその他の当局が、奪取又は留置に同意するに至るまで、又は、
- (b) 子が他の構成国に滞在し、そのことを監護権を有する者、官庁又はその他の当局が知り又は知らねばならなかったときから最低1年以上経過し、子が新たな環境に適応しており、かつ、以下の条件を満たしている場合に限られる。
- i 監護権者が子の滞在地を知り又は知らねばならなかったときから1年以内に、子が奪取又は留置された構成国の権限ある当局に子の返還を求める申立てがなされなかったとき。
 - ii 監護権者による返還の申立てが却下され、かつ、第 i に掲げる期間内に新たな申立てがなされなかったとき。
 - iii 子が違法に奪取又は留置される直前にその常居所を有していた構成国の裁判所の手続が第11条第7項に従い終結されたとき。
 - iv 子が違法に奪取又は留置される直前にその常居所を有していた構成国の裁判所によって、子の返還を命じていない監護権の裁判が言い渡されたとき。

第11条（子の返還） ① 監護権を有する者、官庁又はその他の当局が、構成国の権限ある当局に対して、国際的な子の連れ去りの民事法領域に関する1980年10月25日のハーグ条約（以下では、「1980年ハーグ条約」と呼ぶ。）に基づいて、子が違法に奪取又は留置される直前にその常居所を有していた構

成国以外の構成国に連れ去られた子の返還を求めるために、裁判を申し立てたときは、本条第2項から第8項までの規定を適用する。

- ② 1980年ハーグ条約の第12条及び第13条が適用される場合には、子が手続の過程において審問される機会を有することを保障しなければならない。ただし、子の年齢又は成長に応じてこれを必要としないとは認められない場合に限る。

- ③ 第1項に従い子の返還が申し立てられている裁判所は、その申立てに伴う緊急措置を講じ、その際には自国法の最も迅速な手続を行う。

裁判所は、第1文に関係なく、申立てに関与した後遅くとも6週間以内に命令を発する。ただし、特段の事情によりこれが不可能な場合を除く。

- ④ 裁判所は、子の返還後の保護を保障するために事前に適切な措置が講じられていることの証明がなされたときは、1980年ハーグ条約第13条bに基づく子の返還を拒否することはできない。

- ⑤ 裁判所は、子の返還を申し立てた者が審問を受ける機会を与えられなかったときは、子の返還を拒否することはできない。

- ⑥ 裁判所は、1980年ハーグ条約第13条に従い、子の返還を拒否する裁判をしたときは、自国法に従い、子が違法な奪取又は留置の直前にその常居所を有していた構成国の管轄裁判所又は中央当局に対して、遅滞なく、直接に又は中央当局を経由して、返還を拒否する裁判の謄本及び関係書類、特に審問の調書を送付しなければならない。これらすべての書面は、返還を拒否した裁判の日付から1か月以内に、裁判所に提出しなければならない。

- ⑦ 子が違法な奪取又は留置の直前にその常居所を有していた構成国の裁判所が、いずれか一方の当事者から関与を受けていない限り、第6項により通知を受けた裁判所又は中央当局は、両当事者に対してこれを通知し、かつ、その通知の送達から3か月以内に自国法に従って申立てをし、監護権の問題について裁判所が審理することができるように勧試しなければならない。

本規則において定める管轄規定に関係なく、裁判所は、この期間内に裁判所に申立てが到達しなかったときは、事件を終結する。

- ⑧ 1980年ハーグ条約第13条に従って言い渡された子の返還を拒否する裁判に関係なく、その後の子の返還を命じた裁判であって、かつ、本規則に従い管轄権を有する裁判所が言い渡した裁判については、第3章第4節に従い、子の返還を確保するために、執行力を有するものとする。

第12条（管轄の合意） ① 第3条により離婚、婚姻関係の解消を伴わない別居又は婚姻の無効宣言を求める申立てについて裁判すべき構成国の裁判所は、以下の場合には、その申立てに関連する父母の責任に関する裁判の全てについて管轄権を有する。

- (a) 父母の少なくとも一方がその子について父母の責任を負い、かつ、
- (b) 関係する裁判所の管轄が、裁判所への申立ての時点において、父母によって又は父母の責任の担い手によって明示的に又はその他の明確な方法によって承認されており、かつ、それが子の福祉に合致するとき。

② 以下に定める場合は、第1項による管轄は終了する。

- (a) 離婚、婚姻関係の解消を伴わない別居又は婚姻の無効宣言を求める申立てを認容し又は棄却する裁判が確定力を生じたとき、又は、
- (b) 第a号に掲げる時点においてなお父母の責任に関する手続が係属している場合であって、その手続における裁判が確定力を生じたとき、又は、
- (c) 第a号及び第b号に掲げる手続が他の理由で終了したとき。

③ 構成国の裁判所は、以下の場合には、第1項に掲げる手続とは別の手続において父母の責任に関して管轄権を有する。

- (a) 父母の責任の担い手の一方が構成国にその常居所を有し、又は子が構成国の国籍を有しているため、子がその構成国と本質的な結び付きを有しており、かつ、
- (b) 手続の全ての当事者が裁判所への申立ての時点において明示的に又はその他の明確な方法によってその裁判所の管轄を承認し、かつ、これが子の福祉に合致するとき。

④ 子が、1996年10月19日の「父母の責任及び子の保護の措置の領域における裁判管轄、適用法、並びに、承認、執行及び協力に関するハーグ条約」の締

約国以外の第三国にその常居所を有している場合は、本条に基づく管轄が子の福祉に合致するとみなし、特に、第三国における手続が不可能であると証明されたときには、こうした場合に当たる。

第13条（子の所在に基づく管轄） ① 子の常居所が確定できず、かつ、管轄が第12条に従い定まらないときは、子が所在する構成国の裁判所が管轄権を有する。

② 第1項は、難民又は不穩を理由に国を追われた者である子にも適用される。

第14条（付加的管轄） 第8条から第13条までの規定に従い構成国の裁判所の管轄が生じないときは、各構成国は、自国法に従い管轄を定めることとする。

第15条（事案に適合的な裁判が可能な裁判所への移送） ① 例外的な場合であって、かつ、これが子の福祉に合致する場合には、本案の裁判について管轄を有する構成国の裁判所は、子が特別な結び付きを有している他の構成国の裁判所が事件又は事件の一部についてより適切に裁判することが可能であると考えるときは、

(a) 事件又はその一部の審理を停止し、当事者に対して、第4項による申立てを他の構成国の裁判所に行うよう勧誘することができ、また、

(b) 他の構成国の裁判所は、第5項に従い自らが管轄権を有することを宣言することを求めることができる。

② 第1項は、以下に基づいて適用される。

(a) 一方の当事者の申立て

(b) 職権により、又は、

(c) 第3項により子が特別な結び付きを有している他の構成国の裁判所の申立て

ただし、職権又は他の構成国の裁判所の申立てによる移送は、少なくとも一方の当事者の同意がある場合に限る。

③ 以下の場合においては、子は、構成国に対して第1項の意味における特別な結び付きを有するものとする。

(a) 第1項の意味における裁判所に提訴した後に、子がその構成国にその常

居所を取得したとき、又は、

(b) 子が右構成国に常居所を有していたとき、又は、

(c) 子が右構成国の国籍を取得したとき、又は、

(d) 父母の責任の担い手が右構成国に常居所を有するとき、又は、

(e) 事件が、子の財産の管理若しくは維持又は処分と関連する子の保護措置に関係するものであって、かつ、これらの財産がその構成国の領土内に存するとき。

- ④ 本案の裁判について管轄権を有する構成国の裁判所は、第1項により、他の構成国の裁判所に対して申し立てなければならない期間を定める。

この裁判所に対して、この期間内に申立てがなされなかったときは、事件に係わった裁判所が、第8条から第14条までの規定に従い管轄権を有する。

- ⑤ この他の構成国の裁判所は、事件の特別な事情により子の福祉に適合するときは、第1項第a号又は第b号による申立て後6週間以内に管轄権を有する旨の宣言をすることができる。この場合には、最初に申立てのあった裁判所は、管轄権のないことを宣言する。他の場合には、最初に申立てのあった裁判所は、第8条から第14条までの規定に従いなお管轄権を有する。

- ⑥ 裁判所は、本条の目的のために、直接に、又は第53条により定まる中央当局を経由して協力する。

第3節 共通規定

第16条（裁判所への申立て） ① 以下の場合には、裁判所に対して申立てがあったものとみなす。

(a) 手続開始書面又はこれに相当する書面が裁判所に提出された時点において、申立人がその後に、相手方にこの書面の送達が生ずるために自らに課されている措置を怠らなかった場合、又は、

(b) 裁判所へ書面が到達する前に相手方に送達があった場合は、送達権限を有する当局が書面を受領した時点において、申立人がその後に、書面が裁判所に到達するために自らに課されている措置を怠らなかった場合

第17条（管轄権の調査） 構成国の裁判所は、本規則により管轄権を有しない

事件であって、本規則に基づいて他の構成国の裁判所が管轄権を有する事件について申立てがあった場合には、職権で管轄権のないことを宣言しなければならない。

第18条（適法性の調査） ① 手続の開始された構成国においてその常居所を有しない相手方が、その手続に応訴しないときは、管轄裁判所は、手続開始書面又はこれに相当する書面を相手方が適時に受領することが可能であったため、手続に対して防御し又は防御に必要なあらゆる措置を講ずるに足りていたことが確定されるまでは、手続を停止しなければならない。

② 手続開始書面又はこれに相当する書面が、(EG) Nr.1348/2000規則に従いある構成国から別の構成国に転達された場合には、第1項に代えて、同規則第19条が適用される。

③ (EG) Nr.1348/2000規則の諸規定が適用不可能である場合に、手続開始書面又はこれに相当する書面が1965年11月15日の民事及び商事事件における裁判上及び裁判外の書面の外国への送達に関するハーグ条約の基準に従い外国に転達されたときは、同条約第15条が適用される。

第19条（訴訟係属及び係属する手続） ① 異なる構成国の裁判所に、同一当事者間における離婚、婚姻関係の解消を伴わない別居又は婚姻の無効宣言を求める申立てがあったときは、後に申立てのあった裁判所は、先に申立てのあった裁判所の管轄が明らかになるまでは、手続を職権で停止する。

② 異なる構成国の裁判所に、同一の請求を理由として子のための父母の責任に関する手続が係属したときは、後に申立てのあった裁判所は、先に申立てのあった裁判所の管轄が明らかになるまでは、手続を職権で停止する。

③ 先に申立てのあった裁判所の管轄が確定するときは、後に申立てのあった裁判所は、先に申立てのあった裁判所のために、自らの管轄権がないことを宣言する。

この場合には、後に申立てのあった裁判所に申立てをした申立人は、その申立てを先に申立てのあった裁判所に提出することができる。

第20条（保護措置を含む仮の措置） ① 構成国の裁判所は、緊急の場合、構成

国にいる者又は財産に関して、本規則の諸規定と関係なく、本規則により本案の裁判について他の構成国の裁判所が管轄権を有する場合であっても、自国法により規定されている保護措置を含む仮の措置を命ずることができる。

- ② 第1項を実行するための措置は、本規則により本案の裁判について管轄権を有する構成国の裁判所が、相当とみなす措置を講じた場合には、効力を失う。

第3章 承認及び執行

第1節 承認

第21条（裁判の承認） ① 構成国において言い渡された裁判は、承認のための特別な手続を必要とせず、他の構成国において承認される。

- ② 第3項にかかわらず、離婚、婚姻関係の解消を伴わない別居又は婚姻の無効宣言に関して、他の構成国において言い渡された裁判であって、それに対してその国の自国法に従いさらなる不服申立てをすることができないものに基づいて、ある構成国の身分登録簿に記入するためには、いかなる特別の手続も必要としない。

- ③ 第4項に係わらず、利害を有する各当事者は、第2節の手続に従い、裁判の承認又は不承認に関する裁判を申し立てることができる。

土地管轄を有する裁判所であって、各構成国が欧州委員会に対して第68条に従い通知しているリスト中に掲げられている裁判所は、承認又は不承認を求める申立てがなされた構成国の自国法により定まる。

- ④ 構成国の裁判所における訴訟において、裁判の承認の問題が先決問題として解明されるべきときは、この裁判所がその先決問題について裁判することができる。

第22条（離婚、婚姻関係の解消を伴わない別居又は婚姻の無効宣言に関する裁判の不承認事由） 以下の場合には、離婚、婚姻関係の解消を伴わない別居又は婚姻の無効宣言に関する裁判は、承認されない。

- (a) 承認が、これを求められている構成国の公の秩序に明らかに抵触すると

き、

- (b) 手続に应诉しなかった相手方に対して、手続開始書面又はこれに相当する書面が適時に、かつ、この者にとり防御することができるように送達されなかったとき。ただし、この者がその裁判について明白に了解していたことが確定される場合は除く。
- (c) 裁判が、その承認が求められている構成国における同一当事者間の手続で言い渡された裁判と抵触するとき、又は、
- (d) 裁判が、他の構成国又は第三国において同一当事者間に言い渡された先行する裁判と抵触するときであって、先行する裁判が承認を求められている構成国において必要とされる承認の要件を満たしている場合に限る。

第23条（父母の責任に関する裁判の不承認事由） 以下の場合には、父母の責任に関する裁判は、承認されない。

- (a) 承認が、これを求められている構成国の公の秩序に明らかに抵触するとき。その際には、子の福祉を考慮しなければならない。
- (b) 裁判一緊急の場合を除く一が、子にとって審尋を受ける機会なく言い渡されたものであり、かつ、承認が申し立てられている構成国の重要な手続法上の原則に違反しているとき。
- (c) 手続に应诉しなかった関係者が、手続開始書面又はこれに相当する書面を適時に、かつ、この者にとり防御することができるように送達されなかったとき。ただし、この者がその裁判について明白に了解していたことが確定される場合は除く。
- (d) ある者が、父母の責任に関するものであるとの理由によって裁判を申し立てたが、その者が審尋を受ける機会なく裁判を言い渡されたとき。
- (e) 裁判が、その承認を求められている構成国において言い渡された、父母の責任に関する後行する裁判と抵触するとき。
- (f) 裁判が、子が常居所を有する他の構成国又は第三国において言い渡された父母の責任に関する後行する裁判と抵触するときであって、後行する裁判が承認を求められている構成国において必要とされる承認の要件を満た

している場合、又は、

(g) 第56条による手続が遵守されなかったとき。

第24条（原構成国の裁判所の管轄権の事後審査禁止） 原構成国の裁判所の管轄権については、再審査は許されない。第22条第a号及び第23条第a号による公の秩序との合致の事後審査は、第3条から第14条までの管轄規定に拡張してはならない。

第25条（適用されるべき法の相違） 裁判の承認は、離婚、婚姻関係の解消を伴わない別居又は婚姻の無効宣言が、承認を求められている構成国の法によれば、同一の事実関係の下においては認められないものであるという理由によって、拒絶されてはならない。

第26条（本案の再審査の禁止） 裁判は、いかなる場合であっても、本案それ自体について再審査をしてはならない。

第27条（手続の停止） ① 他の構成国において言い渡された裁判の承認が求められている構成国の裁判所は、その裁判に対して正規の不服申立てがなされたときは、手続を停止することができる。

② アイルランド又は連合王国において言い渡された裁判の承認が求められている構成国の裁判所は、原構成国における裁判の執行が、不服申立てのあったことを理由として仮に停止されたときには、その手続を停止することができる。

第2節 執行宣言の申立て

第28条（執行可能な裁判） ① 構成国において言い渡された、子のための父母の責任に関する裁判であって、その構成国において執行可能なものであり、かつ、送達されたものは、他の構成国において、権利者たる当事者の申立てに基づいて執行宣言が付された場合には、執行される。

② ただし、連合王国にあっては、そうした裁判は、イングランド及びウェールズ、スコットランド又は北アイルランドにおいては、連合王国の当該地域において権利者たる当事者の執行を求める申立てに基づいて登録された場合に初めて、執行される。

第29条（土地管轄を有する裁判所） ① 執行宣言の申立ては、第68条により各構成国が欧州委員会に通知したリストに掲げられている裁判所にしなければならない。

② 土地管轄を有する裁判所は、執行が行われるべき者の常居所により、又は、申立てが関係する子の常居所により定まる。

前段に掲げるいかなる地も執行構成国にない場合には、土地管轄を有する裁判所は、執行地によって定まる。

第30条（手続） ① 申立てをするには、執行構成国の法が基準となる。

② 申立人は、申立てのあった裁判所の区域での送達ために、選択的住所（Wahldomizil）を定めなければならない。選択的住所が執行構成国の法に規定されていないときは、申立人は、送達代理人（representative ad litem）を指定しなければならない。

③ 申立てには、第37条及び第39条に掲げる文書を添付しなければならない。

第31条（裁判所の裁判） ① 申立てに係わる裁判所は、遅滞なく、かつ、執行がなされるべき者も子も、手続のこの段階において意見表明をする機会を得ることなく、裁判を言い渡す。

② 申立ては、第22条、第23条及び第24条に掲げる事由の一つに基づいてのみ、これを拒否することができる。

第32条（裁判の通知） 申立てについて言い渡された裁判は、申立人に対して、裁判所事務課の書記官により執行構成国の法が規定する方式により遅滞なく通知する。

第33条（不服申立て） ① 執行宣言の申立てに関する裁判に対しては、いずれの当事者も不服申立てをすることができる。

② 不服申立ては、第68条により各構成国が欧州委員会に通知したリストに掲げられている裁判所に対してする。

③ 不服申立てに関しては、双方の当事者に対する法的審問を備えた手続を定めている規定に従って裁判する。

④ 不服申立てが、執行宣言を求める申立てをした当事者からなされたとき

は、執行がなされるべき当事者は、不服申立てに係わる裁判所に係属している手続に対して応訴することを求められる。その当事者が手続に応訴しなかったときは、第18条の規定が適用される。

- ⑤ 執行宣言に対する不服申立ては、その送達後1か月以内にしなければならない。執行がなされるべき当事者が、執行宣言の付与された構成国とは別の構成国にその常居所を有するときは、不服申立ての期間は、2か月とし、かつ、執行宣言がその者自身に又はその住居に送達された日から起算される。遠隔地を理由とするこれ以上の期間の伸長は、認められない。

第34条（不服申立てについての管轄裁判所及び不服申立てに関する裁判の取消し） 不服申立てについて言い渡された裁判は、第68条により各構成国が欧州委員会に通知したリストに掲げられている手続の方法によってのみ取り消すことができる。

第35条（手続の停止） ① 第33条又は第34条により不服申立てに係わる裁判所は、原構成国において裁判に対する通常の不服申立てがなされ又はそうした不服申立ての期間がいまだ経過していないときは、執行がなされるべき当事者の申立てに基づいて、手続を停止することができる。不服申立て期間が経過前である場合には、裁判所は、不服申立てをすべき期間を定めることができる。

- ② 裁判がアイルランド又は連合王国において言い渡されたときは、原構成国において認められたそれぞれの不服申立ては、第1項の意味における通常の不服申立てとみなす。

第36条（一部執行） ① 主張された複数の請求について裁判がなされ、その裁判について執行が全ての範囲において可能であるとは認められていないときは、裁判所は、一部の請求について執行を認めることとする。

- ② 申立人は、一部の執行を申し立てることができる。

第3節 第1節及び第2節についての共通規定

第37条（文書） ① 裁判の承認若しくは不承認又は裁判の執行宣言を求める当事者は、以下の文書を提出しなければならない。

- (a) その証明力に必要な要件を満たしている裁判の正本、及び、
 - (b) 第39条に基づく証明書
- ② 欠席手続において言い渡された裁判については、裁判の承認若しくは不承認又は裁判の執行宣言を求める当事者は、さらに以下の文書を提出しなければならない。
- (a) 手続開始書面又はこれに相当する書面が手続に応訴しなかった当事者に送達されたことを明らかにする文書の原本又は認証謄本、又は、
 - (b) 申立ての相手方が裁判を明白に認めたことを示す文書

第38条（文書の不存在） ① 第37条第1項第b号又は第2項に掲げる文書が提出されないときは、裁判所は、その文書を提出すべき期間を定めること、又はその文書に相当する文書によって足りるとすること若しくはさらなる解明を必要としないためその文書の提出を免除すること、ができる。

- ② 裁判所の要求があるときは、文書の翻訳を提出しなければならない。翻訳は、構成国の一つにおいてそれについて権限を有する者によって認証されなければならない。

第39条（婚姻事件の裁判及び父母の責任に関する裁判における証明書） 原構成国の管轄裁判所又は権限ある当局は、権限ある当事者の申立てに基づいて、附属文書Ⅰの定型書式（婚姻事件の裁判）又は附属文書Ⅱの定型書式（父母の責任に関する裁判）を用いて、証明書を発行する。

第4節 面会交流権に関する特定の裁判及び子の返還を命じた特定の裁判についての執行力

第40条（適用領域） ① 本節は、以下について適用される。

- (a) 面会交流権、及び、
 - (b) 第11条第8項に基づいて子の返還を命じた裁判による子の返還
- ② 父母の責任の担い手は、本節の規定にかかわらず、本章の第1節及び第2節に従い、承認及び執行を求めることができる。

第41条（面会交流権） ① 第40条第1項第a号の意味における面会交流権に関して構成国において言い渡された執行力のある裁判であって、それについて原

構成国において第2項による証明書が発行されているものは、執行宣言を必要とせず、かつ、承認が取り消されることなく、他の構成国において承認され、かつ、そこで執行することができる。

国内法が、面会交流権に関する裁判について、不服申立てがあったにもかかわらず法律に基づいて執行力を有する旨を定めていない場合においても、原構成国の裁判所は、その裁判について執行宣言をすることができる。

② 原構成国の裁判官は、以下の場合においてのみ、第1項による証明書を附属文書Ⅲの定型書式（面会交流権に関する証明書）を用いて発行する。

(a) 欠席手続の場合において、手続開始書面又はこれに相当する書面が、手続に応訴しなかった当事者に適時に、かつ、その当事者が防御するに足るように送達されたとき、又は、当該書面の送達があった場合において、前記の条件が遵守されなかったが、その当事者がその裁判を明白に認めたことが確定されているときであって、

(b) 全ての関係者が、審尋を受ける機会を有したときであって、かつ、

(c) 子が、その年齢又は成熟度を考慮して審尋が不適当とみなされる場合を除き、審尋を受ける機会を有したとき。

定型書式は、裁判が作成された言語により記載される。

③ 面会交流権が、裁判を告知する際に国境をまたがる事件に関するものであるときは、その裁判が執行力を有し又は仮執行力を有するものである限り、その証明書は職権で交付される。事件が、事後に初めて国境をまたがる事件に関するものとなったときには、その証明書は、当事者の一方の申立てに基づいて交付される。

第42条（子の返還） ① 構成国において言い渡された、第40条第1項第b号の意味における子の返還に関する執行力のある裁判であって、本条第2項による証明書が原構成国において発行されたものは、そのための執行宣言を必要とせず、かつ、承認が取り消されることなく、他の構成国において承認され、かつ、そこで執行することができる。

国内法が、第11条第8項に掲げる子の返還に関する裁判について、不服申

立てがあったにも関わらず法律に基づいて執行力を有する旨を定めていない場合においても、原構成国の裁判所は、その裁判について執行宣言をすることができる。

② 第40条第1項第b号による裁判を言い渡した原構成国の裁判官は、以下の場合に限り、第1項による証明書を発行する。

- (a) 子が、その年齢又はその成熟度を考慮して審尋が不相当とみなされる場合を除き、審尋を受ける機会を有したときであって、かつ、
- (b) 双方の当事者が審尋の機会を有したときであって、かつ、
- (c) 裁判所が、その裁判を言い渡す際に、1980年のハーグ条約第13条により言い渡した裁判の基礎となっている諸理由及び証拠方法を斟酌したとき。

裁判所又は他の当局が、子をその常居所国へ返還する保護措置の確保に関与するときは、この保護措置を証明書に記載しなければならない。

原構成国の裁判官は、附属文書Ⅳ（子の返還に関する証明書）を用いて、証明書を職権で発行する。

定型書式は、裁判が作成された言語により記載される。

第43条（訂正を求める訴え） ① 証明書の訂正については、原構成国の法による。

② 第41条第1項又は第42条第1項による証明書の発行に対して、不服申立てはできない。

第44条（証明書の有効性） 証明書は、判決の執行力についてのみ有効である。

第45条（文書） ① 裁判の執行を求める当事者は、以下の文書を提出しなければならない。

- (a) その証明力に必要な要件を満たしている裁判の正本、及び、
- (b) 第41条第1項又は第42条第1項に基づく証明書

② 本条のために、

一第41条第1項による証明書には、面会交流権の行使の態様に関する第12号の翻訳を添付する。

一第42条第1項による証明書には、子の返還を保全するための措置の細目に

関する第14号の翻訳を添付する。

翻訳は、執行構成国の公用語（単複）又は執行構成国が明示的に認めた他の言語による。翻訳は、それについて構成国の一つにおいて権限のある者により認証されなければならない。

第5節 公の証書及び合意

第46条 構成国において採用され、かつ、執行力のある公の証書、並びに、判決構成国において執行力のある当事者間の合意は、裁判と同一の条件の下で承認及び執行宣言がなされる。

第6節 その他の規定

第47条（執行手続） ① 執行手続については、執行構成国の法を基準とする。

② 他の構成国の裁判所によって言い渡された裁判であって、第2節に従い執行宣言がなされ又は第41条第1項若しくは第42条第1項による証明書が発行されたものの執行は、執行構成国において、その構成国において言い渡された裁判について適用されるのと同一の条件の下で行われる。

特に、第41条第1項又は第42条第1項による証明書が発行された裁判については、それが事後に言い渡された執行力のある裁判に抵触する場合は、執行することができない。

第48条（面会交流権の行使の実際上の方法） ① 執行構成国の裁判所は、面会交流権の行使の実際上の方法をめぐって、本案の裁判について管轄権を有する構成国の裁判所の裁判において既に、必要な事前の措置が採られていない又は十分に採られていない場合には、かつ、その裁判の重要な内容に影響しない限りにおいて、これを規律することができる。

② 第1項により定められる面会交流権の行使の実際上の方法は、本案の裁判について管轄権を有する構成国の裁判所がこれについて裁判を言い渡した後は、失効する。

第49条（費用） 本章の規定は、第4節の規定を除き、本規則により開始された手続の費用の確定及び費用確定決定の執行についても適用される。

第50条（訴訟費用援助） 原構成国において申立人に対して訴訟費用援助又は

費用免除の全部又は一部が認められたときは、この者は、第21条、第28条、第41条、第42条及び第48条による手続において訴訟費用援助又は費用免除に関して、執行構成国の法が規定する最も有利な取扱いを享受する。

第51条（担保の提供、供託） ある構成国において他の構成国で言い渡された裁判の執行を申し立てる当事者に対しては、その名称を問わず、以下の理由の一つに基づいて担保の提供又は供託を命じてはならない。

- (a) その当事者が、執行がなされるべき構成国においてその常居所を有していないこと、又は、
- (b) その当事者が、その国の国籍を有していないこと、又は、執行が連合王国若しくはアイルランドにおいて行われるべき場合において、これらの構成国の一つにその「住所（domicile）」を有していないこと。

第52条（認証又はこれに類する方式） 第37条、第38条及び第45条に掲げる文書並びに訴訟代理権を付与する場合におけるこれに関する文書は、認証もこれに類する方式も必要としない。

第4章 父母の責任に関する手続における中央当局間の協力

第53条（中央当局の定め） 各構成国は、本規則の適用に当たり構成国を支援する中央当局（単複）を定め、その領域的又は事物的管轄を定める。一つの構成国が複数の中央当局を定めるときは、通知は、原則として、管轄中央当局に直接に宛てて行う。管轄権を有しない中央当局に宛てて通知がなされたときは、この当局は、その通知を管轄権を有する中央当局に宛てて行い、かつ、発送者にこれを知らせなければならない。

第54条（一般的な任務） 中央当局は、本規則の実施を改善し、協力を相互に強化するために、国内法規及び手続に関する情報を入手し、措置を講ずるものとする。そのために、2001/470/EG決定により創設された、民事及び商事事件のための欧州司法ネットを用いる。

第55条（特に父母の責任に関する事件における協力） ① 中央当局は、本規則の目的を実現するために、特定の事件において、他の構成国の中央当局又

は父母の責任の担い手の申立てに基づいて、協力する。そのために、個人情報
の保護を規定している他の構成国の法規と一致して、以下の措置を、直接
に又は他の部局若しくは組織を介して行うものとする。

- (a) 中央当局は、
 - i 子の状況、
 - ii 手続の経過、又は、
 - iii 子に関する裁判についての情報を入手し、交換する。
- (b) 中央当局は、裁判、特に面会交流権及び子の返還に関する裁判の承認及
び執行をその領域において実現しようとする父母の責任の担い手に対し
て、情報を提供し、支援をする。
- (c) 中央当局は、特に、第11条第6項及び第7項並びに第15条の適用のために
裁判所間の意思疎通を容易にする。
- (d) 中央当局は、第56条を適用するために裁判所に役立つ全ての情報及び援
助を提供する。
- (e) 中央当局は、父母の責任の担い手の相互間で調停又はこれに類似の方法
による和解的合意を容易にし、そのための国境をまたがる協力を促進す
る。

第56条（他の構成国における子の養育（Unterbringung）） ① 第8条から第15
条までの規定により管轄権を有する裁判所が、子をハイムにおいて又は里親
において養育することについて考慮し、子を他の構成国において養育すべき
ときは、その構成国において国内の子の養育事件について当局の関与が定め
られている限り、その構成国の中央当局又は他の権限ある当局に対してあら
かじめ諮問する。

- ② 第1項による養育に関する裁判は、受託構成国の権限ある当局がこの養育
に同意したときに限り、嘱託構成国において行われる。
- ③ 第1項及び第2項による諮問又は同意については、受託構成国の国内法を適
用する。

- ④ 第8条から第15条までの規定により管轄権を有する裁判所は、子を里親において養育することを決定し、子が他の構成国において養育されるべきであり、かつ、その構成国において国内の子の養育事件について当局の関与が定められていない場合には、その構成国の中央当局又は権限ある当局に対してその旨を通知する。

第57条（作業方法） ① 父母の責任のそれぞれの担い手は、その者が常居所を有する構成国の中央当局に又は子が常居所を有する構成国の中央当局若しくは子が居住する構成国の中央当局に、第55条による援助を求める申立てをすることができる。申立てには、原則として、その実行を容易にし得る全ての処分可能な情報を添付する。申立てが、本規則の適用範囲にある父母の責任に関する裁判の承認又は執行に関するものであるときは、父母の責任の担い手は、第39条、第41条第1項又は第42条第1項により関係する証明書を、この申立てに添付しなければならない。

- ② 各構成国は、その固有の言語以外に、中央当局に通知するために許容する、共同体の機関の言語（単複）を通知する。
- ③ 第55条による中央当局の援助は、無償とする。
- ④ それぞれの中央当局は、自己の費用を負担する。

第58条（会合） ① 本規則の適用を容易にするために、原則として、中央当局の会合が招集される。

- ② この会合の招集は、民事及び商事事件における欧州司法ネットに関する2001/470/EG決定に則して行われる。

第5章 他の法的手段との関係

第59条（他の法的手段との関係） ① 第60条、第61条、第62条及び本条第2項にかかわらず、本規則は、その施行の時点において存する二国間又は多国間で締結された協定であって、本規則において規律されている領域に関係するものに代わるものとする。

- ②(a) フィンランド及びスウェーデンは、本規則に代えて、デンマーク、フィ

ンランド、アイスランド、ノルウェー及びスウェーデンの間の1931年2月6日の条約であって、最終議定書を含む、婚姻、養子及び後見に関する国際手続法の諸規定を伴う同条約が、これらの国の相互の関係に対して全部又は一部において適用可能である旨を宣言することができる。この宣言は、本規則に付録として添付され、かつ、欧州連合の官報に掲載される。関係構成国は、その宣言をいつでも、その全部又は一部について取り消すことができる。

- (b) 国籍を理由とする欧州連合の市民の差別禁止原則は、遵守される。
- (c) 第a号に掲げる構成国間の将来の協定における管轄準則であって、本規則において規律されている領域に係わるものについては、本規則の準則と一致するようにしなければならない。
- (d) 第a号による宣言をしている北欧諸国の一つにおいて、第2章において規定する管轄準則に則する管轄準則に基づいて言い渡された裁判は、他の構成国において、第3章の諸規定に従って承認及び執行される。

③ 構成国は、欧州委員会に以下のものを送付する。

- (a) 第2項第a号及び第c号による協定の謄本並びにその協定の実施のための統一法律の謄本
- (b) これらの協定又は統一法律の解消又は変更

第60条（特定の多国間条約との関係） 構成国間の関係において、本規則は、そこで規律する領域に関わる限りにおいて、以下の諸条約に優先する。

- (a) 未成年者の保護の領域における官庁の権限及び適用法に関する1961年10月5日のハーグ条約
- (b) 婚姻事件における裁判の承認に関する1967年9月8日のルクセンブルク条約
- (c) 離婚及び別居の承認に関する1970年6月1日のハーグ条約
- (d) 子の監護権及び監護関係の回復に関する裁判の承認及び執行に関する1980年5月20日の欧州条約、及び、
- (e) 国際的な子の連れ去りの民事法領域に関する1980年10月25日のハーグ条約

約

第61条（父母の責任及び子の保護のための措置の領域における裁判管轄，適用法，承認，執行及び協力に関する1996年10月19日のハーグ条約との関係）
父母の責任及び子の保護のための措置の領域における裁判管轄，適用法，承認，執行及び協力に関する1996年10月19日のハーグ条約との関係において，本規則は，以下の場合に適用することができる。

- (a) 関係する子が，構成国の主権領域にその常居所を有するとき。
- (b) ある構成国の管轄権を有する裁判所によって言い渡された裁判を他の構成国の主権領域において承認及び執行するという問題に関しては，関係する子が，上記のハーグ条約の締約国である第三国の主権領域にその常居所を有するときであっても，本規則を適用することができる。

第62条（効力の存続） ① 第59条第1項，第60条及び第61条に掲げる協定は，本規則により規定されていない法領域について，その効力を保持する。

② 第60条に掲げる条約，特に1980年のハーグ条約は，第60条の留保の下で，それらに加盟している構成国間でその効力を保持する。

第63条（ローマ教皇庁との協約） ① 本規則は，ローマ教皇庁とポルトガルとの間のバチカン市国における1940年5月7日に署名された国際協約（コンコルダート）を損なうことなく，適用される。

② 第1項に掲げる協約に従った婚姻の無効に関する裁判は，第3章第1節に規定する条件の下で，構成国において承認される。

③ 第1項及び第2項は，以下のローマ教皇庁との国際協約（コンコルダート）にも適用される。

- (a) イタリアとローマ教皇庁との間の1929年2月11日のラテラノ条約であって，1984年2月18日にローマで署名された附属議定書付き合意により変更されたもの
- (b) ローマ教皇庁とスペインとの間の法律事件に関する1979年1月3日の合意
- (c) 教会法に従い結ばれた婚姻並びにこの婚姻に関する教会当局及び教会裁判所の裁判の民事法上の効果の承認に関するローマ教皇庁とマルタとの間

の合意であって、1995年1月6日の第二議定書と関係する同日付けの適用議定書を含む合意

- ④ 第2項の意味における裁判の承認について、イタリア、スペイン又はマルタにおいては、第3項に掲げるローマ教皇庁との国際条約に従った教会裁判所の裁判についても適用されると同一の手続及び再審査が優先する。
- ⑤ 構成国は、欧州委員会に以下のものを送付する。
 - (a) 第1項及び第3項に掲げる条約の謄本
 - (b) これらの条約の解消又は変更

第6章 経過規定

第64条① 本規則は、第72条による本規則の適用開始後に、開始され、作成され又は行われた当事者間における裁判手続、公の証書又は合意についてのみ適用される。

- ② 本規則の適用開始後に、本規則の適用開始前ではあるが、(EG) Nr.1347/2000規則の施行後に開始された手続において言い渡された裁判は、その裁判所が、本規則の第2章、(EG) Nr.1347/2000規則又は手続開始時点で原構成国と受託構成国との間で有効であった協定の管轄規定に合致する規定に基づいて管轄権を有していた限りにおいて、本規則の第3章に従い承認及び執行される。
- ③ 本規則の適用開始前に、(EG) Nr.1347/2000規則の施行後に開始された手続において言い渡された裁判は、その裁判が、離婚、婚姻関係の解消を伴わない別居若しくは婚姻の無効宣言を対象とする裁判である限り、又は、それらの手続を契機として婚姻事件において言い渡された、共通の子に関する父母の責任に関する裁判である限りにおいて、本規則の第3章に従い承認及び執行される。
- ④ 本規則の適用開始前ではあるが、(EG) Nr. 1347/2000規則の施行前に開始された手続において、同規則の施行後に言い渡された裁判は、その裁判が、離婚、婚姻関係の解消を伴わない別居若しくは婚姻の無効宣言を対象とする

裁判である限り、又は、それらの手続を契機として婚姻事件において言い渡された、共通の子に関する父母の責任に関する裁判である限りにおいて、かつ、いずれの場合にも、本規則の第2章、(EG) Nr.1347/2000規則又は手続開始時点で原構成国と受託構成国との間で有効であった協定の管轄規定に合致する管轄規定が適用されるときは、本規則の第3章に基づいて承認及び執行される。

第7章 最終規定

第65条（検討） 欧州委員会は、欧州議会、理事会及び欧州経済・社会委員会に対して、遅くとも2012年1月1日までに及び引き続き5年毎に、構成国によって提供された情報に基づいて、本規則の適用に関する報告書を、また、必要な場合にはその適合性に関する提案を添付して、提出する。

第66条（二つ又は複数の法体系を有する構成国） 一構成国であって、本規則が取り扱う問題について、異なる地域統一体において二つ若しくは複数の法体系又は規律を有する構成国については、以下のことが適用される。

- (a) その構成国における常居所とは、一つの地域統一体における常居所をいう。
- (b) 国籍とは、又は連合王国の場合には「住所 (domicile)」とは、その国の法規により示されている地域統一体を指す。
- (c) 構成国の当局とは、その国内における地域統一体の管轄当局をいう。
- (d) 受託構成国の規定とは、管轄権を主張し又は承認若しくは執行が申し立てられている地域統一体の規定をいう。

第67条（中央当局及び許容言語の通知） 構成国は、欧州委員会に本規則の施行後3か月以内に以下のことを通知する。

- (a) 第53条による中央当局の名称及び宛先並びに技術的な通信手段
- (b) 第57条第2項による中央当局に宛てた通知について認められる言語、及び、
- (c) 第45条第2項による面会交流権に関する証明書について認められる言語

構成国は、欧州委員会に上記事項の変更を通知する。

上記事項は、欧州委員会により公告する。

第68条（裁判所及び不服申立てについての指示） 構成国は、欧州委員会に、第21条、第29条、第33条及び第34条に掲げるリストであって、管轄裁判所及び不服申立てを含むもの並びにこれらのリストの変更について通知する。

欧州委員会は、これらの記述を更新し、欧州連合の官報に掲載し、その他適切な方法によって周知を図る。

第69条（付録の変更） 附属文書 I から IV までに掲載した定型書式の変更は、第70条第2項に掲げる手続に従い決定される。

第70条（官房） ① 欧州委員会は、一つの官房（以下「官房」という。）により補佐を受ける。

② 第1項については、1999/468EG決定の第3条及び第7条を適用する。

③ 官房は、職務規定を定める。

第71条（（EG）Nr.1347/2000規則の廃止） ① （EG）Nr.1347/2000規則は、本規則の適用開始に伴い廃止される。

② （EG）Nr.1347/2000規則の引用は、附属文書 VI の対照表に従った本規則の引用とみなす。

第72条（発効） 本規則は、2004年8月1日に発効する。

本規則は、第67条、第68条、第69条及び第70条を除き、2004年8月1日から適用される。

本規則は、その全ての部分について拘束力を有し、かつ、欧州共同体設立条約に基づいて構成国に直接に適用される。

2003年11月27日ブリュッセル

欧州理事会の名において

議長 R.CASTELLI

* 附属文書

- I 婚姻事件における裁判に関する第39条による証明書
- II 父母の責任に関する裁判についての第39条による証明書
- III 面会交流に関する裁判についての第41条第1項による証明書
- IV 子の返還に関する裁判についての第42条第1項による証明書
- V (EG) Nr.1347/2000規則との対照表
- VI 本規則第59条第2項aによるスウェーデン及びフィンランドの宣言

3 構成国間の民事又は商事事件における裁判上及び裁判外の文書の送達（「文書の送達」）に関する2007年11月13日の欧州議会及び理事会の（EG）Nr.1393/2007規則、並びに理事会の（EG）Nr.1348/2000規則の廃止のための（EG）Nr.1393/2007規則
—官報 ABI.（EG）2007 Nr.L324, 79ff.掲載—
—略称「送達規則」—

欧州議会及び欧州理事会は、欧州共同体設立条約、特に第61条第c号及び第67条第5項第2号に基づき、欧州委員会の提案に対して、経済・社会委員会の意見に従い、欧州共同体設立条約第251条の手續に従い、以下の諸理由を考慮して、次の規則を採択した。

- (1) 欧州連合は、自由、安全及び司法の領域において、人の自由な移動を保障する一つの空間を維持し、さらに発展させるという目標を設定した。そうした空間を順次創設するために、共同体は、民事事件における司法協力の分野において、域内市場が円滑に機能するために必要な措置を講じることとする。
- (2) 域内市場の円滑な機能のために、民事又は商事事件における裁判上及び裁判外の文書の他の構成国への転達（Übermittlung）は、構成国間で改善され、促進されなければならない。
- (3) 理事会は1997年5月26日の法行為によって、欧州連合の構成国間の民事及び商事事件における裁判上及び裁判外の文書の送達に関する条約を起草し、構成国に対し、この条約を自国の憲法上の規定に従って採択するよう推奨した。この条約は発効しなかったが、この条約の交渉の成果は維持されなければならない。
- (4) 2000年5月29日に、理事会は構成国間の民事又は商事事件における裁判上及び裁判外の文書の送達に関する（EG）Nr.1348/2000規則を採択した。この規則には、前記の条約の重要な内容が採用されている。

- (5) 2004年10月1日に、欧州委員会は、(EG) Nr.1348/2000規則の適用に関する報告書を受け取った。この報告書によれば、(EG) Nr.1348/2000規則の適用以来、構成国間における文書の転達及び送達は、総じて改善され、迅速化されたが、いくつかの規定は全く不十分にしか適用されていなかった。
- (6) 民事事件における裁判手続の実効性及び迅速性は、裁判上及び裁判外の文書の転達が直接に、かつ、最も迅速な方法で、構成国によって指定された当局間で行われるということを前提とする。構成国は、唯一の嘱託当局若しくは受託当局、又は両者の機能を同時に備える一つの当局を5年の期間を限って指定する旨の宣言をすることができる。ただし、この指定は、5年毎に更新可能なものである。
- (7) 迅速な転達は、あらゆる適切な手段が用いられていること、すなわち、受領文書についての閲読可能性及び原本であることの信頼性に関して定められた要件が満たされていることを必要とする。また、転達の確実性のためには、転達される文書について、定型書式によって作成されなければならない、それは、送達がなされるべき地の公用語若しくは公用語の一つで記載され、又は受託国が認めるその他の言語で記載されなければならない。
- (8) 本規則は、手続が係属する構成国にいる当事者の代理人に宛てた文書の送達には、その当事者がその構成国に住所を有しているか否かを問わず、適用されない。
- (9) 文書の送達は、できる限り迅速に、遅くとも受託当局に到達した後1か月以内に行われるべきものとする。
- (10) 本規則の実効性を保障するために、文書の送達を拒絶する可能性は、例外的な場合に限定されるべきものとする。
- (11) 構成国間における文書の転達及び送達を容易にするために、本規則の附属文書に含まれている定型書式を利用すべきものとする。
- (12) 受託当局は送達受取人に対し、定型書式を用いて、次のことを書面にて教示しなければならない。すなわち、送達受取人は当該文書が自己の理解する言語の一つ、又は送達場所の公用語又は公用語の一つで書かれていないとき

は、1週間以内に当該文書を受託当局に送り返すことができること。こうした規律は、受取人が自己の受領拒絶権を行使する場合には、その後に行われる送達にも適用される。この受領拒絶の規律は、外交官若しくは領事官を通じた送達、郵便局員を通じた送達、又は直接送達に関しても適用される。受領が拒絶された文書の受取人への送達は、送達文書の翻訳が送達受取人に送達されることによって効力を生じさせることができる。

- (13) 迅速な転達のために、文書の迅速な送達もその後数日内になされなければならない。1か月を経過してもまだ文書を送達することができないときは、受託当局は転達当局にその旨を知らせる。適切な期間内の送達が可能であることが確実な場合は、この期間が経過したからといって、転達当局に申立書が返送されなければならないことを意味するものではない。
- (14) 受託当局は、例えば被告が休暇中で自宅にいなかった、又は仕事上の都合で職場にいなかったという理由で、文書の送達が1か月以内に行うことができなかったという場合にも、文書の送達に関して必要な全ての手続を引き続き行わなければならない。しかしながら、文書送達の手続を実施するという義務を受託当局が無限に負うことを避けるために、転達当局は、定型書式中に一定の期間を定め、それが経過した後は、送達はもはや不必要であるとすることができる。
- (15) 構成国間において手続法上の違いがあるので、個々の構成国における送達時点は、異なった基準に従って判断される。そのため、本規則は、この状況の下で、そしてそこから発生し得る困難を考慮して、送達の時点は受託構成国の法に従って定まるとする規律をすべきものとする。しかしながら、構成国の法に従い問題となる文書が一定の期間内に送達されなければならないときは、申立人との関係では送達時点は、その構成国の法から明らかになる日付が送達の日付としてみなされるべきである。二重日付に関するこの定めは、ごくわずかな数の構成国にしか存在しない。この定めが適用されるような構成国は、このことを欧州委員会に通知し、同委員会はこの情報をEUの官報で公表し、また理事会の490/2001/EG決定によって設置された民事及び

商事に関する欧州司法ネットにその旨を同時に掲載しなければならない。

- (16) 権利の実現を容易にするために、送達に際して公務員又は受託構成国の法によって権限を有するその他の者が関与することによって発生する費用は、この構成国によって相当性及び無差別性の原則に則してあらかじめ固定された単一の定額手数料と一致するものでなければならない。もっとも、単一の定額手数料制の必要は、構成国が相当性及び無差別性の原則を斟酌することを条件に、様々な種類の送達に関して異なった定額手数料を定める可能性を排除するものではない。
- (17) 各締約国は、住所を他の構成国内に有する者に対して、文書を配達証明又はそれと同等の証明書の付された書留郵便によって送達させることを自由に定めることができる。
- (18) 裁判手続に関与する全ての者は、文書を、受託構成国の公務員、非常勤公務員又はその他の権限を有する者を通じて直接送達させることを、当該受託構成国の法が許すならば、行うことができる。
- (19) 欧州委員会は、本規則の適法な適用のための情報を記載した提要を作成し、それを民事及び商事の協力に関する欧州司法ネットで利用可能な状態にしなければならない。欧州委員会及び締約国は、この情報が最新かつ完全な状態であり、特に受託・嘱託当局の連絡先情報についてそのようであることを確保するために最善を尽くさなければならない。
- (20) 本規則に定められている期間及び期日の計算は、期間、日付及び期日の確定方法に関する1971年7月3日の理事会の（EWG,Euratom）Nr.1182/71規則の基準によって定まる。
- (21) 本規則の実施のために必要な措置は、欧州委員会に授権された実施権限の行使方法の決定に関する1999年6月28日の理事会の1999/468/EG決定に従って発令される。
- (22) 欧州委員会には、附属文書中の定型書式の現代化と技術的修正のための権限が与えられなければならない。この措置は、本規則の本質的ではない規定の変更ないし削除のための一般的射程に関わる措置であるため、それらの措

置は、1999/468/EG決定の第5a条に従って諮問手続において発令されなければならない。

- (23) 本規則は、構成国によって締結された二国間若しくは多国間の条約又は協定、特に1968年9月27日のブリュッセル条約の議定書及び1965年11月15日のハーグ条約の締約国である構成国間の関係においては、同一の適用範囲を持つ条約又は協定の規定に優先する。構成国が文書の転達の迅速化又は簡素化に向けた条約又は協定を維持し、又は締結することは、その条約又は協定が本規則と一致する限り、妨げられない。
- (24) 本規則に従って転達された情報は、適切に保護されなければならない。この問題は、1995年10月24日の個人情報処理における自然人の保護及び自由な情報流通に関する欧州議会及び理事会の95/46/EG指令、及び2002年7月12日の個人情報処理及び遠距離通信の領域におけるプライバシーの保護に関する欧州議会及び理事会の2002/58/EG指令（電子情報通信データ保護指令）により規律される。
- (25) 遅くとも2011年7月1日に及びその後は5年ごとに、欧州委員会は本規則の適用を調査し、場合によっては必要な改正を提案しなければならない。
- (26) 本規則の目標が、構成国の限りでは十分に達成することができず、したがってその範囲及びその影響力を考慮して、共同体の次元において実現されなければならないため、共同体は、共同体設立条約第5条に定められた補充性原則を遵守して活動することができる。また、本規則は、同条に挙げられた相当性の原則に従い、その目的の達成に必要な措置を超えるものではない。
- (27) よりわかりやすく、又完全を期するために、(EG) Nr.1348/2000規則は廃止され、本規則がこれに代わる。
- (28) 欧州連合条約及び欧州共同体の設立に関する条約に附属した連合王国及びアイルランドの地位に関する附属議定書第3条に従い、両国は本規則の採択及び適用に加わった。
- (29) 欧州連合条約及び欧州共同体の設立に関する条約に附属したデンマーク王国の地位に関する附属議定書第1条及び第2条に従い、デンマーク王国は、本

規則の採択に加わらない。それ故、本規則はデンマーク王国には拘束力を有せず、デンマーク王国に対して適用することはできない。

第1章 総則

第1条（適用範囲） ① 本規則は、民事又は商事に関し、裁判上及び裁判外の文書が、ある構成国から他の構成国へ、送達目的で転達される場合に適用される。本規則は、特に、租税及び関税事件、行政法事件、主権の行使の枠内における作為不作為に関する国家の賠償責任には適用されない。

② 本規則は、当該文書の受取人の住所が不明の場合には適用しない。

③ 本規則にいう「構成国」の概念は、デンマーク王国を除く全ての構成国を意味する。

第2条（囑託当局及び受託当局） ① 各構成国は、他の構成国に送達すべき裁判上及び裁判外の文書の転達について権限を有する公務員、当局又はその他の者を指定し、以下ではこれを「転達当局」とする。

② 各構成国は、他の構成国から裁判上及び裁判外の文書を受託する権限を有する公務員、当局又はその他の者を指定し、以下ではこれを「受託当局」とする。

③ 構成国は、一つ囑託当局及び一つ受託当局を指定するか、又は両方の任務のための一つ当局を指定することができる。連邦国家、複数の法体系を伴う国家又は自立的な地方公共団体を伴う国家は、複数のそのような当局を指定することができる。この指定は5年間有効であり、5年ごとに更新することができる。

④ 各構成国は、欧州委員会に以下の事項を通知する。

- (a) 第2項及び第3項に基づく受託当局の名称及び住所
- (b) 受託当局が土地管轄を有する範囲
- (c) 文書の受託に関し、受託当局に処理が可能なもの、及び、
- (d) 附属文書 I の定型書式において使用を認められる言語

構成国は、これらの事項に関するあらゆる変更を欧州委員会に通知する。

第3条（中央当局） 各構成国は、中央当局を指定する。中央当局は以下のことを行う。

- (a) 転達当局に情報を与えること。
- (b) 送達目的の文書の転達に関して困難を生じる場合に、解決策を探求すること。
- (c) 転達当局の求めがある例外的な場合において、送達の要請書を権限のある受託当局へ転送すること。

連邦国家、複数の法体系を伴う国家又は自律的な地方公共団体を伴う国家は、複数の中央当局を指定することができる。

第2章 裁判上の文書

第1節 裁判上の文書の転達及び送達

第4条（文書の転達） ① 裁判上の文書は、第2条で指定された当局の間で直接に、かつ、できる限り迅速に転達しなければならない。

② 転達当局と受託当局の間の文書、申立書、証書、受領証、証明書及びその他の書類の転達は、受領した書類が送達された書類と内容的に正確に一致しており、かつ、そこに含まれる全ての記述が容易に判読可能である限り、各々の適切な転達方法で行うことができる。

③ 転達される文書には附属文書 I の定型書式に従って作成された申立書が添付される。当該定型書式は、受託構成国の公用語か、受託構成国において複数の公用語が存在する場合には、送達がなされるべき地の公用語あるいは公用語の一つ又は受託構成国が認容したその他の一言語で記載される。各構成国は、自国の公用語の他に、定型書式の記載のために認められる欧州連合の機関の公用語の一つあるいは複数指定する。

④ 転達される文書及び全ての書類は、認証又はこれと同等の他の方式を必要としない。

⑤ 転達当局が、文書の謄本の返送を第10条による証明書と共に望むときは、その文書の副本を2部作成の上転達する。

第5条（文書の翻訳） ① 申立人から文書を転達目的で交付された転達当局は、申立人に対して、その文書が第8条に掲げる言語で記載されていない場合には受取人が文書の受領を拒否することができる旨を教示する。

② 申立人は、後に生じ得る費用に関して管轄裁判所又は管轄当局がする判断にかかわらず、文書の転達に先立って生じ得る翻訳費用を負担する。

第6条（受託当局による文書の受理） ① 文書の受理後、受託当局は転達当局に対して、できる限り迅速な方法で、かつ、可能な限り直ちに、ただし、いずれにせよ文書の受理後7日以内に附属文書の定型書式を用いた受理証明を送付する。

② 送達の申立てを、転達された記載又は書類に基づいて処理できないときは、欠けている記載又は文書を入手するために、受託当局は、できる限り迅速な方法により転達当局と連絡を取る。

③ 送達の申立てが明らかに本規則の適用範囲に含まれず又は必要な方式規定の不遵守のために送達が不可能であるときは、送達の申立て及び転達された文書は、受領後直ちに、附属文書Ⅰの定型書式を用いて、囑託当局へ返送されなければならない。

④ 文書を受領した受託当局がその土地的な管轄を有しないときは、この文書については、送達の申立てが第4条第3項の条件を満たす限り、同じ構成国内の土地的な管轄を有する受託当局に宛てて再送付する。土地的な管轄を有しない受託当局は、附属文書Ⅰの定型書式を用いて転達当局にその旨を通知する。土地的な管轄を有する受託当局は、第1項に従い囑託当局に文書の到達を通知する。

第7条（文書の送達） ① 文書の送達は、受託構成国の法に従い、また転達当局が希望する特別の手続においては、それが受託構成国の法に合致する手続である限り、受託当局により実施され、又は指示される。

② 受託当局は、文書の送達をできる限り迅速に、遅くとも到達後1か月以内に実施するために、必要な措置を採る。文書の到達後1か月以内に送達ができなかったときは、受託当局は以下の手続を採る。

- (a) 受託当局は、附属文書 I の定型書式に定められ、かつ、第10条第2項に従って記載される証明書を用いて、囑託当局にこのことを遅滞なく通知し、かつ、
- (b) 受託当局は、さらに、転達当局が特段の定めをしない限り、送達が一定の適切な期間内に実施可能であるとみなす場合には、文書の送達に必要な全ての措置を採る。

第8条（文書の受領拒否） ① 受託当局は、受取人に対して附属文書 I の定型書式を用いて、送達される文書が以下の言語で記載されていない場合、又は以下の言語の翻訳が付されていない場合には、送達の際に送達文書の受領を拒否できること、又は1週間以内に文書を受託当局に送り返すことができる旨を通知する。

- (a) 受取人が理解できる言語、又は、
 - (b) 受託構成国の公用語、又は受託構成国に複数の公用語が存在するとき、は、送達がなされる地の公用語若しくは公用語の一つ
- ② 受取人が文書の受領を第1項に従って拒否したことの通知が受託当局にあったときは、受託当局は第10条に基づく証明書を用いて遅滞なく囑託当局にそのことを通知し、かつ、申立て及び文書を、それらの翻訳を依頼するために、返送する。
- ③ 受取人が第1項に基づいて受領を拒否したときは、本規則に従って、文書が第1項に定められた言語の翻訳とともに受取人に送達されることによって、送達の効力を生じさせることができる。この場合においては、文書の送達の日は、構成国の法に従い、翻訳とともに文書の送達がなされた日とする。ただし、構成国の法に従い文書が一定の期間内に送達されなければならないときは、申立人との関係においては、第9条第2項により明らかとなる最初の文書の送達が行われた日を、送達の日とする。
- ④ 第1項、第2項及び第3項は、第2節による裁判上の文書の転達及び送達にも適用される。
- ⑤ 第1項の目的のために以下のことが適用される。すなわち、送達が第13条

に基づき外交官若しくは領事官によって、又は第14条に基づき官庁若しくは人によって行われる場合、外交官若しくは領事官又は送達官庁若しくは送達人は、受取人に対して、この者が文書の受領を拒否できること、並びに、受領を拒否された文書はこれらの外交官若しくは領事官又はこれらの官庁若しくは人に転達されるべきことを通知する。

第9条（送達の日付） ① 第8条にかかわらず、第7条に従ってなされた文書の送達の日付については、受託構成国の法を基準とする。

② ただし、構成国の法によって文書が一定期間内に送達されなければならない場合には、申立人との関係においては、その構成国の法から明らかになる日が、送達の日として基準になる。

③ 第1項及び第2項は、第2節による裁判上の文書の転達及び送達にも適用される。

第10条（送達の証明及び送達文書の謄本） ① 文書の送達のために行われる措置の実施の後に、附属文書 I の定型書式に対応する証明書が発行され、この証明書は、転達当局に送付される。第4条第5項が適用される場合は、証明書には送達文書の謄本が添付される。

② 証明書は、転達構成国の公用語若しくは公用語の一つ又は転達構成国が認めたその他の言語で発行される。各構成国は、定型書式の記載のために自国の公用語の他に容認した、欧州連合の機関の公用語の一つ又は複数を指定する。

第11条（送達費用） ① 他の構成国からの裁判上の文書の送達に関して、受託構成国が活動のために支出した手数料及び立替金については、その支払又は償還を請求することはできない。

② ただし、申立人は、以下のことから生じる立替金の支払又は償還をしなければならない。

(a) 送達の際に、公務員あるいはその他受託構成国の法に従って権限を有する者が関与したことによって生じたもの

(b) 特別の送達方式が選択されたことによって生じたもの

送達の際に公務員又は構成国の法によって権限を有するその他の者が関与したことによって発生する立替金は、この構成国によって相当性及び差別禁止の原則に従い、あらかじめ定められた統一的な固定手数料に合致するものでなければならない。構成国は、それぞれの固定手数料を欧州委員会に通知する。

第2節 裁判上の文書の転達及び送達のその他の方法

第12条（領事官又は外交上の経路を用いた転達） 例外的な場合において、各構成国は、第2条又は第3条に従って指定された他の構成国の当局に宛てて、裁判上の文書を、送達を目的として、領事官又は外交上の経路を用いて転達することができる。

第13条（外交官又は領事官を通じた文書の送達） ① 各構成国は、他の構成国に住所を有する者に対し、外交官又は領事官を通じて、強制力を行使することなく直接に裁判上の文書を送達させることができる。

② 各構成国は、当該文書が転達構成国の国民に送達されるべき場合を除いて、第23条第1項に従い、前項の送達を自らの領土内では認めないことを通知することができる。

第14条（郵便による送達） 各構成国は、配達証明又は同等の証明書付きの書留郵便を用いて郵便機関を通じて、他の構成国に住所を有する者に直接に裁判上の文書を送達させることができる。

第15条（直接の送達） 受託構成国の法によって、その国の官吏、公務員又はその他の権限ある者による直接の送達が認められている場合には、裁判上の手続関係者は、裁判上の文書をこれらの者によって直接に送達させることができる。

第3章 裁判外の文書

第16条（転達） 裁判外の文書については、他の構成国へ送達することを目的として、本規則に従って転達することができる。

第4章 最終条項

第17条（実施規程） 附属文書Ⅰ及びⅡの定型書式を実際的にし、技術的な修正をするといった、本規則の非本質的要素を変更するための措置は、第18条第2項の諮問手続によって発令される。

第18条（官房） ① 欧州委員会は、官房によって補佐される。

② 前項を援用するときは、1999/468/EG決定第5a条第1項から第4項までの規定及び第7条を適用する。

第19条（被告の応訴の懈怠） ① 手続開始書面又はこれに相当する書面が本規則に従って送達を目的として他の構成国に転達されなければならなかったときで、かつ、被告が応訴しなかった場合には、裁判所は、以下のことが確定されるまで手続を停止しなければならない。

(a) その文書が、受託構成国の法がその主権領域において発行された文書その領域内にいる者に宛てて送達することを定めている手続において送達されたこと、又は、

(b) その文書が、実際に、被告個人に手渡しで交付され又は本規則において定められている別の手続に従って被告の住居において交付されたこと。

かつ、これらいずれの場合においても、その文書が被告が防御し得る適切な時期に送達又は手渡し若しくは交付されたこと。

② 各構成国は、第23条第1項に従って、たとえ送達又は手渡し若しくは交付の証明がなくても、以下の条件が満たされる限り、前項にかかわらず、その国の裁判所が訴訟について裁判することができる旨を通知をすることができる。

(a) その文書が、本規則において定める手続に従い転達されたこと。

(b) 裁判所が事案に即して適切とみなす期間であって、その文書の郵送後少なくとも6か月の期間が経過したこと。

(c) 受託構成国の管轄官庁又は当局に要求可能なあらゆる措置をもってしても、本項の証明が得られなかったこと。

③ 第1項及び第2項にかかわらず、緊急の場合に、裁判所は仮の措置又は保全

措置を命ずることができる。

- ④ 手続開始書面又はこれに相当する書面が、本規則に従って送達を目的として他の構成国に転達され、かつ、出頭しなかった被告に対して判決が言い渡されたときは、裁判所は、以下の条件が満たされる限り、不服申立期間内に、その被告に対して原状回復をすることを認めることができる。

(a) 被告が、その責めに帰すべき事由なく、防御し得る適切な時期にその文書を得ることができず、かつ、不服申立てをし得る適切な時期にその裁判を知ることができなかったこと、かつ、

(b) 被告の防御が、当初から見込みがないとはいえないこと。

原状回復を求める申立ては、被告が裁判を知ってから適切な期間内にのみすることができる。

各構成国は、第23条第1項に従って、指定された期間の満了後には原状回復を求める申立てをすることはできない旨を宣言することができる。ただし、この期間は、少なくとも判決の言渡しから1年以上でなければならない。

- ⑤ 第4項は、人の身分に関する裁判には適用しない。

第20条（構成国が締結した条約又は協定との関係） ① 本規則は、その適用範囲において、構成国により締結された二国間若しくは多国間の条約又は協定に含まれる定め、特に1968年のブリュッセル条約に関する議定書第IV条及び1956年11月15日のハーグ送達条約に優先する。

- ② 本規則は、構成国が文書の転達のさらなる迅速化又は簡素化に向けた条約又は協定を維持し又は締結することを妨げない。ただし、それらが本規則に抵触しないものに限る。

- ③ 構成国は次のものを欧州委員会に送付する。

(a) 前項に従い構成国間で締結された条約又は協定の謄本、並びに構成国によって計画されている条約又は協定の草案、並びに、

(b) これらの条約又は協定の各解除通知又は改正通知

第21条（訴訟費用援助） 1905年7月17日の民事訴訟に関する条約第23条、1954年3月1日の民事訴訟に関する条約第24条及び1980年10月25日の裁判所への国

際的アクセスの容易化に関する条約第13条は、これらの条約の当事国である構成国間の関係では、本規則によって妨げられない。

- 第22条（データ保護）** ① 受託当局は、本規則に従って転達された情報一個人情報を含む一を、それらが転達された目的にのみ使用することができる。
- ② 受託当局は、自国法の基準に従ってこのような情報の秘密を保持する。
- ③ 第1項及び第2項は、本規則に従って転達された情報の使用に関し、国内法により関係者に認められる情報請求権を妨げるものではない。
- ④ 95/46/EG指令及び97/66/EG指令は、本規則によって妨げられない。

- 第23条（通知及び公表）** ① 各構成国は、第2条、第3条、第4条、第10条、第11条、第13条、第15条及び第19条に基づく事項を欧州委員会に通知する。
- ② 欧州委員会は、第1項に基づき通知された事項を欧州連合の官報に公表する。ただし、当局及び中央当局の住所及びその他の問合せ先、並びにこれらの土地的管轄範囲を除く。
- ③ 欧州委員会は、第1項による事項を含み、かつ、電子的方法で処理されたハンドブックの作成と改訂を行う。特に民事及び商事に関する欧州司法ネットを通じて行う。

第24条（再検討） 欧州委員会は、遅くとも2004年1月1日に、また、その後5年ごとに欧州議会、理事会、欧州経済・社会委員会に対し、本規則の適用に関する報告書を提出する。その際、欧州委員会は、特に第2条に掲げる当局の効率性及第3条c及び第9条の実務上の適用に留意する。本報告書には、必要に応じて、送達システムの発達に本規則を対応させるための提案を付する。

- 第25条（(EG) Nr.1348/2000規則の廃止）** ① (EG) Nr.1384/2000規則は、本規則の適用開始と同時に廃止される。
- ② 廃止される規則の引用は、附属文書Ⅲの対応一覧表に従い、本規則の引用とみなされる。

第26条（発効） 本規則は、欧州連合官報の公表後20日後に発効する。

本規則は、2008年8月13日から施行される第23条を除き、2008年11月13日から施行される。

本規則は、その全てにおいて拘束力を有し、欧州共同体の設立に関する条約に従い、構成国に直接適用される。

2007年11月13日シュトラスブールにて

欧州議会の名において

議長 H.-G.PÖTTERING

理事会の名において

議長 M.LOBO ANTUNES

附属文書

- I 文書の送達を求める申立書（第4条第3項）
- II 文書の受領拒否の教示（第8条第1項）
- III （EG）Nr.1348/2000規則との対照表

4 民事又は商事事件における証拠調べの領域での構成国の裁判所間の協力に関する2001年5月28日の理事会の（EG）Nr.1206/2001規則

—官報 ABI, (EG) 2001 Nr.L174, 1ff.掲載—

—改正 2008年10月22日（ABI, (EG) 2008 Nr.L304, 80ff.）—

—略称「証拠調べ規則」—

欧州連合の理事会は、欧州共同体設立条約、特にその第61条第c号及び第67条第1項に基づいて、ドイツ連邦共和国のイニシアチヴにより、欧州議会の意見及び経済・社会委員会の意見に従い、以下の諸理由を考慮して、次の規則を採択した。

- (1) 欧州連合は、移動の自由を保障している自由、安全及び司法の領域を維持し、これを発展させることを目標とするものである。また、欧州共同体は、この領域を着実に構築するために、とりわけ民事事件における司法協力の領域において、域内市場の円滑な機能のために必要とされる措置を講ずることとする。
- (2) 域内市場における円滑な機能のために、証拠調べ（Beweisaufnahme）の領域における裁判所間の協力を改善し、特に簡素化及び迅速化を行うべきこととする。
- (3) 欧州理事会は、1999年10月15日及び16日にタンペレで開催された会議において、国境をまたがる事件について、特に証拠調べの領域において新たな手続法規を立法化することを促している。
- (4) 前項に掲げる領域は、欧州共同体設立条約第65条に属するものである。
- (5) 本規則の目的、すなわち、民事又は商事事件に関する証拠調べの領域における裁判所間の協力の改善は、構成国間において十分に達成されているとはいえず、したがって、これをより良いものにし得るために、欧州共同体は、欧州共同体設立条約第5条に規定されている補充性の原則と調和を保った改

善措置を講ずることができる。また、同様にして、欧州共同体設立条約第5条に規定されている相当性の原則に従い、本規則は、こうした目的を達成するために必要な程度を超えてはならない。

- (6) 証拠調べの領域について、全ての構成国を拘束する協定はこれまで存在していない。1970年3月18日の民事又は商事事件についての外国における証拠調べに関するハーグ条約は、欧州連合の11か国において適用されているにすぎない。
- (7) ある構成国の裁判所に係属している民事又は商事法上の手続における裁判のために、他の構成国において証拠調べをさせることがしばしば必要であるため、共同体の活動は、民事又は商事事件についての裁判上及び裁判外の文書の送達に関する2000年5月29日の理事会の（EG）Nr.1348/2000規則の下に包摂される民事及び商事事件についての裁判上及び裁判外の書面の送達の枠内に限定されない。したがって、証拠調べの領域における構成国の裁判所の協力はさらに改善されなければならない。
- (8) 民事又は商事事件における手続を効果的にするためには、証拠調べの嘱託の送達及びその実施が、構成国の裁判所間で直接的に、かつ、できるだけ迅速な方法により行われることが前提となる。
- (9) 証拠調べの嘱託の迅速な送達は、受領された書面の判読可能性及び信頼性について一定の要件が遵守されるべき適切な手段を備えなければならない。したがって、最高度の明確性及び法的安定性が確保されなければならない。証拠調べの嘱託は、書式を用いて送達されなければならない。受託裁判所の構成国の言語又はその国において認められているその他の言語によって記載されなければならない。同様の理由から、関係する裁判所間においてより密接な連絡を図るために、できる限り書式を利用することが望ましい。
- (10) 証拠調べの嘱託は早期に実施されるべきである。嘱託を、受託裁判所に到達後90日以内に実施することが不可能なときは、受託裁判所は、嘱託裁判所に、嘱託の早期の実施を阻む理由を付してその旨を通知すべきこととする。
- (11) 本規則の実効性を確保するために、証拠調べの嘱託の実施を拒否する可能

性は、限定された例外的な場合に限られなければならない。

- (12) 受託裁判所は、その構成国の法の基準に従い嘱託を実施すべきものとする。
- (13) 当事者及び必要に応じてその代理人は、嘱託裁判所の構成国の法に規定されている場合には、証拠調べに立ち会うことができるべきであり、また、嘱託裁判所の構成国における証拠調べの場合におけると同様に弁論を行うことができるべきである。これらの者は、弁論に関与することを申し立てる権利を有すべきであり、したがって、証拠調べに自ら関与し得るとすべきである。ただし、関与が認められる条件については、受託裁判所によってその構成国の法の基準に従い定められるべきである。
- (14) 嘱託裁判所のコミッショナー (Beauftragte) は、嘱託裁判所の構成国の法に合致するときは、証拠調べに立ち会うことができるべきであり、これによって証拠評価をより適切に行うことができるようにすることとする。コミッショナーは、弁論に関与することを申し立てる権利を有するべきであり—その際には受託裁判所の構成国の法の基準に従って受託裁判所が定める条件が尊重されなければならない—、これにより証拠調べに自ら積極的に関与することができる。
- (15) 証拠調べを容易にすること、すなわち、ある構成国における裁判所が、他の構成国においてその同意の下でその国の法に従い直接に証拠調べをすることができるようにすべきであり、その場合には、受託構成国の中央当局又は権限ある官庁によって定められる条件が尊重されなければならない。
- (16) 第10条による嘱託の実施については、手数料及び立替金の償還請求をすることはできない。ただし、受託裁判所が償還請求をする場合であって、鑑定人及び通訳人の費用並びに第10条第3項及び第4項の適用により生ずる費用は、受託裁判所が負担すべきものとはしない。その場合には、嘱託裁判所は、遅滞なく償還が行われるよう、必要な措置を講じなければならない。鑑定人の意見書が求められた場合、受託裁判所は、嘱託を実施するに先立って、嘱託裁判所に鑑定費用について適切な保証金又は予納金を請求することができ

る。

- (17) 本規則は、その適用領域において、構成国間で締結された国際協定の諸規定に優先すべきものとする。また、証拠調べの領域における協力のさらなる簡素化のための相互の協定又は合意については、それらが本規則に合致する限り、構成国が締結することを妨げるものではない。
- (18) 本規則により送達されるデータは保護されなければならない。個人情報の取扱いの際の自然人の保護及び自由な情報交換のための1995年10月24日付け欧州議会及び理事会の95/46/EG指令、並びに電話通信の領域における個人情報の取扱い及びプライバシーの保護に関する1997年12月15日付け欧州議会及び理事会の97/66EG指令が適用されるため、情報保護に関して本規則中で右指令に相当する特別の規定を設ける必要はない。
- (19) 本規則の実施に必要な措置は、欧州委員会に委譲されている実施権限の行使方法の確定に関する1999年6月28日付け理事会の99/468/EG決定に従って発令されるべきこととする。
- (20) 本規則を異議なく適用することを確実にするため、欧州委員会は、その実施について検討し、状況に応じて、必要な修正を提案すべきものとする。
- (21) 連合王国及びアイルランドは、欧州連合条約及び欧州共同体設立条約に付記された連合王国及びアイルランドの地位に関する議定書の第3条に従い、本規則の採択及び適用に参加する旨を通知している。
- (22) デンマークは、欧州連合条約及び欧州共同体設立条約に付記されたデンマークの地位に関する議定書の第1条及び第2条に従い、本規則を採択しないため、本規則はデンマークには拘束力を有せず、また、同国に対しては適用されない。

第1章 総則

第1条（適用範囲） ① 本規則は、民事又は商事事件について、構成国の裁判所がその国内法規に従い、以下の嘱託を行う場合にこれを適用する。

(a) 他の構成国の権限ある裁判所に証拠調べを嘱託すること、又は、

(b) 他の構成国において直接に証拠調べを行う許可を求める嘱託をすること。

② 当該証拠について、既に提起され又は開始されるべき裁判手続において使用しない旨が定められているときは、証拠調べを嘱託することはできない。

③ 本規則において「構成国」とは、デンマークを除く構成国をいう。

第2条（裁判所間における直接的な事務処理） ① 第1条第1項第a号による嘱託（以下では「嘱託」と呼ぶ。）は、手続が提起され又は開始されるべき裁判所（以下では「嘱託裁判所」と呼ぶ。）から、直接に他の構成国の権限ある裁判所（以下では「受託裁判所」と呼ぶ。）に宛てて証拠調べの実施を要請すべきものとする。

② 各構成国は、本規則に従い証拠調べを実施する権限のある裁判所のリストを作成する。このリストにおいて、権限ある裁判所の土地管轄の範囲及び必要に応じて特別な事物管轄を記載しなければならない。

第3条（中央当局） ① 各構成国は、

(a) 裁判所に情報を伝達し、

(b) 嘱託に際して困難を生じた際に解決を試み、

(c) 例外的な場合において嘱託裁判所の嘱託を権限ある裁判所に転送するため、中央当局を定める。

② 連邦国家、複数の法体系を有する国家又は自律的な統治体を有する国家は、複数の中央当局を定めることができる。

③ 各構成国は、第17条に基づく嘱託に関する裁判をするために、第1項に掲げる中央当局又は一つの若しくは複数の権限ある官庁を責任当局として指定する。

第2章 嘱託の送達及び実施

第1節 嘱託書の送達

第4条（嘱託書の方式及び内容） ① 嘱託書は、附属文書の書式Aを用いて又は必要に応じて書式Iを用いて作成する。嘱託書には以下の記載事項を記載

する。

- (a) 嘱託裁判所及び必要に応じて受託裁判所
 - (b) 当事者の姓名及び住所並びに必要に応じて代理人の姓名及び住所
 - (c) 法律事件の種類及び対象並びに事実関係の簡潔な表示
 - (d) 実施すべき証拠調べの表示
 - (e) 人の尋問を求める嘱託においては、
 - ・ 尋問すべき人の姓名及び住所
 - ・ 尋問すべき人に対して行われる質問又は尋問の対象となる事実関係
 - ・ 必要に応じて、嘱託裁判所の構成国の法に従い認められる証言拒絶権に関する指摘
 - ・ 必要に応じて、宣誓又は宣誓に代わる保証を行うことを求める申立て、及び必要に応じて、宣誓の方式
 - ・ 必要に応じて、嘱託裁判所が必要と認めるこれ以外の情報
 - (f) これ以外の証拠調べの嘱託の際には、取り調べる文書又はその他の対象物
 - (g) 必要に応じて、第10条第3項及び第4項、第11条並びに第12条による申立て及びこれらの規定を適用するために必要な説明
- ② 嘱託書及びこれに添付される全ての書面については、認証及びその他これに類する方式を必要としない。
- ③ 嘱託裁判所が嘱託の実施に必要とみなす添付書面については、嘱託書の作成に用いられた言語に翻訳したものを添付しなければならない。

第5条（言語） 嘱託書及び本規則に基づいてなされる通知書は、受託構成国の公用語により作成されなければならない、また、受託構成国において複数の公用語が存在する場合には、申立てのあった証拠調べを実施する地の公用語若しくはそれらの中の一つ又は受託構成国が認める他の言語により作成しなければならない。

各構成国は、自国の公用語の他に、書式の記載のために特別に認める公用語又は複数の公用語を欧州共同体の機関に届け出なければならない。

第6条（嘱託書及びそれ以外の通知書の送達） 本規則による嘱託書及び通知書は、受託構成国が了解済みであるとする、できる限り迅速な方法により送達する。送達は、受領した文書と送達された文書とが内容的に正確に一致し、かつ、そこに含まれる記載が閲読可能である限り、それぞれに適切な送達方法によって行うことができる。

第2節 嘱託書の受領

第7条（嘱託書の受領） ① 権限ある受託裁判所は、嘱託書の到達後7日以内に、附属文書の書式Bを用いて受領証明を嘱託裁判所に送付する。嘱託書が第5条及び第6条の要件に合致しないときは、受託裁判所は受領証明においてその旨を記載する。

② 附属文書の書式Aを用いてなされた嘱託であって、第5条の要件を満たしているものの実施が、送達を受けた裁判所の権限に属しないときには、送達を受けた裁判所は、その国の権限ある裁判所に嘱託書を転送し、その旨を嘱託裁判所に附属文書の書式Aを用いて通知する。

第8条（不備のある嘱託書） ① 第4条の必要的記載事項を欠いているため、嘱託を実施することができないときは、受託裁判所は、嘱託書の到達後遅くとも30日以内に、遅滞なく、嘱託裁判所に附属文書の書式Cを用いてその旨を通知し、不備のある事項をできる限り正確な方法で補正することを伝えるよう依頼する。

② 第18条第3項の保証金又は予納金を必要とするため、嘱託を実施することができないときは、受託裁判所は、附属文書の書式Cを用いて、嘱託書の到達後遅くとも30日以内に、遅滞なく、その旨を嘱託裁判所に通知する。また、受託裁判所は、嘱託裁判所に、保証金又は予納金の額を通知する。受託裁判所は、附属文書の書式Dを用いて保証金又は予納金の受領を、受領後10日以内に遅滞なく通知する。

第9条（嘱託書の補正） ① 受託裁判所が、第7条第1項に従い、受領証明に嘱託書が第5条及び第6条の要件を満たしていないことを付記するとき、又は第8条に従い、第4条の必要的記載事項を欠いているため嘱託を実施できないこ

とを嘱託裁判所に通知するときは、第10条第I項による期間は、適式に記載された嘱託書が受託裁判所に到達したことにより開始する。

- ② 受託裁判所が、第18条第3項により保証金又は予納金を命じたときは、前項の期間は、保証金の供託又は予納金の受領によって開始する。

第3節 受託裁判所による証拠調べ

第10条（嘱託の実施に関する総則規定） ① 受託裁判所は、嘱託書の到達後遅くとも90日以内に、嘱託を遅滞なく実施する。

- ② 受託裁判所は、その構成国の法を基準として嘱託を実施する。

- ③ 嘱託裁判所は、附属文書の書式Aを用いて、嘱託構成国の法が規定する特別な方式により嘱託を実施するよう申し立てることができる。受託裁判所は、その申立てに応ずるものとする。ただし、その方式が受託裁判所の構成国の法に合致せず又は事実上著しく困難なため不可能である場合は、この限りでない。受託裁判所が、右に掲げる理由のいずれかにより申立てに応じないときは、受託裁判所は、嘱託裁判所にその旨を附属文書の書式Eを用いて通知する。

- ④ 嘱託裁判所は、受託裁判所に対して、通話技術、特にテレビ会議システムの方法（im Wege der Videokonferenz und Telekonferenz）によって証拠調べを実施することを要請することができる。

受託裁判所は、その申立てに応ずるものとする。ただし、受託裁判所の構成国の法に合致せず又は事実上著しく困難なため不可能である場合は、この限りでない。

受託裁判所が、右に掲げる理由のいずれかにより申立てに応じないときは、受託裁判所は、嘱託裁判所にその旨を附属文書の書式Eを用いて通知する。

嘱託裁判所又は受託裁判所が右に掲げるシステムの方法を有しないときは、双方の裁判所が協議してこれを設置することができる。

第11条（当事者の出席及び関与の下での実施） ① 嘱託裁判所の構成国の法に規定されている限り、当事者双方及び必要に応じてこれらの代理人は、受

託裁判所による証拠調べに立ち会う権利を有する。

- ② 嘱託裁判所は、嘱託書において附属文書の書式Aを用いて、当事者双方及び必要に応じてこれらの代理人が立ち会うこと及び必要に応じて関与することを申し立てている旨を、受託裁判所に通知する。この通知は、他の適当な時点においても行うことができる。
- ③ 当事者双方及び必要に応じてこれらの代理人が、証拠調べに関与する旨の申立てをしたときは、受託裁判所は、第10条に従いその関与の条件を定める。
- ④ 受託裁判所は、当事者双方及び必要に応じてこれらの代理人に、附属文書の書式Fを用いて、弁論の場所及び日時並びに必要に応じて関与する条件を通知する。
- ⑤ 第1項から第4項までの規定は、嘱託裁判所の構成国の法が規定している場合には、受託裁判所が、当事者双方及び必要に応じてこれらの代理人に対して証拠調べに立会い又は関与することを要請する権能を妨げるものではない。

第12条（嘱託裁判所のコミッショナーの出席及び関与の下での嘱託の実施）①

嘱託裁判所の構成国の法に合致する限り、嘱託裁判所のコミッショナーは、受託裁判所による証拠調べに立ち会う権利を有する。

- ② 本条の「コミッショナー」とは、嘱託構成国の法に従い嘱託裁判所によって指定される裁判所構成員を含むものとする。嘱託裁判所は、嘱託構成国の法に従い、例えば鑑定人といった者をも（コミッショナーとして一訳者）指定することができる。
- ③ 嘱託裁判所は、その嘱託書において附属文書の書式Aを用いて、受託裁判所に、嘱託裁判所のコミッショナーが立ち会い、必要に応じて関与する旨の申立てをしていることを通知する。この通知は、他の適当な時点においても行うことができる。
- ④ 嘱託裁判所のコミッショナーによる証拠調べへの関与が申し立てられたときは、受託裁判所は、第10条に従いその関与の条件を定める。
- ⑤ 受託裁判所は、嘱託裁判所に、附属文書の書式Fを用いて、弁論の場所及

び日時並びに必要な応じてコミッショナーが関与することのできる条件を通知する。

第13条（強制措置） 受託裁判所は、必要な限り、嘱託の実施に当たり、受託裁判所の構成国の法が同様の目的の嘱託の実施のために内国の官庁又は関係者に対して規定していると同様の事件及びその範囲において、適切な強制措置を執るものとする。

第14条（嘱託の実施の拒否） ① 人の尋問の嘱託は、その者が、以下の証言拒絶権又は証言禁止を援用する場合には実施しないものとする。

- (a) 受託裁判所の構成国の法に従い規定されているもの、又は、
- (b) 嘱託裁判所の構成国の法に従い規定され、かつ、嘱託書に記載されているもの、又は必要な場合に受託裁判所の求めに応じて嘱託裁判所が認めたもの

② 嘱託の実施は、第1項に掲げる理由のほか、以下の場合に限り拒否することができる。

- (a) 嘱託が第1条による本規則の適用範囲にないとき、又は、
- (b) 嘱託の実施が、受託裁判所の構成国の法に従い、裁判権の範囲にないとき、又は、
- (c) 嘱託裁判所が、受託裁判所が嘱託裁判所に対して嘱託書の補正を要請した後、第8条による30日以内に行うべきこの補正の要請に応じなかったとき、又は、
- (d) 第18条第3項により要求される保証金又は預納金が、嘱託裁判所の要求後60日以内に供託されないとき又は支払われないとき。

③ 受託裁判所は、その構成国の法に従いその構成国の裁判所が事件について専属管轄を有していることを理由として、又はその構成国の法が嘱託により求められている手続に相当する手続を規定していないことを理由として、嘱託の実施を拒否することはできない。

④ 嘱託の実施が第2項に掲げる理由の一つに基づいて拒否されるときは、受託裁判所は、附属文書の書式Hを用いて、受託裁判所に嘱託書が到達した後

60日以内に嘱託裁判所にその旨を通知する。

第15条（遅滞に関する通知） 受託裁判所が嘱託を嘱託書の到達後90日以内に実施する状況にないときは、受託裁判所は附属文書の書式Gを用いて嘱託裁判所にその旨を通知する。その際、遅滞の理由及び受託裁判所が嘱託を実施するのに必要と予想される期間を記載しなければならない。

第16条（嘱託の実施後の手続） 受託裁判所は、嘱託裁判所に、嘱託を実施したことを明らかにする書面を遅滞なく送達し、必要な場合には、嘱託裁判所によって受託裁判所に交付された書面を返送する。書面には、附属文書の書式Hを用いて、嘱託実施済みの証明を添付する。

第4節 嘱託裁判所による直接的な証拠調べ (Unmittelbare Beweisaufnahme)

第17条① 裁判所が他の構成国における直接的な証拠調べを依頼する場合は、第3条第3項に定めるその構成国における中央当局又は権限ある官庁に対して、附属文書の書式Iを用いて、当該嘱託書を送達する。

② 直接的な証拠調べは、それが任意に基づくものであり、かつ、強制措置を伴わずに行うことができる場合に限り認められる。

直接的な証拠調べが人の尋問を必要とするときは、嘱託裁判所は、この者に対して、尋問が任意に基づいて行われるものであることを通知する。

③ 証拠調べは、嘱託裁判所の構成国の法の基準に従って定められる裁判所構成員又は鑑定人などの他の者によって実施される。

④ 受託構成国の中央当局又は権限ある官庁は、嘱託裁判所に対して、附属文書の書式Jを用いて、嘱託書の到達後30日以内に、嘱託を認めることができるか否か、また必要な限り、受託構成国の法の基準に従い、いかなる条件の下で当該行為（証拠調べ—訳者）行為を行わなければならないかについて通知する。

中央当局又は権限ある官庁は、本条が適法に適用され、定められた条件が遵守されることを確保するために、証拠調べに関与するその構成国の裁判所を指定することができる。

中央当局又は権限ある官庁は、通信技術、特にテレビ会議システムの導入

を促進することとする。

- ⑤ 中央当局又は権限ある官庁は、以下の場合に限り、直接的な証拠調べを拒否することができる。
- (a) 嘱託が、第1条により本規則の適用範囲にない場合
 - (b) 嘱託書が、第4条により必要とされる全ての記載を含んでいない場合、又は、
 - (c) 申し立てられた直接的な証拠調べが、申し立てられた構成国の重要な法原則に抵触する場合
- ⑥ 第4項により定められた条件を妨げることなく、嘱託裁判所は、その構成国の法の基準に従って嘱託を実施する。

第5節 費用

第18条① 第10条による嘱託の実施について、手数料又は費用の償還を請求することはできない。

- ② ただし、受託裁判所が手数料又は費用の償還を請求するときは、嘱託裁判所は、以下の金額の償還を遅滞なく保証するものとする。

- ・鑑定人及び通訳人の費用、及び、
- ・第10条第3項及び第4項の適用により生じた費用

当事者がこれらの費用を負担する義務は、嘱託裁判所の構成国の法に従う。

- ③ 鑑定人の意見書が求められる場合には、受託裁判所は、嘱託の実施に先立ち、嘱託裁判所に対して鑑定費用について適切な保証金又は予納金を要求することができる。それ以外の場合においては、嘱託の実施は、保証金又は予納金に係らしめられない。

保証金又は予納金は、嘱託裁判所の構成国の法において規定されている場合には、当事者によって供託され又は支払われるものとする。

第3章 最終規定

第19条（施行規定）① 欧州委員会は、準備及び通常の運用のために手引書

を作成し、これを電磁的方式によっても作成し、第22条により構成国によってなされる通知並びに第21条により施行される協定又は合意を記載するものとする。

- ② 附属文書の定型書式の実際化又は技術的対応は、欧州委員会によって行われる。本規則の非本質的なこれらの変更については、第20条第2項に掲げる規則によってコントロールされる。

第20条（官房） ① 欧州委員会は、官房により補佐される。

- ② 第1項が援用されるときは、1999/468/EG決定の第8条を尊重し、第5a条第1項から第4項までの規定及び第7条を適用する。

- ③ 官房は、職務規定を定める。

第21条（構成国間における既存の若しくは将来の協定又は合意との関係） ①

本規則は、構成国間における関係において、構成国によって締結された二国間若しくは多国間の協定又は合意、特に「民事訴訟に関するハーグ条約（1954年3月1日）」及び「民事及び商事事件における証拠調べに関するハーグ条約（1970年3月18日）」に関して、これらの協定又は合意に含まれる諸規定に対して、優先する。

- ② 本規則は、二国又はそれ以上の国が、証拠調べの更なる簡素化のための相互の協定又は合意が本規則に合致する限り、これを締結し又は維持することを妨げるものではない。

- ③ 各構成国は、欧州委員会に対して、以下の事項を通知することとする。

(a) 2003年7月1日までに、第2項により構成国間で維持する上記の協定又は合意

(b) 第2項により構成国間で締結した協定又は合意の謄本及び構成国間で計画中の協定又は合意、並びに、

(c) これらの協定又は合意の解約又は修正

第22条（通知） 各構成国は、欧州委員会に対して、2003年7月1日までに、以下の事項を通知する。

- 1 第2条第2項によるリスト並びに裁判所の土地管轄及び必要な場合には事

物管轄の記載

- 2 第3条による中央当局及び権限ある官庁の名称及び住所であって、土地管轄の範囲を記載したもの
- 3 第2条第2項によるリスト中に掲げる裁判所が嘱託書の受領のために用いる技術的手段
- 4 第5条により嘱託のために認められる言語

各構成国は、欧州委員会に対して、これらの記載事項の事後の変更を通知することとする。

第23条（再検討） 2007年1月1日までに及びその後5年毎に、欧州委員会は、欧州議会、理事会及び経済・社会委員会に対して、本規則の適用に関する報告書を提出し、その際、特に第3条第1項第c号及び第3項並びに第17条及び第18条の実際上の適用について考慮する。

第24条（発効） ① 本規則は、2001年7月1日に発効する。

② 本規則は、2004年1月1日から適用される。ただし、第19条、第21条及び第22条については2001年7月1日から適用される。

本規則は、その全ての部分について義務的であり、欧州共同体設立条約に従い構成国に対して直接に適用される。

2001年5月28日ブリュッセル

理事会の名において

議長 T. BODSTRÖM

* 附属文書

- A 証拠調べの実施を求める嘱託書（第4条）
付 嘱託書の転送に関する通知書（第7条第2項）
- B 証拠調べの嘱託書の到達に関する受領証（第7条1項）
- C 証拠調べの実施のための嘱託書の補正の要請書（第8条）

- D 保証金又は予納金の受領通知（第8条第2項）
- E 特別な方式による実施の申立てに関する通知（第10条第3項・4項）
- F 証拠調べの日時及び場所並びに証拠調べに関与する条件に関する通知（第11条第4項及び第12条5項）
- G 遅滞の通知（第15条）
- H 嘱託の結果に関する通知（第14条及び第16条）
- I 直接的な証拠調べを求める嘱託書（第17条）
- J 中央当局又は権限ある官庁の通知（第17条）

5 欧州少額請求手続の創設に関する2007年7月11日の欧州議会及び理事会の（EG）Nr.861/2007規則

—官報 ABI, (EG) 2007 Nr.L199, 1ff.掲載—

—改正 2013年11月19日提案（COM（2013）794final）—以下においては、規則の条文について、改正予定のものを掲載した*。

—略称「少額請求手続規則」—

欧州議会及び欧州連合の理事会は、欧州共同体設立条約に基づき、特に、その第61条第c号及び第67条に基づき、欧州委員会の提案に対して、欧州経済・社会委員会の意見に従い、同条約第251条の手続により、以下の諸理由を考慮して、次の規則を採択した。

- (1) 共同体は、自由、安全及び司法の領域において、人の自由な移動を保障する一つの空間を維持し、さらに発展させるという目標を設定した。そうした空間を順次創設するために、共同体は、とりわけ国境をまたがる民事事件における司法協力の分野において、域内市場が円滑に機能するために必要な措置を講ずることとした。
- (2) 条約第65条第c号によれば、この措置には、必要であれば構成国の現行民事手続規定の統一化を促進することにより、民事手続の円滑な処理に対する障害を除去するものも含まれる。
- (3) これまでに、共同体は、この分野において、「構成国内の民事又は商事事件における裁判上及び裁判外の書面の送達に関する2000年5月29日の理事会（EG）Nr.1348/2000規則」、「民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する2000年12月22日の理事会の（EG）Nr. 44/2001規則」、「民事及び商事事件における欧州司法ネットワークの創設に関する2001年5月28日の理事会の2001/470/EG決定」、「争いのない債権に関する欧州執行名義の成立のための2004年4月21日の欧州議会及び理事会の（EG）Nr. 805/2004規則」、及び「欧州督促手続の創設のための2006年12月12日の欧州

議会及び理事会の（EG）Nr. 1896/ 2006規則」の各規則を採択している。

- (4) 欧州理事会は、1999年10月15日及び16日にフィンランドのタンペレにおいて会議を開催し、理事会及び欧州委員会に対して、少額の消費者法上の請求権・商事法上の請求権について、国境をまたがる簡易かつ迅速な裁判手続のための共通の手続規定を採択するべきである、との要請をした。
- (5) 2000年11月30日に、理事会は、民事及び商事事件における裁判の相互承認の原則の実施へ向けた措置について、欧州委員会と理事会の一つの共通のプログラムを採択した。同プログラムにおいては、国境をまたがる訴訟の解決の簡易化及び迅速化について言及がなされており、これは、欧州理事会によって2004年11月5日に採択されたハーグ・プログラムを介して、すなわち、少額請求の課題に積極的に取り組むよう要求している同プログラムを介して一層の促進が求められた。
- (6) 2002年12月20日に、欧州委員会は、欧州督促手続及び少額訴訟の簡易かつ迅速な解決のための措置に関するグリーンペーパーを採択した。このグリーンペーパーによって、少額訴訟の簡易化及び迅速化のための措置に関する協議が開始された。
- (7) 多くの構成国は、少額事件について簡素化した手続を既に導入している。権利追行に伴う費用及び時間の無駄並びに困難性は、債権の額と明らかに釣り合わないからである。廉価な費用で迅速に判決を得る上での障害は、特に国境をまたがる事件において際立っている。そのため、欧州少額請求手続を創設することが必要となる。そのような欧州手続の目標は、司法へのアクセスを容易化することにあるべきである。個々の構成国において債権者に委ねられている手続法上の手段の機能が相違しているために、域内市場の競争にひずみが生じているが、欧州連合においては債権者及び債務者に対等の条件を保障する、共同体の一つの規律を必要とする。欧州少額請求手続という領域において訴えの処理に係るコストを定めて、簡易性、迅速性及び相当性といった諸原則を考慮すべきである。こうした目的にかなう方法で、徴収される手数料の詳細が公表され、この手数料の確定のための方式が透明であるべ

きである。

- (8) 欧州少額請求手続によって、国境をまたがる訴額の低い訴訟は、簡易、迅速、かつ、低廉に解決されるべきものとなるが、そのためには、構成国の国内法上の方法を、本規則の影響を受けずに存続させ、これに追加して、一つの選択肢を提供することによるべきである。また、本規則によって、欧州少額請求手続において言い渡された判決を他の構成国において承認及び執行することが、より簡素化されるべきこととなる。
- (9) 本規則は、基本権の促進に努め、特に、欧州基本権憲章によって認められた諸原則に留意すべきものである。裁判所は、公正な手続を受ける権利及び対審手続の原則を擁護すべきであり、とりわけ、裁判所が口頭弁論の必要性並びに証拠の提出及び証拠調べの範囲をめぐって決定をする際には、そうした配慮を必要とする。
- (10) 訴額の算定を容易にするために、利息、費用及び立替金については考慮しない。このことは、判決中でこれを言い渡す裁判所の権限にも、国内の利息計算に関する規定にも、抵触しない。
- (11) 欧州少額請求手続の開始を容易にするために、原告は、定型書式に記載した上で、これを管轄裁判所に提出する。当該定型書式は、管轄裁判所のみへ提出することで足りる。
- (12) 定型書式には、必要に応じて、適切な書証を添付すべきものとする。ただし、訴訟の間に原告がさらなる証拠方法を提出することを妨げない。同様の原則は、被告の答弁についても同様とする。
- (13) 請求棄却と関係する「明らかに根拠がない」という概念、及び訴え却下と関係する「不適法」という概念は、国内法の基準に従って決定される。
- (14) 欧州少額請求手続は、裁判所が口頭弁論を必要とみなさない限り又は当事者の一方からの申立てがない限り、書面手続とする。裁判所は、当事者からの申立てを拒否することができる。また、裁判所の拒否に対して、当事者は、独立の不服申立てをすることはできない。
- (15) 当事者は、弁護士又はその他の訴訟代理人に代理させる義務を負わない。

- (16) 「反訴」の概念は、「民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する理事会の（EG）Nr.44/2001規則」第6条第3項にいう意味におけるものをいい、本訴自体と同一の契約又は事実関係に基づく反訴をいう。第2条及び第4条、並びに第5条第3項、第4項及び第5項は、反訴について準用する。
- (17) 被告が訴訟上で相殺権を主張する場合、この主張は、本規則にいう反訴とはみなさない。それゆえ、被告は、相殺権を主張する際に定型書式Aを用いる必要はない。
- (18) 受託構成国とは、第6条を適用するために、同国内で送達がなされ又は同国へ書面の送付がなされる構成国をいう。また、費用を減少し、期間を短縮するために、記録は、両当事者に対して、基本的に受領日が明らかになる受取証書付きの郵便業務により送達される。
- (19) 書面が当事者の理解する言語若しくは受託構成国の公用語（当該構成国に複数の公用語が存在する場合には、送達が行なわれ又は書面が送付される地域の公用語若しくはその一つ）により作成されていないとき、又は書面にこの条件にかなう言語の翻訳が付されていないときは、当事者は、送達の時点で又は1週間以内に返送することによって、当該書面の受領を拒むことができる。
- (20) 口頭弁論及び証拠調べにおいて、構成国は、裁判所所在地構成国の国内法規の適用を妨げずに、現代的な通信手段の利用を促進する。裁判所は、最も簡易かつ廉価な種類及び方法で証拠調べを行うものとする。
- (21) 定型書式に記載する際に当事者が得られる実務的な援助には、技術的手段の利用可能性及び定型書式の記載方法に関する情報も含まれる。
- (22) 手続問題についての情報は、個々の国内法にのっとり裁判所職員（Gerichtspersonal）からも得ることができる。
- (23) 本規則の目的が、国境をまたがる少額訴訟を簡易化及び迅速化することであることに鑑み、裁判所は、本規則が特定の手続段階について期間を設けていない場合であっても、可能な限り迅速に行動すべきである。

- (24) 本規則において定める期間の計算には、「期間、日付及び期日の規律に関する1971年6月3日の理事会の（EG）Nr.1182/ 71（EGW, Euratom）規則」によるべきものとする。
- (25) 少額債権の迅速な回収のために、本規則に別段の定めがない限り、判決については、不服申立ての可能性を考慮することなく、また、担保の提供を要求することなく、執行可能なものとする。
- (26) 本規則において上訴によるとする場合には常に、個々の国内法に基づいて可能とされる全ての上訴を含む。
- (27) 裁判所には、国内法に基づいて裁判官として行為すべき権限を有する者が所属していなくてはならない。
- (28) 裁判所が期間を定めるときは、裁判所は、関係当事者にこの期間を遵守しなかった場合の効果について知らせるべきこととする。
- (29) 手続費用は、敗訴当事者が負担する。手続費用は、個々の国内法に従って確定されるものとする。簡易化及び費用の効率化という目的に照らし、裁判所は、敗訴当事者に手続費用のみを支払うよう命じる。手続費用には、例えば、相手方当事者が弁護士又はその他の訴訟代理人を代理させたことによって生じた全費用、又は文書の送達若しくは翻訳の費用であって、訴額に比例し若しくは必要であった全費用も含まれる。
- (30) 承認及び執行を容易にするために、欧州少額請求手続において言い渡された判決は、他の構成国において、執行宣言を必要とせず、かつ、承認に対して不服申立てを可能とせずに、承認及び執行が可能であるとすべきである。
- (31) 被告が請求を争うことができなかった場合においては、判決の審査のための最低限の基準を設けるものとする。
- (32) 簡易化及び費用の効率化という目的に鑑みて、判決の執行を求める当事者は、執行構成国において一当該構成国の国内法によって執行手続について権限を有する部局における場合は別として一郵送先を明示する必要はなく、また、権限ある代理人を有する必要もない。
- (33) 本規則第3章は、本規則に従った手続において言い渡された判決に基づい

て裁判所職員がした費用額確定決定についても適用されるものとする。

- (34) 本規則の施行に必要な措置は、1999年6月28日の「欧州委員会に委譲された実施権限の行使手続に関する理事会1999/468/EG決定に従って、発令される。
- (35) 特に、欧州委員会は、本規則の施行のために、附属文書に掲げる定型書式の更新又は技術的変更に必要な措置を講じる権限を有する。これらの措置については、一般的な範囲で、本規則の非本質的な規定の改廃及び追加によるため、「欧州委員会に委譲された実施権限の行使手続に関する理事会の1999/468/EG決定」第5a条が定める規律手続に従って発令される。
- (36) 本規則の目的、すなわち、国境をまたがる少額訴訟を簡易化及び迅速化し、費用を低減するため手続を創設することは、構成国のレベルでは十分に実現することができず、本規則の規模及び効果を考慮すると、共同体レベルの方がよりよく実現することができる。それゆえ、共同体は、欧州連合条約第5条に規定する補充性原則と調和する形で行動することができる。また、本規則は、前掲第5条に掲げる相当性原則に則して、本規則の目的の達成に必要な範囲を超えるものではない。
- (37) 連合王国及びアイルランドは、同国の地位に関する、欧州連合条約及び欧州共同体設立条約の附属議定書第3条に従い、本規則の承認及び適用への参加を希望する旨の通知をしている。
- (38) デンマークは、上記の附属議定書第1条及び第2条に従い、本規則に参加せず、よって本規則に拘束されず、また適用もされない。

第1章 対象及び適用範囲

第1条（対象） 欧州少額請求手続は、訴額が少額の国境をまたがる法律事件の訴訟を、簡易かつ迅速に解決し、それに要する費用を低廉にすることを目的として、創設される。本手続は、構成国内に存在する国内手続と並ぶ選択肢の一つとして、権利を求める者に用立てられる。

また、本規則によって、他の構成国において欧州少額請求手続で言い渡された判決の承認及び執行のための中間的手続は不要とされる。

第2条（適用範囲） ① 本規則は、裁判権の種類を問わず、民事及び商事事件について適用する。ただし、利息、費用及び立替金を除く訴額が、管轄裁判所に受理された時点において1万ユーロを超えない場合に限る。本規則は、租税及び関税事件、行政法上の事件並びに国家の主権（*acta iure imperii*）行使の枠内における作為又は不作為についての国家責任には適用されない。

② 本規則は、訴状の定型書式が管轄裁判所に受理された時点において、以下の全ての事項であって、それが重要なものである限りにおいて、ただ一つの構成国に存する場合には、適用されない。

- (a) 当事者の住所又は常居所
- (b) 契約の履行地
- (c) 債権の成立を根拠づける事実関係が生じた地
- (d) 判決の執行地
- (e) 管轄裁判所

住所は、(EG) Nr.44/2001規則第59条及び第60条により、又は、(EG) Nr.1215/2012規則第62条及び第63条に従って定める。

③ 本規則は、以下のものには適用されない。

- (a) 自然人の身分、権利能力及び行為能力、並びに法定代理
- (b) 夫婦財産、扶養上の権利及び遺言を含む相続法の領域
- (c) 破産、支払不能の企業体若しくはその他の法人の清算に関する手続、裁判上の和解及びこれに類する手続
- (d) 社会保障
- (e) 仲裁事件
- (f) 労働法
- (g) 不動産の使用賃貸借又は用益賃貸借であって、金銭請求の訴えを除くもの、又は、
- (h) 名誉棄損を含むプライバシー又は人格権の侵害

③ 本規則にいう「構成国」とは、デンマークを除く構成国をいう。

第3条 削除

第2章 欧州少額請求手続

第4条（手続の開始）① 欧州少額請求手続は、原告が、附属文書Ⅰの定型訴状Aに記載し、管轄裁判所にこれを直接に提出すること、郵便で送付すること、又は手続を開始する構成国において認められているその他の方法により、例えば、ファクシミリ若しくは電子メールによりを提出することによって、開始する。定型訴状には、請求を根拠付けるための証拠を記載しなければならない、必要に応じて証拠方法として適切な文書を添付することができる。

② 構成国は、欧州委員会に対して、自国が認める提出方法を通知する。この方法を欧州委員会は公示する。

③ 提起された訴えが、本規則の適用範囲にない場合は、裁判所は原告にその旨を通知する。これに対して、原告がその訴えを取り下げないときは、裁判所は、手続が行われる構成国の手続法に則してその訴えを処理する。

④ 裁判所が、原告の陳述が不十分若しくは十分に明確ではない又は定型訴状が正しく記載されていないが、訴えが明らかに理由のないもの若しくは明らかに不適法なものとはいえないとみなすときは、裁判所は原告に対して、定型訴状を完全なものにし、訂正し、陳述を補充し、文書を提出し、又は訴えを取り下げる機会を与え、そのための期間を定めるものとする。裁判所は、それについて、附属文書Ⅱの定型書式Bを用いる。

訴えが、明らかに理由のないもの、明らかに不適法なもの、又は原告が期間内に定型訴状を補完若しくは補正しないときは、裁判所は、訴えを却下し又は請求を棄却する。裁判所は、原告に、訴えの却下又は請求の棄却を通知する。

⑤ 構成国は、定型訴状Aを、欧州少額請求手続が開始される可能性のある全ての裁判所において、紙面で入手し又は関係する裁判所若しくは中央当局のウェブサイト上で電子的に入手することができるよう、手配する。

第5条（手続の実施）① 欧州少額請求手続は、書面により行う。裁判所は、当事者によって提出された書証を基礎として判決をすることができないと認

めるとき、又は、当事者の一方が口頭弁論の申立てをしたときには、口頭弁論を行う。裁判所は、事件の諸事情を考慮して、口頭弁論を経なくても公正な手続を確保することができると認めるときは、口頭弁論の申立てを却下することができる。却下については、書面により理由を述べなければならない。申立ての棄却に対しては、判決自体の取消を求めずに独立した不服申立てをすることは許されない。

裁判所は、以下の場合には、口頭弁論を求める申立てを却下することはできない。

- (a) 訴額が2千ユーロを超えるとき、又は、
 - (b) 当事者双方が裁判上の和解をする意思を述べ、かつ、そのために口頭弁論を申し立てているとき。
- ② 適式な記載のある定型訴状を受理した後、裁判所は、附属文書Ⅲに掲げる統一回答書式C第1部に、所定事項を記入する。
- 裁判所は、第13条に基づき、定型訴状の写し及び必要な場合には証拠書類を、回答書式とともに被告に送達する。この証拠書類は、適式な記載のある定型訴状の受理後14日以内に、郵送しなければならない。
- ③ 被告は、定型訴状及び回答書式の送達後30日以内に、統一回答書式Cの第2部に必要事項を記入し、かつ、必要に応じて証拠方法として適切な書類を添付して裁判所に返送することにより、又は回答書式を用いずにその他の適切な方法で回答することにより、答弁しなければならない。
- ④ 被告の答弁書の受理後14日以内に、答弁書、及び必要があれば証拠方法として適切な書類の写しを原告に宛てて郵送しなければならない。
- ⑤ 被告が、答弁書において、非金銭請求の訴額が第2条第1項に定める上限を超えていると主張するときは、裁判所は、原告に宛てた答弁書の郵送後30日以内に、請求が本規則の適用範囲にあるか否かについて裁判する。この裁判に対して不服申立ては認められない。
- ⑥ 定型書式Aにより提起された反訴及び証拠書類は、第13条により原告に送達される。証拠書類は、裁判所の受理後14日以内に郵送しなければならない。

原告は反訴に対し、送達後30日以内に答弁しなければならない。

- ⑦ 反訴が第2条第1項の定める訴額の上限を超えるときは、本訴及び反訴は、欧州少額請求手続によらずに、手続が実施される構成国の手続法を基準として取り扱われる。

反訴には、第2条及び第4条並びに本条第3項、第4項及び第5項を準用する。

第6条（言語） ① 定型訴状、答弁書、反訴状、反訴に対する答弁書及び証拠書類の記載は、受訴裁判所の言語又は言語の一つを用いて提出しなければならない。

- ② 手続言語によらないその他の書類が裁判所に提出された場合において、裁判所は判決を言い渡すために必要とみなすときに限り、当該書類の翻訳を要求することができる。

- ③ 一方当事者が、書面が、

(a) 受託構成国の公用語又は一受託構成国に複数の公用語があるときは一送達が行われ若しくは書面が郵送される地の公用語若しくはその一つで作成されていないこと、又は、

(b) 受領者が理解する言語で作成されていないこと

を理由として、その書面の受領を拒むときは、裁判所は、相手方当事者に書面の翻訳を提出するよう、その旨を知らせる。

第7条（手続の終結） ① 被告又は原告の答弁書が第5条第3項又は第6項の期間を遵守して受理された後30日以内に、裁判所は、判決を言渡し、又は以下の手続を行うものとする。

(a) 両当事者に、30日を越えない一定期間内に、訴えに関して追加の陳述を求めること。

(b) 第9条に基づいて証拠調べを実施すること。

(c) 呼出し後30日以内に実施すべき口頭弁論に両当事者を呼び出すこと。

- ② 裁判所は、口頭弁論の後又は裁判の全資料の提出後30日以内に、判決を言い渡す。判決書は、第13条に基づいて両当事者に送達される。

- ③ 第5条第3項又は第6項に定める期間内に、関係当事者から答弁書が裁判所

に提出されなかった場合には、裁判所は、訴え又は反訴に対して判決を言い渡す。

第8条（口頭弁論） ① 尋問を受けるべき当事者が管轄裁判所の構成国以外の構成国にその住所を有するときは、口頭弁論は、ビデオ会議若しくはテレビ会議により、又はその他の適切な通信会話手段を用いて、理事会の（EG）Nr.1206/2001規則に従って行う。

② 当事者は、裁判所に出頭する権利及び裁判所における尋問の権利を申し立てているときは、そうした権利を有する。

第9条（証拠調べ） ① 裁判所は、証拠の適法性に関する規定に従い、判決に必要な証拠方法及び証拠調べの範囲を定める。裁判所は、証人若しくは鑑定人の書面による供述又は当事者の書面による尋問により、証拠調べを行うことができる。当事者が証拠調べにおいて審尋されるときは、その審尋は第8条に従って行う。

② 当事者によって提出された証拠に基づいて判決をすることが不可能である場合に限り、裁判所は、鑑定証拠又は口頭の供述を許可することができる。

③ 裁判所は、最も簡易かつ低廉な証拠方法を選択する。

第10条（当事者の代理） 弁護士又はその他の訴訟代理人による代理は、義務付けられない。

第11条（当事者のための援助） ① 構成国は、当事者が定型書式の記入をする際に実務上の援助を受けることができるよう保障する。こうした援助は、特に、訴訟の解決のための手続を利用できるか否か、どの裁判所が管轄権を有するか、弁済期の到来している利息の算定といったことの確定について、また、どのような書類を添付すべきかといったことの確定に役立つ。

② 構成国は、第1項の意味における援助を付与することが可能な当局又は組織に関する記載を、欧州少額請求手続を開始することができる全ての裁判所において、紙面で入手し又は裁判所若しくは関係する中央当局のウェブサイト上で電子的に入手することについて、措置をとる。

第12条（裁判所の責務） ① 裁判所は、当事者に、訴えの法的評価を義務付

けてはならない。

- ② 裁判所は、必要な場合には、当事者に手続上の問題を教示する。
- ③ 適切である限り、裁判所は、当事者が和解の合意をするよう努める。

第13条（書面の送達及び両当事者と裁判所との間のその他の書面の交換）

- ① 第5条第2項及び第7条第2項に掲げる書面は、郵便事業者により又は受領日の記載された受領証による電子的方法により送達する。当事者が電子的な送達にあらかじめ明示的に同意している場合に限り、書面は電子的に送達する。電子的な送達は、自動的に作成される送付証によって証明することができる。
- ② 裁判所と両当事者間における、第1項に掲げられていないその他の書面の交換は、国内法による手続において認められており、かつ、当事者がこれに同意している限りにおいて、受領証により電子的に行う。
- ③ 第1項による送達が可能でないときは、(EG) Nr.1896/2006規則第13条及び第14条において定める方法の一つに基づいて、送達は効力を有することができる。第2項による書面の転達が可能でないときは、国内法により認められているその他の全ての転達方法を用いることができる。

第14条（期間） ① 裁判所は、期間を定めるときは、当該当事者に対して期間の不遵守の効果について知らせなければならない。

- ② 裁判所は、当事者の権利を擁護するために必要な場合には、第4条第4項、第5条第3号及び第6号並びに第7条第1項に基づく期間を、例外的に延長することができる。
- ③ 裁判所が、第5条第2項から第6項までの規定及び第7条に基づく期間を、例外的に遵守することができないときは、裁判所は、可能な限り速やかに、これらの規定に従って必要な手続上の措置を試みさせるものとする。

第15条（判決の執行力） ① 判決は、不服申立の可能性を考慮せずに、執行可能とする。担保の提供を要求してはならない。

- ② 判決は、それが言い渡された構成国において執行すべき場合であっても、第23条を適用すべきものとする。

第15a条（裁判所費用及び支払方法） ① 欧州少額請求手続のために取り立てられる裁判所費用は、利息、費用及び立替金を除き、訴額の10パーセントを超えてはならない。構成国が欧州少額請求手続の最小費用を取り立てるときは、定型訴状が管轄裁判所に受理される際に35ユーロを超えては請求することを許されない。

② 構成国は、当事者が銀行振込み又はクレジットカード若しくはデビットカードによるオンライン支払いを含む遠隔支払いを介して裁判所費用を支払うことができるよう確保する。

第16条（費用） 敗訴当事者は、手続の費用を負担する。ただし、裁判所は、必要でなかった又は訴えと関係のなかった費用である限り、勝訴当事者にその償還を認めない。

第17条（上訴） ① 構成国は、欧州委員会に対して、自国の手続法が、欧州少額請求手続において言い渡された判決に対して不服申立てを認めるか否か、及び認める場合にどれだけの期間内に不服申立てをすべきかということについて通知する。この通知は、欧州委員会により公告される。

② 第15a条及び第16条は、不服申立手続についても適用する。

第18条（判決の審査のための最低限の基準） ① 以下の場合、手続に応訴しなかった被告は、欧州少額請求手続において判決を言い渡した構成国の管轄裁判所に対して、判決の審査を申し立てる権利を有する。

- (a) この者に対して、訴状の定型書式が、適時に、かつ、防御が可能なように送達されなかったとき、又は、
- (b) この者が、不可抗力により又は自己の責めに帰すべき事由なくして債務の存在を争うことを妨げられたとき。

ただし、被告が、判決に対して不服申立てをすることが可能であったにもかかわらず、これをしなかった場合は除く。

② 判決の審査を求める申立ての期間は、30日とする。これは、被告が判決の内容を実際に知り、かつ、これに対応し得た状態にあり、遅くとも、被告の財産の一部若しくは全部についてその処分権を奪う最初の執行措置が行

われた日をもって開始する。遠隔であることを理由として (wegen weiter Entfernung), この期間を伸長することはできない。

- ③ 裁判所が, 第1項による審査の要件が満たされていないことを理由として, 同項による審査の申立てを却下するときは, 判決は確定力を生じる。

裁判所が, 第1項に掲げる理由の一つに基づいて審査することを正当であると判断したときは, 欧州少額請求手続において言い渡された判決は無効であると宣言する。ただし, 債権者は, 時効期間又は除斥期間の中断により生じる利益を失わない。

第19条 (適用可能な手続法) 本規則に異なる定めがない限り, 欧州少額請求手続には, 手続が行われる構成国の手続法が適用される。

第3章 他の構成国における承認及び執行

第20条 (承認及び執行) ① 欧州少額請求手続において言い渡された判決は, 他の構成国において, 執行宣言を必要とすることなく, かつ, 承認に対して不服申立てが可能であることとは関係なく, 承認され, かつ, 執行される。

- ② 当事者の申立てに基づき, 裁判所は, 附属文書Ⅳに掲げる定型書式Dを用いて, 欧州少額請求手続において言い渡された判決のために, 追加費用なしで, 証明書を作成する。

第21条 (執行手続) ① 本章の規定を妨げることなく, 執行手続には, 執行構成国の国内法が適用される。欧州少額請求手続で言い渡された全ての判決は, 執行国において言い渡された判決と同様の条件の下で執行される。

- ② 執行を申し立てる当事者は, 次の文書を提出しなければならない。
- (a) その真正を証明する要件を満たしている判決書の正本, 並びに,
 - (b) 第20条第2項所定の証明書の正本, 及び, 必要な場合には, 証明書4.3にある判決の内容を執行構成国の公用語に翻訳したもの, 又は一この構成国において複数の公用語が存するときは一, この構成国の法規に従った手続言語に翻訳したもの, 執行がなされる地の手続言語の一つに翻訳したもの, 若しくは執行構成国が認めたその他の言語の一つに翻訳したもの。そ

それぞれの構成国は、欧州連合の機関の公用語であって、自国の公用語の他に欧州少額請求手続について認める言語の少なくとも一つを届け出ることとする。証明書4.3にある判決の内容は、構成国の一つにおいて翻訳の正本であることの作成権限を有する者によって翻訳しなければならない。

③ 他の構成国における欧州少額請求手続で言い渡された判決の執行については、執行を申し立てた当事者に対して、執行エージェント（Vollstreckungsagent）がいる場合は別として、執行国において、

(a) 執行代理人、又は、

(b) 郵送宛先

を定めることを求めることは許されない。

④ ある構成国において、他の構成国における欧州少額請求手続で言い渡された判決の執行を求める当事者に対しては、外国人であるという理由により、又は、執行構成国に住所若しくは居所を有していないという理由により、担保の提供又は供託を、その名称を問わず、また常に、これを求めることは許されない。

第22条（執行の拒絶） ① 欧州少額請求手続で言い渡された判決が、ある構成国又は第三国において先行して言い渡された判決と抵触するときは、次の場合に限り、執行を申し立てられた当事者の申立てに基づいて、執行構成国の管轄裁判所は、執行を拒絶する。

(a) 先行する判決が、同一当事者間で同一の訴訟物について言い渡されている場合であって、

(b) 先行する判決が、執行構成国において言い渡されている場合又は執行構成国における承認の要件を満たしている場合であって、かつ、

(c) 判決の抵触が、欧州少額請求手続において判決を言い渡した構成国の裁判手続において主張されず、かつ、主張することができなかった場合

② 欧州少額請求手続において言い渡された判決については、執行構成国においてその本案自体を再審査することは許されない。

第23条（執行の停止又は制限） 当事者が欧州少額請求手続で言い渡された判

決に対して不服を申し立て若しくはそうした不服申立てがなお可能であるとき、又は当事者が第18条による審査を申し立てたときは、執行構成国の管轄裁判所又は管轄官庁は、執行が求められている当事者の申立てにより、

- (a) 執行手続を、保全処分に制限すること、
 - (b) 執行を、裁判所が定める担保の提供に係らしめること、又は、
 - (c) 特段の事情があるときに執行手続を停止すること、
- ができる。

第4章 最終規定

第24条（情報） 構成国は、2001/470/EG決定により設立された民事及び商事事件における欧州司法ネット上において、一般人及び専門家に、欧州少額請求手続に関して、その費用を含む諸情報を提供するために、協力することとする。

第25条（管轄裁判所、通信手段、不服申立て、裁判所費用、支払方法及び審査手続に関する届出） ① 構成国は、欧州委員会に対して、遅くとも〔本規則の施行後6ヶ月以内に〕以下のことを届け出る。

- (a) 欧州少額請求手続において判決を言い渡す管轄裁判所
- (b) 欧州少額請求手続の目的のために、適法であり、かつ、第4条第1項により裁判所が用いる通信手段
- (c) 欧州少額請求手続のために取り立てられる裁判所費用の額又はその算定方法及び第15a条により認められている支払方法
- (d) 第11条の実務上の援助を提供する当局又は組織
- (e) 第17条の意味における不服申立てが自国の手続法により可能であるか否か、どれだけの期間内にこの不服申立てをしなければならないか、及び、どの裁判所にこの不服申立てをすることができるか。
- (f) どのようにして第18条による審査を申し立てることができるか。
- (g) どのような言語が、第21条第2項第b号により認められているか。
- (h) どのような当局が、執行について権限を有し、また、第23条を適用する

ために権限を有しているか。

構成国は、欧州委員会に対して、これらの届出の事後の変更の全てについて通知する。

- ② 欧州委員会は、第1項により通知した事項をインターネット又はその他の適切な方法で公表することにより、一般にアクセスできるようにする。

第26条（附属書面の変更） ① 欧州委員会は、附属書面 I, II, III 及び IV の変更に関して受命された法行為を第27条に従い発令する権限を委譲される。

- ② 本規則の非本質的な部分の改正を図る措置は、非本質的な新たな規定の追加、附属文書における定型書式の実際化又は技術的な修正を含め、第27条第2項に掲げる規律手続による審査を経て発令される。

第27条（権限移譲の行使） ① 受命された法行為の発令権限は、本条において定められた条件の下で欧州委員会に対して委譲される。

- ② 第26条による受命された法行為の発令権限は、[本規則の施行の日] から不特定の期間委譲される。

- ③ 第26条による権限移譲は、欧州議会及び理事会によっていつでも取り消すことができる。取消しの決定は、その決定において掲げられた権限の委譲を終了させる。取消しの決定は、欧州連合の官報において公表した日に又は取消しの決定において掲げたその後の時点において効力を生じる。既に効力を生じている受命された法行為の効力は、取消しの決定によって妨げられない。

- ④ 欧州委員会が受命された法行為を発令したときは、直ちにこれを欧州議会及び理事会に通知する。

- ⑤ 第26条により発令された受命のあった法行為は、欧州議会及び理事会のいずれもが、この法行為が自己に通知された後2週間の期間内に異議を提出しなかったとき、又は、この期間の経過前に欧州議会及び理事会の双方が欧州委員会に対して何らの異議もないことを通知したときに限り、施行される。

第28条（検討） 欧州委員会は、欧州議会、理事会及び欧州経済・社会委員会に対して、[施行開始の5年後に] 本規則の適用に関する報告書を提出する。

必要な場合には、この報告書に、立法上の提案を添付する。

この目的のために、構成国は、欧州委員会に対して、その期日までに欧州少額請求手続に従って提起された申立ての数及びその手続において言い渡された判決の執行の申立ての数について報告する。

第29条（発効） 本規則は、欧州連合の官報に掲載された日の翌日に発効する。

本規則は、2008年1月1日から施行される第25条を除いて、2009年1月1日から施行される。

本規則は、その全ての部分において拘束力を有し、かつ、欧州共同体設立条約に従い構成国に直接に適用される。

2007年7月11日シュトラスブール

欧州議会の名において

議長 H.-G.PÖTTERING

理事会の名において

議長 M.LOBE.ANTUNES

*** 附属文書**

I 欧州少額請求手続 定型書式A 訴状（第3条第1項）

II 欧州少額請求手続 定型書式B 訴状の補正命令（第4条第4項）

III 欧州少額請求手続 定型書式C 答弁書（第5条第2項・第3項）

IV 欧州少額請求手続 定型書式D 欧州少額請求手続において言い渡された判決の証明書（第20条第2項）

* 本規則中の前文については、当初の（EG）Nr.861/2007規則に記されているものを掲げた。

6 欧州督促手続の創設のための2006年12月12日の欧州議会及び理事会の（EG）Nr.1896/2006規則

—官報 ABI, (EG) 2006 Nr.L399, 1ff.掲載—

—改正 2012年10月4日 (ABI, (EG) 2012 Nr.L283, 1ff.) —

—略称「督促手続規則」—

欧州議会及び欧州連合の理事会は、欧州共同体設立条約、特にその第61条第c号に基づいて、欧州委員会の提案に基づき、欧州経済・社会委員会の意見に従い、欧州共同体設立条約第251条の手続に従って、以下の諸理由を考慮して、次の規則を採択した。

- (1) 共同体は、自由、安全及び司法の領域において、人の自由な移動を保障する一つの空間を維持し、さらに発展させるという目標を設定した。そうした空間を順次創設するために、共同体は、とりわけ国境をまたがる民事事件における司法協力の分野において、域内市場が円滑に機能するために必要な措置を講じることとした。
- (2) 条約第65条第c号によれば、この措置には、必要であれば構成国の現行民事手続法規の統一化を促進することにより、民事手続の円滑な処理に対する障害を除去するものも含まれる。
- (3) 欧州理事会は、1999年10月15日及び16日にフィンランドのタンペレにおいて会議を開催し、理事会及び委員会に対して、円滑な司法協力及び司法へのアクセスの改善に不可欠な側面について新たな規定を作成するよう要請し、かつ、これとの関連において督促手続も明記した。
- (4) 2000年11月30日に、欧州理事会は、民事及び商事事件における裁判の相互承認の原則を具体化するための措置に関する理事会及び委員会の共同プログラムを採択した。そこでは、争いのない債権の取立てをも含む特殊な領域において裁判所の裁判を取得するために、共同体全域で統一的又は調和的な特別な手続の創設が考慮されている。また、このことは、欧州理事会が、欧州

支払命令に関する作業の迅速な実施を求めて、2004年11月5日に承認したハーグ・プログラムによって更に推し進められた。

- (5) 2002年12月20日に、欧州委員会は、欧州督促手続及び少額訴訟の簡易かつ迅速な解決のための措置に関するグリーンペーパーを採択した。このグリーンペーパーによって、争いのない債権の取立てのための統一的な又は調和のとれた督促手続の可能な目的と指標に関して、意見聴取が開始された。
- (6) 欧州連合の経済関係者にとって、法的紛争の対象ではない未払の債権の迅速かつ効率的な取立ては極めて重要である。なぜなら、とりわけ中小企業の存立を脅かし、数多くの職場の喪失について責めを負わなければならない支払不能の主たる原因の一つは、支払の遅延であるからである。
- (7) 全ての構成国は、無数の争いのない債権の取立問題の処理を試みており、また、大多数の構成国は、簡素な督促手続の方法によってそうした処理を試みているが、各国の規定の内容とその手続の効率性には著しい相違がある。その上、これらの現在の手続は、国境をまたがる訴訟事件においては、しばしば不適法であり又は実行性を欠いている。
- (8) 国境をまたがる訴訟事件における効率的な司法へのアクセスの困難性が、上記のことに起因しており、また、域内市場における競争のひずみが、個々の構成国において債権者に利用可能な手続法上の手段について機能上の相違があることに基づいていることに鑑みると、欧州連合の全域において債権者と債務者にとって平等な条件を保障する一つの共通の規律が必要となる。
- (9) 本規則は、以下のことを目的とする。すなわち、争いのない金銭債権と関連する国境をまたがる手続の簡素化と迅速化及び欧州督促手続の導入による手続費用の削減並びに最小限の規定を通じて、すなわち承認及び執行に必要とされる執行構成国における中間手続をなくすることによって、構成国内における欧州支払命令の自由な流通を可能にすることである。
- (10) 本規則によって創設される手続は、申立人のために付加的かつ任意的な選択肢を設けるものであり、申立人にとっては、従前と同様に、国内法に規定されている手続を利用することも自由である。したがって、争いのない債権

の取立てのために国内法が規定する仕組みは、本規則によって代わられるものではないし、また、調和させられるものでもない。

- (11) 裁判所と両当事者との間の書面の交換は、手続の進行を容易にし、データの自動処理を可能にするために、可能な限り、定型書式を用いて行うべきものとする。
- (12) どの裁判所が欧州支払命令を発する権限を有するかの決定に際しては、構成国は、市民の司法へのアクセスを保障する必要性を十分に考慮すべきものとする。
- (13) 申立人は、欧州支払命令の発令を求める申立てにおいて、主張する債権及びその理由を明らかにし、これによって相手方が根拠のある情報に基づいて、故障の申立てをするか、それとも当該債権を争わないこととするかを判断し得るような記載をする義務を負うべきものとする。
- (14) その際に、申立人は、当該債権を証明するために用いようとする証拠を添付しなければならない。この目的のために、申立書の定型書式には、可能な限り網羅的な証拠のリストであって、通常は金銭債権の主張のために提出されるものを含めることとする。
- (15) 欧州支払命令の発令を求める申立書の提出は、期限の到来した裁判所費用があるのであれば、その納付とともにすべきものとする。
- (16) 裁判所は、裁判所の管轄の問題と証拠の摘示を含めて、申立書の定型書式中の記載事項に基づいてその申立てを審理すべきものとする。これによって、裁判所は、当該債権が理由のあるものか否かの有理性の審理を行い、とりわけ、明らかに理由のない債権又は不適法な申立てを排除することが可能になる。この有理性審理は、裁判官によって行われなくてもよい。
- (17) 申立ての却下に対して上訴は認められない。もっとも、このことは、国内法に合致する同一審級において、却下の裁判の再審理を認める可能性を排除するものではない。
- (18) 欧州支払命令は、相手方に対して、認定された金額を申立人に支払うか、それとも債権を争おうとするときは30日以内に故障申立書を送付しなければ

ならない旨を教示すべきものとする。申立人が主張する債権に関する十分な説明とともに、相手方には、欧州支払命令の法的な意味及び故障申立ての放棄の効果について指示を与えるものとする。

- (19) 構成国の民事訴訟法、特に送達規定に相違が存するため、欧州督促手続の枠内において適用されるべき最小限の規定を正確かつ詳細に定義づける必要がある。特に、最小限の規定の遵守をめぐっては、送達の方式に関して法律上の擬制を用いることは、欧州支払命令の送達として十分であるとはみなされない。
- (20) 第13条及び第14条に掲げる送達の方式は、送達された文書が受領者に到達したことについて、絶対的な確信（第13条）又は高度の蓋然性（第14条）を付与するものである。
- (21) 第14条第1項第a号及び第b号による相手方自身以外の特定の者への交付送達は、その特定人が、欧州支払命令を実際にも受領したときに限り、これらの規定の要求を満たすものとする。
- (22) 第15条は、例えば相手方が法人であるために、相手方自身が裁判所で弁論をなし得ず、法定代理人によって代理される状況に対して、及び相手方が他人に、とりわけ弁護士に当該裁判手続における代理権を付与した状況に対して、適用されるものとする。
- (23) 相手方は、本規則の定型書式を用いて故障の申立てをすることができる。ただし、裁判所は、故障の申立てをする旨が明確に述べられている限り、他の方式により提出された故障の申立てについても考慮するものとする。
- (24) 期間を遵守して提起された故障の申立ては、欧州督促手続を終了させ、かつ、事件を通常訴訟に自動的に移行するものとする。ただし、申立人が、故障の申立てがあった場合には、手続が終了すべきものとする旨を明示的に表明しているときは除く。本規則の目的のためには、「通常民事訴訟（ordentlicher Zivilprozess）」との概念は、必ずしも国内法の意味において解釈されるものではない。
- (25) 故障申立期間の経過後、相手方は、一定の例外的な場合において、欧州支

払命令の再審理を申し立てる権限を有するものとする。例外的な場合における再審理は、相手方が債権に対して第二の異議の申立ての可能性を有することを意味するわけではない。再審理の手続においては、債権が理由のあるものか否かの問題は、相手方により指摘された特段の事情から生ずる理由の枠内においてのみ審理されるものとする。欧州支払命令が申立ての定型書式中の誤った情報に基づいているという場合には、特段の事情があるといえる。

- (26) 第25条による裁判所費用には、例えば、弁護士報酬や裁判所外の官署の送達費用は含まれないものとする。
- (27) 構成国において発令され、かつ、執行可能となった欧州支払命令は、執行の目的のために、執行が行われる構成国において発令されたものと同様に取り扱いされるものとする。構成国における秩序ある司法に対して相互信頼が存している故に、一つの構成国の裁判所だけが欧州支払命令の発令要件の全てが存しているか否かを判断し、かつ、執行構成国における裁判所が、訴訟上の最小限の規定を遵守しているか否かの付加的な審理をすることなしに、その支払命令が他の全ての構成国において執行力を有することが正当化される。本規則の規定、特に第22条第1項及び第2項並びに第23条の最小限の規定にかかわらず、欧州支払命令の執行の手続は、従前と同様に、国内法において規律されるものとする。
- (28) 期間の算定は、期間、日付、期日の規律に関する1971年6月3日の欧州理事会のNr.1182/71 (EWG, Euratom) 規則の準則により行う。相手方は、このことの教示を受け、欧州支払命令を発令する裁判所の構成国における法定公休日を考慮するよう指示されるべきものとする。
- (29) 本規則の目的、すなわち欧州連合における争いのない金銭債権の取立てのための統一的で時間が節約され効率的な手段の創設について、構成国の平面において十分には実現し得ず、その範囲及び効果の故に、共同体の平面における方がより実現の可能性があるため、共同体は、欧州連合条約第5条に規定されている補充性原則と調和して行動することとなる。また、本規則は、同条に掲げる相当性原則に則して、上記の目的の達成に必要な程度を超える

ものではない。

- (30) 本規則の実施に必要な措置は、欧州委員会に委譲された実施権限の行使手続に関する1999年6月28日の欧州理事会の1999/468EG決定の準則に従う。
- (31) 連合王国及びアイルランドは、欧州連合条約及び欧州共同体設立条約の連合王国及びアイルランドの地位に関する附属議定書第3条により、同国が本規則の採択及び適用に参加する旨を通知した。
- (32) 欧州連合条約及び欧州共同体設立条約のデンマークの地位に関する附属議定書第1条及び第2条により、デンマークは、この決定の採択には参加せず、本規則は、同国に対して拘束力がなく、かつ、適用されない。

第1条（対象） ① 本規則は以下のことを目的とする。

- (a) 争いのない金銭債権に関わる国境をまたがる手続の簡素化及び迅速化並びに欧州督促手続の創設による手続費用の通減、並びに、
 - (b) 最小限の規定を確定し、それを遵守することにより、承認及び執行について従来は必要とされていた執行構成国における中間手続を不要とし、構成国において欧州支払命令の自由な流通を可能とすること。
- ② 本規則は、第4条の意味における債権を、構成国の国内法による他の手続又は共同体法による他の手続によって実行することを、申立人の選択に委ねる。

第2条（適用範囲） ① 本規則は、裁判権の種類を問わず、民事及び商事事件における国境をまたがる法律事件に適用される。本規則は、特に、租税及び関税事件、行政法上の事件並びに主権の行使（主権行為）の枠内における作為又は不作為についての国家責任には適用されない。

② 本規則は、以下のものには適用されない。

- (a) 夫婦財産制、遺言法を含む相続法の領域
- (b) 破産、支払不能の企業又はその他の法人の清算に関する手続、裁判上の和解、和議及びこれに類似の手続
- (c) 社会保障

(d) 契約外の債務関係に基づく請求。ただし、

- i その債務関係が、当事者間の合意若しくは債務承認の対象でないものの、又は、
- ii その債務関係が、不動産に関する共同所有権から生ずる数額の確定した債務に関係していないものに限る。

③ 本規則において構成国とは、デンマークを除く構成国を意味する。

第3条（国境をまたがる法律事件） ① 本規則の意味における国境をまたがる法律事件は、少なくとも当事者の一方が事件の係属した裁判所の構成国以外の構成国にその住所又は常居所を有する場合において存在する。

② 住所は、民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する2000年12月22日の理事会の（EG）Nr.44/2001規則第59条及び第60条によって定まる。

③ 国境をまたがる法律事件の存否を確定するための基準時は、本規則に従って欧州支払命令の発令を求める申立てがなされた時とする。

第4条（欧州督促手続） 欧州督促手続は、欧州支払命令の発令を求める申立ての提起時に期限の到来している数額の確定した金銭債権の取立てのために適用される。

第5条（概念規定） 本規則において、以下の文言は、次のことを意味する。

- 1 「原構成国」とは、欧州支払命令が発令される構成国をいう。
- 2 「執行構成国」とは、欧州支払命令の執行が行われる構成国をいう。
- 3 「裁判所」とは、欧州支払命令又はその他これに関連する事件について管轄権を有する構成国の全ての官庁をいう。
- 4 「原裁判所」とは、欧州支払命令を発令する裁判所をいう。

第6条（管轄） ① 本規則の適用のために、管轄は、それについて適用のある共同体法の規定、特に、（EG）Nr.44/2001規則の規定によって定まる。

② ただし、債権が、消費者たる者がその者の職業上又は営業上の活動以外の目的のために締結した契約に関するものであり、かつ、その消費者が申立て

の相手方であるときは、相手方が（EG）Nr.44/2001規則第59条の意味における住所を有する構成国の裁判所のみが管轄権を有する。

第7条（欧州支払命令の発令を求める申立て） ① 欧州支払命令の発令を求める申立ては、附属文書 I に従い定型書式Aを用いて行わなければならない。

② 申立書は以下の事項を含まなければならない。

- (a) 手続関係人の氏名及び住所、並びにそれが存する場合は、その代理人の氏名及び住所、並びに申立がなされる裁判所の名称及び住所
- (b) 元本を含む債権の額、並びに、それが存する場合は、その利息、違約金及び費用を含む債権の額
- (c) 利息を主張するときは、利率及び利息が要求される期間。ただし、法定利息が原構成国によって自動的に元本債権に付加されるときはこの限りでない。
- (d) 訴訟物であって、元本債権及びそれが存する場合は利息債権の基礎となっている事実関係の記載を含むもの
- (e) 債権を根拠づけるために用いる証拠の摘示
- (f) 管轄原因、並びに、
- (g) 第3条の意味において法律事件が国境をまたがっていること。

③ 申立人は、申立書において、申立人が誠心誠意陳述する旨、及び、故意に誤った情報に対して原構成国の法により相応の制裁を受けることとなり得ることを認める旨を記載しなければならない。

④ 申立人は、裁判所に対して、申立書の添付書類中で、相手方が故障の申立てをした場合について第17条の意味における通常手続への移行を拒否する旨を記載することができる。これにより、その後の時点であって支払命令の発令前に申立人が裁判所に対して当該拒否に関して情報を提供することを妨げられるわけではない。

⑤ 申立ては、書面により、又は原構成国において適法であり、かつ、原裁判所が用いるその他の一電子的方法を含む一通信手段により行う。

⑥ 申立書は、申立人により又はそれが存する場合はその代理人によって署名

される。申立てが第5項により電子的方法によってなされるときは、電子署名のための共同体の枠組条件に関する1999年12月13日の欧州議会及び理事会の1999/93/EG指令第2条第2号に従って署名しなければならない。この署名は、これ以外の要件を必要とすることなしに、原構成国において承認される。

ただし、そうした電子署名は、原構成国の裁判所に、選択的な電子通信システムであって、あらかじめ登録され認証された利用者の一定グループがこれを利用し、この利用者の同一性の確認が可能なシステムが存している場合であって、かつ、その限りにおいては、これを必要としない。構成国は、欧州委員会にそうした通信システムについて通知するものとする。

第8条（申立ての審理） 欧州支払命令の発令を求める申立てを受けた裁判所は、できる限り速やかに、申立書の定型書式に基づいて、第2条、第3条、第4条、第6条及び第7条に掲げる要件が満たされているか否か、並びに、債権が理由のあるものか否かについて審理する。この審理は、機械化された手続の枠組みにおいて行うことができる。

第9条（申立書の追完及び補正） ① 第7条に掲げる要件が満たされておらず、かつ、債権が明らかに理由のないものではなく又は申立てが不適法なものではないときは、裁判所は、申立人に申立書を追完又は補正する機会を与える。

裁判所は、このために、附属文書Ⅱによる定型書式Bを用いる。

② 裁判所が申立人に申立書の追完又は補正を求めるときは、事情に応じて相当と認める期間を定める。裁判所は、この期間を裁量により伸長することができる。

第10条（申立ての変更） ① 第8条に掲げる要件が債権の一部についてのみ満たされているときは、裁判所は申立人に、附属文書Ⅲによる定型書式Cを用いて、その旨を通知する。申立人は、裁判所が示した金額の欧州支払命令を認めるか又は拒否するかの選択を求められる。同時に、申立人は、その判断の効果について教示を受ける。申立人の回答は、第9条第2項により裁判所が定めた期間内に、裁判所から送付を受けた定型書式Cを返送することによって行う。

- ② 申立人が裁判所の提案を認めるときは、裁判所は、第12条に従って、申立人が同意した債権の一部についての欧州支払命令を発令する。当初の債権の残部に関する効果は、国内法に服する。
- ③ 申立人が裁判所によって定められた期間内に回答せず、又は裁判所の提案を拒絶するときは、裁判所は欧州支払命令の発令を求める申立ての全部を却下する。

第11条（申立ての却下） ① 裁判所は、以下の場合には申立てを却下する。

- (a) 第2条、第3条、第4条、第6条及び第7条に掲げる要件が満たされていないとき、又は、
- (b) 債権が明らかに理由のないものであるとき、又は、
- (c) 申立人が、第9条第2項により裁判所が定めた期間内にその回答を伝えないとき、又は、
- (d) 申立人が、第10条に従い、裁判所が定めた期間内に回答をせず又は裁判所の提案を拒否するとき。

申立人は、附属文書Ⅳによる定型書式Dに基づいて、却下の理由について告知を受ける。

- ② 申立ての却下に対しては、不服申立ては認められない。
- ③ 申立ての却下は、申立人が欧州支払命令の発令を求める新たな申立て又は構成国の法による別の手続により当該債権を主張することを妨げない。

第12条（欧州支払命令の発令） ① 第8条に掲げる要件が満たされているときは、裁判所は、できる限り速やかに、かつ、通常はその旨の申立書の提出後30日以内に、附属文書Ⅴによる定型書式Eを用いて欧州支払命令を発令する。

30日の期間の計算に際しては、申立人が、申立書の追完、補正又は変更に必要な時間を考慮しない。

- ② 欧州支払命令は、申立ての定型書式の写しとともに発令される。欧州支払命令中には、定型書式Aの添付書類1及び2において申立人がした記載を含まない。
- ③ 欧州支払命令中で、相手方は以下のことについて通知を受ける。

相手方は、

- (a) 支払命令中に掲げる金額を申立人に支払うことができること、又は、
 - (b) 相手方は、自身への支払命令の送達時から30日以内に故障申立書を送付することによって、原構成国の裁判所に欧州支払命令に対する故障の申立てをすることができること。
- ④ 欧州支払命令中で、相手方は以下のことについて教示を受ける。
- (a) 支払命令は、専ら申立人の記載に基づいて発令されたものであり、裁判所により審理されたものではないこと。
 - (b) 裁判所に第16条によって故障の申立てがなされないときは、支払命令は執行可能となること。
 - (c) 故障の申立てがあったときは、手続は、原構成国の管轄裁判所により、通常の民事訴訟の規定に従って更に進められること。ただし、申立人が、この場合には手続を終了させる旨を明示的に申し立てたときはこの限りでない。
- ⑤ 裁判所は、支払命令が相手方に国内法の規定に従って、第13条、第14条及び第15条の最小限の規定を満足させなければならない方法で送達されることを確保する。

第13条（相手方による受領の証明のある送達） 欧州支払命令は、送達がなされるべき国の法に従い、以下の方式で相手方に送達することができる。

- (a) 相手方が受領日を記入して受領証に署名する交付送達
- (b) 送達を行った権限ある者が、相手方が書類を受領し又は受領を不当に拒絶した旨の記載及び送達が行われた日付の記載のある文書に署名する交付送達
- (c) 相手方が受領日を記載して受領証に署名し、返送するという郵便送達
- (d) 相手方が受領日を記載して受領証に署名し、返送するという、ファクシミリ又はEメールなどの電子的送達

第14条（相手方による受領の証明を欠く送達） ① 欧州支払命令は、送達がなされるべき国の法に従い、以下の方式によっても相手方に送達することが

できる。

- (a) 相手方の私的住所において、相手方と同一の住居に居住する者又はそこで就労する者に対してする交付送達
 - (b) 相手方が自営業者又は法人であるときは、相手方の営業所において、相手方に雇用されている者に対してする交付送達
 - (c) 相手方の郵便受けに支払命令を差し置く方法
 - (d) 相手方の郵便受けに、郵便局若しくは管轄官庁に差し置いた旨の書面による通知をして、差し置く方法。ただし、書面による通知中で、当該通知書面が明確に裁判所からの通知であると表示されているもの、又は、通知によって送達がなされたものとみなされて期間の進行を開始する旨が示されているものに限る。
 - (e) 相手方がその住所を原構成国に有するときは、第3項による証明を伴わない郵便送達
 - (f) 自動的に作成される送信確認 (Sendebestätigung) が付いている電子的方法。ただし、相手方があらかじめ明示的にこの方法による送達に同意しているときに限る。
- ② 相手方の住所を確実に知ることができない場合には、本規則のために第1項による送達は不適法である。
- ③ 第1項第a号、第b号、第c号及び第d号による送達は、以下のものによって証明される。
- (a) 送達をした権限ある者によって署名された書面であって、以下の事項を含むもの
 - i 選択された送達の方式、及び、
 - ii 送達の日付け、及び、
 - iii 支払命令が相手方以外の者に送達されたときは、その者の氏名及びその者と相手方との関係、又は、
 - (b) 第1項第a号及び第b号の目的のためには、支払命令が送達された者の受領証

第15条（代理人に対する送達） 第13条又は第14条による送達は、相手方の代理人に対してもすることができる。

第16条（欧州支払命令に対する故障申立て） ① 相手方は、原裁判所に対して、附属文書Ⅵによる定型書式Fを用いて、欧州支払命令に対する故障の申立てをすることができる。この書式Fは、欧州支払命令とともに申立ての相手方に送達される。

- ② 故障の申立書は、相手方へ支払命令が送達された日から30日以内に送付されなければならない。
- ③ 相手方は、故障の申立書中で債権を争う旨を述べるが、そのための理由を述べる必要はない。
- ④ 故障の申立ては、書面又は、原構成国において適法であり原裁判所で用いる他の通信手段（電子的方法を含む）によってしなければならない。
- ⑤ 故障の申立書には、相手方によって又はそれが存するときは代理人によって署名されなければならない。故障の申立てが、第4項に従い電子的方法でなされるときは、1999/93/EG指令第2条2号に従って署名しなければならない。この署名は、これ以外の要件を必要とすることなしに、原構成国において承認される。

ただし、そうした電子署名は、原構成国の裁判所に、選択的な電子通信システムであって、あらかじめ登録され認証された利用者の一定グループがこれを利用し、この利用者の同一性の確認が可能なシステムが存している場合であって、かつ、その限りにおいては、これを必要としない。構成国は、欧州委員会にそうした通信システムについて通知するものとする。

第17条（故障の申立ての効果）* ① 第16条第2項に掲げる期間内に故障の申立てがなされたときは、原構成国の管轄裁判所における手続は続行される。ただし、申立人が、そのような場合における手続を終了させることを明示的に申し立てた場合は除く。手続は、以下の規定に従って続行される。

- (a) 適用可能な簡易な手続、特に、(EG) Nr.861/2007規則〔少額請求手続規則〕による手続、又は、

(b) 通常の民事訴訟

申立人が欧州督促手続において自己の債権を主張しているときは、以後の民事手続におけるこの者の地位は、国内法による措置によってあらかじめ決定されるものではない。

- ② 第1項第a号及び第b号の意味における民事手続への移行は、原構成国の法に従って行われる。
- ③ 申立人に対して、相手方が故障を申し立てたか否か、及び、その手続が第1項の意味における民事手続として続行されるか否かについて、通知がなされる。

第18条（執行力） ① 送達のための相当な期間を考慮した上で、第16条第2項の期間内に原裁判所に故障の申立てがなされないときは、裁判所は、附属書面Ⅶによる定型書式Gを用いて、遅滞なく欧州支払命令に執行宣言を付する。

- ② 第1項を妨げることなく、強制執行の執行力の要件は、原構成国の法規に従うものとする。
- ③ 裁判所は、申立人に執行力ある欧州支払命令を送付する。

第19条（執行許可手続（Exequaturverfahren）の廃止） 原構成国において執行力を付与された欧州支払命令は、執行宣言を必要とすることなく、かつ、その承認について不服申立てを認めることなく、他の構成国において承認及び執行がなされる。

第20条（例外的な場合における再審理） ① 第16条第2項に掲げる期間の経過後は、以下の場合に、相手方は、原構成国の管轄裁判所に欧州支払命令の再審理を求める権限を有する。

- (a)
 - i 支払命令が第14条に掲げる方式で送達され、かつ、
 - ii その送達が、適時になされなかったため、相手方が、自己の責めに帰すべき事由なくして防御のための措置を執り得なかった場合、又は、
- (b) 相手方が、不可抗力若しくは特段の事情により、自己の責めに帰すべき事由なくして債権に対して故障の申立てをすることができなかった場合

ただし、いずれの場合においても、相手方が、遅滞なく行動することを前提とする。

- ② 更に、欧州支払命令が、本規則において確定された要件に照らして又はその他の特段の事情に基づいて明らかに不当に発令されたものであるときは、相手方は、第16条第2項に掲げる期間の経過後に、原構成国の管轄裁判所に欧州支払命令の再審理を求める権限を有する。

- ③ 裁判所が相手方の申立てを、第1項及び第2項による再審理の要件が存在しないとの理由で棄却するときは、欧州支払命令は有効なままである。

裁判所は、再審理が第1項及び第2項に掲げる理由の一つにより正当であると判断するときは、欧州支払命令を無効であると宣言する。

第21条（執行） ① 本規則の規定にもかかわらず、執行手続については、執行構成国の法が適用される。

執行力を取得した欧州支払命令は、執行構成国において執行力を取得した裁判と同一の条件の下で執行される。

- ② 他の構成国における執行のために、申立人は、その構成国の権限ある執行官庁に対して以下の書類を提出する。

(a) 原裁判所によって執行宣言を付され、その証明力に必要とされる要件を満たしている欧州支払命令の正本、及び、

(b) 必要であれば、執行構成国の公用語又は一執行構成国に複数の公用語があるときは一その構成国の法規に従って執行が行われる地の手続言語の一つ若しくは複数による欧州支払命令の翻訳、又は執行構成国が許容するその他の言語による欧州支払命令の翻訳。各構成国は、欧州連合の機関の公用語の一つ若しくは複数を、自国の公用語の一つ若しくは複数と並んで、欧州支払命令のために許容する旨を申告することができる。翻訳は、構成国の一つにおいて権限ある者によって認証しなければならない。

- ③ ある構成国において、他の構成国において発令された欧州支払命令の執行を申し立てる申立人に対して、その者が外国人であること又は執行構成国に住所若しくは居所がないことを理由として、担保の提供若しくは供託を、そ

の名称を問わず、求めることはできない。

第22条（執行の拒否） ① 欧州支払命令が、ある構成国又は第三国において言い渡された先行の裁判又は支払命令と抵触するときは、以下のいずれにも該当する場合に限り、執行は、相手方の申立てに基づいて、執行構成国の管轄裁判所によって拒否される。

- (a) 先行の裁判又は支払命令が同一の当事者間で、同一の訴訟物に関して言い渡されたものであり、かつ、
- (b) 先行の裁判又は支払命令が執行構成国において承認に必要とされる要件を満たしており、かつ、
- (c) 抵触している旨を原構成国の裁判手続において主張することができなかった場合、に限る。

② 同様に、相手方が欧州支払命令において申立人に認められた金額を支払った限りにおいて、また、その範囲で、相手方の申立てに基づいて、執行は拒否される。

③ 欧州支払命令は、執行構成国においてその本案自体について再審査することを許されない。

第23条（執行の停止又は制限） 相手方が第20条による再審理を申し立てたときは、執行構成国における管轄裁判所は、相手方の申立てに対して、以下のことをすることができる。

- (a) 執行手続を保全措置に制限すること。
- (b) 執行を裁判所が定める担保の提供にかからしめること、又は、
- (c) 特段の事情があるときは、執行手続を停止すること。

第24条（法的代理） 以下については、弁護士又はその他の訴訟代理人による代理は強制されない。

- (a) 申立人のための、欧州支払命令の申立てについて
- (b) 相手方のための、欧州支払命令に対する故障の申立てについて

第25条（裁判所費用） ① 欧州督促手続の裁判所費用及び欧州支払命令に対する故障の申立てに後行する構成国における通常民事訴訟の裁判所費用は、合

算して、当該国において先行する欧州督促手続がない場合における通常民事訴訟の裁判所費用を上回ってはならない。

- ② 本規則の目的のためには、裁判所費用は、裁判所に納付されるべき費用及び手数料を含み、その金額は国内法に従って確定される。

第26条（国内訴訟法との関係） 本規則中で明示的に規律されていない全ての手続法上の問題は、国内法規定に従うものとする。

第27条（(EG) Nr.1348/2000規則〔旧送達規則〕との関係） 本規則は、構成国内での民事及び商事事件における裁判上及び裁判外の書面の送達に関する2000年5月29日の（EG）Nr.1348/2000規則の適用を妨げない。

第28条（送達費用及び執行に関する情報） 構成国は、一般市民及び専門家に対し、特に2001/470/EG理事会決定により設立された民事及び商事事件における欧州司法ネットワークを通じて、以下の情報を提供するよう協力する。

- (a) 送達費用に関する情報、及び、
- (b) いずれの官庁が、執行に関して、第21条、第22条及び第23条の適用について管轄権を有するかに関する情報

第29条（管轄裁判所、再審理手続、通信手段及び言語についての通知） ① 構成国は、欧州委員会に対し、2008年6月12日までに、以下の事項を通知するものとする。

- (a) 欧州支払命令を発令する権限のある裁判所
- (b) 再審理手続及び第20条の適用について管轄する裁判所に関する情報
- (c) 欧州支払命令に関して認められている裁判所の用いる通信手段
- (d) 第21条第2項第b号によって認められる言語

構成国は、欧州委員会に、これらの事項のその後の変更の全てについて通知するものとする。

- ② 欧州委員会は、第1項によって通知された事項を、欧州連合の官報へ掲載し、その他の適切な手段によって一般にアクセス可能とする。

第30条（附属文書の変更） 附属文書中の定型書式は、第31条第2項に定める手続によって更新され、又は技術的な面において調整を加えられる。そのよう

な変更は、本規則の規定に完全に沿ったものでなければならない。

第31条（委員会） ① 欧州委員会は、(EG) Nr.44/2001規則第75条により設置された官房によって補佐される。

② 前項が援用されるときは、1999/468/EG決定の第8条を考慮して、同決定の第5a条第1項から第4項までの規定及び第7条を適用する。

③ 官房は、職務規程を定める。

第32条（検証） 欧州委員会は、欧州議会、理事会及び欧州経済・社会委員会に対し、2013年12月12日までに、欧州督促手続の機能の検証に関する詳細な報告書を提出するものとする。この報告書には、手続の機能の評価及び各構成国に対する広範な影響評価が含まれる。

構成国は、この目的のため、かつ、模範的な実務が欧州連合において相応に考慮され、改善された規則制定の諸原則が反映するようにするために、欧州委員会に対して、欧州支払命令の国境をまたがる機能に関して報告を行うものとする。この報告は、裁判所費用、手続の迅速性、効率性、利用のしやすさ及び構成国の国内督促手続に関して行うものとする。必要な場合には、規則の改正の提案を欧州委員会の報告書に添付するものとする。

第33条（発効） 本規則は、欧州連合の官報に掲載した日の翌日に発効する。

本規則は、2008年12月12日から施行される。ただし、第28条、第29条、第30条及び第31条は、2008年6月12日から施行される。

本規則はその全ての部分について拘束力を有し、欧州連合条約に従い、構成国に直接に適用される。

シュトラスブール2006年12月12日

欧州議会の名において

議長 J. BORRELL FONTELLES

理事会の名において

議長 M. PEKKARINEN

附属文書

- I 欧州支払命令の申立書（第7条第1項）一定型書式A
- II 欧州支払命令の申立書の補正命令（第9条第1項）一定型書式B
- III 欧州支払命令の申立書の変更の要請（第10条第1項）一定型書式C
- IV 欧州支払命令の申立ての却下の裁判（第11条第1項）一定型書式D
- V 欧州支払命令（第12条第1項）一定型書式E
- VI 欧州支払命令に対する故障申立て（第16条第1項）一定型書式F
- VII 執行宣言（第18条第1項）一定型書式G

* 第17条は、少額請求手続規則の改正に伴って、改正される予定の条文を掲げた。Vgl.Brüssel,den 19.11.2013 COM(2013)794 final,S.22

7 争いのない債権に関する欧州執行名義の成立のための2004年4月21日の欧州議会及び理事会の（EG）Nr.805/2004規則

—官報 ABI, (EG) 2004 Nr.L143, 15ff.掲載—

—改正 2008年10月22日（ABI, (EG) 2008 Nr.L304, 80ff.）

—略称「執行名義規則」—

欧州議会及び欧州連合の理事会は、欧州共同体設立条約、特にその第61条第c号及び第67条第5項第2号に基づいて、欧州委員会の提案に対して、欧州経済・社会委員会の意見に従い、欧州共同体条約第251条の手続により、以下の諸理由を考慮して、次の規則を採択した。

- (1) 共同体は、自由な人的交流を保障する自由、安全及び司法の領域を維持し、発展させるという目標を設定している。そのために、共同体は、特に民事事件における司法協力の領域において、域内市場の円滑な機能のために必要な措置を講ずることとした。
- (2) 1998年12月3日に、理事会は、自由、安全及び司法の領域の構築に関するアムステルダム条約の諸規定を最大限に奏効させるために、理事会及び欧州委員会のアクションプランを採択した（ウィーン・アクションプラン）。
- (3) 1999年10月15日及び16日にタンペレで開催された会議において、欧州理事会は、裁判の相互承認の原則を支柱とし、真の欧州法領域を創設することを強化すべきこととした。
- (4) 2000年11月30日に、理事会は、民事及び商事事件における裁判の相互承認の原則を国内法化するための措置に関するプログラムを可決した。このプログラムは、その第一段階において、執行宣言手続（Vollstreckbarerklärungsverfahren）の廃止、すなわち、争いのない債権に関する欧州執行名義の成立を企図するものである。
- (5) 「争いのない債権（unbestrittene Forderung）」という概念は、債務者が金銭債権の種類及び額について争わないことが明らかであり、かつ、債権者

が債務者に対して裁判所の裁判を取得し、又は債務者の明示的な同意を必要とする執行名義、例えば裁判上の和解や公の証書（öffentliche Urkunde）といったものを取得するあらゆる状態を総称する。

- (6) 第3条第1項第b号の意味における債務者側からの異議が提出されなかった場合とは、債務者が、裁判所の弁論に出席しなかった場合、又は、債務者が防御の意思を有しているか否かについて書面で通知せよとの裁判所の命令に従わなかった場合を含むものとする。
- (7) 本規則は、争いのない債権に関する裁判、裁判上の和解及び公の証書であって、欧州執行名義として証明のあった裁判、裁判上の和解及び公の証書が取り消された後に発令されたものについても適用されるものとする。
- (8) 欧州理事会は、タンペレの最終決議において次のような見解を示した。執行のアクセス、すなわち、裁判を言い渡した構成国とは別の構成国において裁判を執行することのアクセスは、執行の要件として後者の構成国において必要とされる中間的措置を放棄することによって迅速かつ簡素化されるべきであるとした。原構成国（Ursprungsmitgliedstaat）の裁判所によって欧州執行名義として証明された裁判は、執行との関係においては、執行構成国（Vollstreckungsmitgliedstaat）において言い渡されたであろう裁判と同様に取り扱われるべきである。例えば、連合王国においては、証明のあった外国裁判の登録は、連合王国の他の地域でなされた裁判の登録と同様の規定に従って行われ、外国裁判の内容上の審査をすることは許されない。そして、この裁判の執行に関しては、執行国の国内法に従って行われる。
- (9) こうした手続は、「民事及び商事事件における裁判の承認及び執行に関する2000年12月22日の理事会の（EG）Nr.44/2001）規則」の執行宣言手続に比較すると、執行構成国の裁判所の同意を不要とし、そこから生ずる遅延とコストをなくすることができるという点において、著しい長所をもたらす。
- (10) 他の構成国において債務者が応訴しなかった手続において争いのない債権について言い渡された裁判の再審査を不要とすることができるのは、債務者の防御権が十分に保障されていた場合に限られる。

- (11) 本規則は、とりわけ欧州連合基本権憲章によって承認された基本権を促進し、基本原則を尊重しようとするものである。本規則は、とりわけ基本権憲章第47条に基づく公正な手続を求める権利の無制限の保障を目指している。
- (12) 裁判上の手続について、次のような最小限の規則が確定されるべきである。すなわち、債務者に対して手続が開始されたこと、債務者が債権を争おうとするときには自分の側から積極的に関与することが必要であること、及び関与しなかった場合の効果について、適時に、かつ、債務者が防御のための手段を講ずることができるような方法で教示を受けることを保障するための最小限の規則である。
- (13) 構成国の民事訴訟法の相違、特に送達規定の相違があるため、最小限の規則については、正確かつ詳細に規定しなければならない。例えば、特に送達の方式に関しては、法的擬制をする場合があるため、最小限の規則が遵守されていない場合には、欧州執行名義としての裁判の証明として十分であるとはみなさない場合もあり得る。
- (14) 第13条及び第14条に規定する送達の全ての方式は、送達された書面が受取人によって受領されたことの絶対的確信（第13条）又はそうしたことの高度な蓋然性（第14条）が必要であるとしていることによって特徴づけられている。また、後者の場合においては、債務者に対して特定の要件の下で第19条による裁判の完全な再審査を可能にするメカニズムを原構成国が用意している場合であって、かつ、第14条を遵守したにもかかわらず書面が受取人に例外的に届いていなかった場合に限って、その裁判は欧州執行名義として証明されるべきことになる。
- (15) 第14条第1項a号及び第b号による債務者以外の特定の者に対する交付送達は、この者が当該書面を実際に受け取った場合に限って、同条の要件を満たすことになる。
- (16) 第15条は、債務者が法人であって、法律で定められた者により代理されているため、自らが裁判所に出頭することができない場合、及び債務者が他人、特に弁護士に対して当該裁判手続において代理することを授權している

場合に、適用される。

- (17) 訴訟上の最小限の規則の遵守をめぐる再審査について管轄権を有する裁判所は、場合により、再審査及びその結果に基づいて、欧州執行名義として統一的な証明書を振り出すべきものとする。
- (18) 構成国における秩序ある司法を相互に信頼することによって、ただ一つの構成国の裁判所が、裁判を欧州執行名義として証明するための要件が全て備わっているか否か、また、他の全ての構成国においてその執行が可能であるか否かを判断することが正当化されるのであり、こうした判断は、執行構成国において裁判所が訴訟上の最小限の規則が遵守されているか否かを改めて再審査することなく行われる。
- (19) 本規則は、構成国に対して、その国内法を本規則における訴訟上の最小限の規則に従わせることを義務付けるものではない。ただし、この最小限の規則を尊重し、国内法を本規則に従わせようとする場合にのみ、他の構成国において裁判の執行は効果的かつ迅速に行われることになる。
- (20) 争いのない債権に関して欧州執行名義の証明書を申請するのか、それとも（EG）Nr.44/2001規則に従った承認及び執行手続又はこれ以外の共同体法によるのかという判断については、債権者の任意に委ねられる。
- (21) ある構成国から他の構成国への送達を目的として書面が送付されたときは、本規則、特にそこに含まれる送達規定は、「民事又は商事事件における裁判上及び裁判外の書面の送達に関する2000年5月29日の理事会の（EG）Nr.1348/2000規則」と共に、とりわけその第23条による構成国の宣言に関連している第13条と共に、適用される。
- (22) 提案した方策の目標が構成国レベルにおいては必ずしも十分に達成できず、それゆえ、その方策の範囲及び効果について共同体レベルにおいてより良く達成できるのであれば、共同体は、共同体条約第5条に規定されている補充性原則と調和を保ちつつそのための方策を講ずることができる。また、本規則は、共同体条約第5条において規定されている相当性原則に従い、目標の達成に必要な方策を超えるものであってはならない。

- (23) 本規則の施行に必要な措置は、欧州委員会に委譲された実施権限の行使手続に関する1999年6月28日の理事会の1999/468/EG決定に従って発令されるものとする。
- (24) 欧州連合条約及び欧州共同体設立条約に付記された、連合王国及びアイルランドの地位に関する議定書第3条に従い、連合王国及びアイルランドは、これら両国が本規則の採択及び適用に参加する旨を表明している。
- (25) デンマークは、欧州連合条約及び欧州共同体設立条約に付記されたデンマークの地位に関する議定書第1条及び第2条に従い、本規則を採択しないため、本規則はデンマークに対して拘束力はなく、また、適用されない。
- (26) 欧州共同体設立条約第67条第5項第2号に従い、本規則中に規定される措置については、2003年2月1日から共同決定手続が適用される。

第1章 対象、適用範囲及び定義規定

第1条（対象） 本規則は、争いのない債権に関して欧州執行名義を成立させるものであり、最小限の規則を確定することによって、全ての構成国において、裁判、訴訟上の和解及び公の証書の流通を可能にし、執行構成国において、承認及び執行に先立つ中間的な手続を不要とするものである。

第2条（適用範囲） ① 本規則は、民事及び商事事件について、裁判権の種類を問わず適用される。ただし、税務事件及び通関事件、行政法関係事件、並びに主権の行使（*acta jure imperii*）の領域における作為又は不作為に関する国家責任については適用されない。

② 本規則は、以下のものについては適用されない。

- (a) 自然人の身分関係、権利能力及び行為能力並びに法定代理、夫婦財産制、遺言を含む相続法の領域
- (b) 破産、和議及びこれに類似の手続
- (c) 社会保障
- (d) 仲裁裁判権

③ 本規則において、「構成国」とは、デンマークを除く全ての構成国をいう。

第3条（欧州執行名義として証明される執行名義）① 本規則は、争いのない債権に関する裁判、裁判上の和解及び公の証書について適用する。

以下の場合には、債権は「争いのないもの」とみなされる。

- (a) 債務者が、債務について、裁判手続において明示的に認諾したとき、又は手続の過程において裁判所によって認められた若しくは裁判所の面前で締結された和解により同意したとき、又は、
 - (b) 債務者が、債務について、裁判手続において原構成国の手続規定に従いかなる場合においても異議を提出しなかったとき、又は、
 - (c) 債務者が、予め裁判手続において債務について異議を述べたけれども、債務に関する裁判所の弁論に出席せず又は代理を付さなかったときであって、そうした債務者の行為が、原構成国の法によって債務を黙示的に認めたとみなされ又は債権者が主張する事実関係の黙示的な自白とみなされるとき、又は、
 - (d) 債務者が、公の証書において債務を明示的に承認したとき。
- ② 本規則は、欧州執行名義として証明された裁判、裁判上の和解又は公の証書の取消し後に言い渡された裁判についても適用される。

第4条（定義規定） 本規則においては、以下の定義規定を適用する。

- 1 「裁判」とは、構成国の裁判所によって言い渡された裁判であって、その名称を問わず、判決、決定、支払命令又は執行決定を意味し、裁判所事務官による費用確定決定を含む。
- 2 「債権」とは、一定額の金銭の支払を求める債権であって、その履行期が到来しているもの、又はその履行期が、裁判、裁判上の和解若しくは公の証書において定められているものをいう。
- 3 「公の証書」とは、
 - (a) 公の証書として作成又は登録されている書面であって、
 - i 証書の署名及び内容について認証があり、かつ、
 - ii その認証が、官庁又は原構成国において権限を有するその他の部署によってなされているもの、又は、

(b) 行政庁において締結され若しくは行政庁が認証した扶養料の合意若しくは扶養義務をいう。

4 「原構成国 (Ursprungsmitgliedstaat)」とは、裁判が言い渡され、裁判上の和解が承認若しくは締結され、又は公の証書が作成された構成国であって、その国においてこれらを欧州執行名義として証明するところの構成国をいう。

5 「執行構成国 (Vollstreckungsmitgliedstaat)」とは、欧州執行名義として証明された裁判、裁判上の和解又は公の証書の執行が行われる構成国をいう。

6 「原裁判所 (Ursprungsgericht)」とは、第3条第1項第a号、第b号及び第c号による要件を満たす時点において手続に関与した裁判所をいう。

7 スウェーデンにおける略式督促手続 (betalningsföreläggande) については、「裁判所」は、スウェーデン取立庁 (kronofogdemyndighet) を含むものとする。

第2章 欧州執行名義

第5条 (執行宣言手続の廃止) 裁判について、原構成国において欧州執行名義として証明されたものについては、他の構成国において、執行宣言を必要とすることなく、かつ、承認に対して不服申立てができずに、承認及び執行がなされる。

第6条 (欧州執行名義として証明するための要件) ① 構成国において争いのない債権について言い渡された裁判は、以下の場合において、原裁判所に対して申立てがなされたときにはいつでも、欧州執行名義として証明される。

(a) 裁判が、原構成国において執行可能なものであり、かつ、

(b) 裁判が、(EG) Nr.44/2001規則第2章第3節及び第6節中の管轄規定に違反しないものであり、かつ、

(c) 第3条第1項第b号又は第c号の意味における争いのない債権である場合について、原構成国の裁判手続が第3章の要件に合致しており、かつ、

- (d) 裁判が、債務者が（EG）Nr.44/2001規則第59条の意味における住所を有している構成国において言い渡されたときであって、以下のものに限る。
- 債権が、第3条第1項第b号又は第c号の意味において争いのないものであって、
- 債権が、消費者である個人が、職業上又は営業上の活動とみなされない目的のために締結した契約に関するものであって、かつ、
- 債務者が消費者であるとき。

- ② 欧州執行名義として証明された裁判が、もはや執行不可能である場合又はその執行力が停止若しくは制限された場合には、附属文書第Ⅳの書式を用いた原裁判所への申立てがなされたときにはいつでも、執行不能又は執行力の制限の証明書が作成される。
- ③ 裁判が、第1項により欧州執行名義として証明された裁判の取消し後に言い渡された場合に、附属文書第Ⅴの書式を用いた申立てがなされたときにはいつでも、この裁判が原構成国において執行可能である場合には、代替証明書（Ersatzbestätigung）が作成される。第12条第2項は、これによって妨げられない。

第7条（裁判手続に関する費用） 裁判が、裁判手続に関する費用及び利息の額に関する執行力ある裁判を包含しているときは、この費用及び利息に関しても欧州執行名義として証明される。ただし、債務者が裁判手続において原構成国の法規に従い費用償還義務について明示的に異議を述べたときは除く。

第8条（欧州執行名義としての証明の可分性） 裁判が、その一部に限り本規則の要件を満たしている場合には、この部分に限り、欧州執行名義として証明書が作成される。

第9条（欧州執行名義としての証明書の作成） ① 欧州執行名義としての証明書は、附属文書第Ⅰの書式を用いて作成する。

② 欧州執行名義の証明書は、裁判が言い渡された言語で作成される。

第10条（欧州執行名義としての証明書の訂正又は撤回） ① 欧州執行名義としての証明書は、原裁判所への申立てに基づいて、

- (a) 裁判と証明書とが、実体的な瑕疵により相互に齟齬している場合には訂正され、
 - (b) 裁判が、本規則において定める要件との関係において明らかに不当である場合には撤回される。
- ② 欧州執行名義としての証明書の訂正又は撤回については、原構成国の法を基準とする。
- ③ 欧州執行名義としての証明書の訂正又は撤回については、附属文書第Ⅵの書式を用いて申し立てることができる。
- ④ 欧州執行名義としての証明書の作成に対しては、いかなる不服申立てもできない。

第11条（欧州執行名義としての証明書の効力） 欧州執行名義としての証明書は、裁判の執行力の範囲においてのみ効力を生ずる。

第3章 争いのない債権に関する手続についての最小限の規則

第12条（最小限の規則の適用） ① 第3条第1項第b号又は第c号の意味における争いのない債権に関する裁判は、原構成国における裁判手続が本章による手続法上の要件を満たしている場合に限り、欧州執行名義として証明することができる。

② 第1項の要件は、裁判の取消し後に言い渡された裁判について、これがその裁判の時点で第3条第1項第b号又は第c号の条件を満たしている場合には、欧州執行名義としての証明書又は第6条第3項の意味における代替証明書についても適用される。

第13条（債務者による受領証明付き送達） ① 手続開始書面又はこれに相当する書面は、以下の方法により債務者に対して送達することができる。

- (a) 交付送達であって、債務者が受領証明書に受領日を記載して署名したもの、又は、
- (b) 交付送達であって、送達を実施する権限のある者が、債務者が書面を受領したこと又は債務者が書面の受領を不当に拒絶したことの記載及び送達

日の記載がある書面に署名したもの、又は、

(c) 郵便送達であって、債務者が受領日を記載した受領証明書に署名し、これを返送したもの、又は、

(d) ファクシミリ又はEメールによる電磁的送達であって、債務者が受領日を記載した受領証明書に署名し、これを返送したもの

- ② 裁判所の弁論への呼出状は、第1項に従い債務者に送達することができ、又は、同一の債権に関する先行の弁論において口頭で通知することができる。ただし、後者の場合には、その旨を弁論の調書に記載しなければならない。

第14条（債務者による受領の証明のない送達） ① 手続開始書面又はこれに相当する書面及び裁判所の弁論への呼出状は、以下の方式の一つによっても債務者に対して送達することができる。

(a) 債務者の自宅住所を記載した交付送達であって、債務者と同居している者又は同所に雇われている者に宛ててなされる送達

(b) 債務者が自営業者又は法人である場合に、債務者の事務所に宛ててする交付送達であって、債務者に雇われている者に宛ててなされる送達

(c) 債務者の郵便受けに書面を預置くこと。

(d) 郵便局又は権限ある官庁に書面を預け置くことであって、その旨の通知状を債務者の郵便受けに投函すること。ただし、その通知状において、当該書面が裁判所の書面であることを記載し、又は通知状による送達が有効であり、これによって期間が進行する旨を記載してある場合に限る。

(e) 債務者が原構成国にその住所を有している場合には、第3項の証明を必要としない郵便送達

(f) 自動的に作成される電磁的送達証明であって、債務者が予めこうした方法による送達に明示的に同意しているもの

- ② 債務者の住所を確実に探知できない場合には、第1項の送達は、本規則の目的のためには不適法である。

- ③ 第1項第a号から第d号までの規定による送達は、以下のもののいずれかに

より証明される。

- (a) 送達を行う権限のある者により署名された書面であって、以下の記載のあるもの
 - i 選択された送達の方式、及び、
 - ii 送達の日付、並びに、
 - iii 書面が債務者以外の者に送達された場合には、その者の氏名及びその者と債務者との関係の記述、又は、
- (b) 第1項第a号及び第b号の目的のために、書面の送達を受けた者の受領証明書

第15条（債務者の代理人への送達） 第13条又は第14条による送達は、債務者の代理人に宛てたものであっても、有効とする。

第16条（債務者に対する債権に関する適式な教示） 債務者が債権に関して適式に教示されることを確保するために、手続開始書面又はこれに相当する書面には以下の事項を記載しなければならない。

- (a) 当事者の氏名及び住所
- (b) 債権の額
- (c) 利息を請求する場合は、利率及び利息を請求する期間。ただし、原構成国の法規が、元本に対して法定利率を自動的に算入することを規定している場合はこの限りでない。
- (d) 債権の発生原因の記載

第17条（債務者が債権を争うための手続に関する適式な教示） 手続開始書面、これに相当する書面若しくは裁判所の弁論への呼出状、又はこれらの書面と共に送達される注意書（Belehrung）において、以下の事項を指摘しなければならない。

- (a) 債権を争うための手続法上の要件、特に、債権を書面で争うことのできる期間、裁判所の弁論の期日、回答し若しくは出頭しなければならない機関の名称及び住所、並びに弁護士代理が法定されているか否かに関する情報

- (b) 債権を争わないこと又は不出頭の場合の結果、特に、債務者に不利な裁判又はその執行の可能性及び費用償還義務の可能性

第18条（最小限の規則の不遵守の治癒） ① 原構成国における手続が第13条から第17条までの規定において定められている手続法上の要件を満たしていなくても、以下の場合においては、手続上の瑕疵が治癒されて、裁判を欧州執行名義として証明することができる。

- (a) 裁判が、第13条又は第14条による手続法上の要件を遵守して債務者に送達され、かつ、
- (b) 債務者が、裁判に対して制限のない再審査を含む不服申立てをすることができ、かつ、既にその裁判において又はその裁判に関連して、そうした不服申立ての手続法上の要件について、すなわち、不服申立てをする機関の名称及び住所並びに不服申立て期間を含む手続法上の要件について適式に教示を受け、かつ、
- (c) 債務者が、裁判に対する不服申立てを当該手続法上の要件に従ってすることを怠ったとき。
- ② 原構成国における手続が第13条又は第14条による手続法上の要件を満たしていなくても、裁判手続における債務者の行為を通じて、債務者が適時に送達書面を自身で受領し、自己の防御のための措置をとることができたことが証明される場合には、こうした手続上の瑕疵は治癒が可能である。

第19条（例外的な場合における再審査のための最小限の規則） ① 第13条から第18条までの規定に対する補充として、債務者が裁判について原構成国の法に従い再審査を申し立てる権限を有している限りは、以下に規定する場合、その裁判を欧州執行名義として証明することができる。

- (a) i 手続開始書面若しくはこれに相当する書面又は裁判所の弁論への呼出状が、第14条に掲げる方式の一つにより送達され、かつ、
- ii その送達が、債務者の責めに帰すべからざる事情により適時になされなかったため、債務者が防御のための措置を適時に執ることができなかったとき、又は、

(b) 債務者が、不可抗力又は自己の責めに帰すべからざるやむを得ない事情により債権について異議を述べるができなかったとき。

ただし、いずれの場合においても、債務者が遅滞なく行為することが要件とされる。

- ② 本条は、構成国が、第1項の要件よりも緩和された要件に基づいて裁判の再審査を可能とすることを妨げるものではない。

第4章 執行

第20条（執行手続） ① 執行手続については、本章の規定を妨げることなく、執行構成国の法が適用される。欧州執行名義として証明された裁判は、執行構成国において言い渡された裁判と同様の要件に基づいて執行される。

- ② 債権者は、執行構成国の権限ある執行当局に対して、以下の事項を通知する義務を負う。

(a) 裁判の正本であって、その証明力のために必要とされる要件を備えているもの、及び、

(b) 欧州執行名義としての証明書の正本であって、その証明力のために必要とされる要件を備えているもの、及び、

(c) 必要な場合には、欧州執行名義としての証明書の写し、この証明書について執行構成国の公用語により翻訳したもの—執行構成国において多数の公用語があるときはその国の法に従った手続言語による翻訳若しくは執行が行われる地の手続言語の一つによる翻訳—、又は執行国が認めているその他の言語による翻訳。各構成国は、欧州連合の公用語のうちどの言語を自国語と並んで証明書の作成のために認めるかについて届け出ることとする。翻訳は、構成国の権限ある者による認証を必要とする。

- ③ ある構成国において、他の構成国において欧州執行名義として証明された裁判を執行しようとする当事者に対して、外国人としての属性を理由として又は国内に住所若しくは居所を有していないことを理由として、その名称を問わず、担保の提供又は供託を求めることは許されない。

第21条（執行の拒否） ① 欧州執行名義として証明された裁判が、構成国又は第三国において言い渡された先行する裁判と抵触する（unvereinbar）ときは、次に掲げる場合に限り、その執行は、債務者の申立てに基づき、執行構成国における権限ある裁判所によって拒否される。

- (a) 先行する裁判が、同一当事者間で同一の訴訟物について言い渡されたものであり、かつ、
- (b) 先行する裁判が、執行構成国において言い渡され又は執行構成国における承認に必要な要件を満たしており、かつ、
- (c) 抵触することが原構成国の裁判手続において主張されず、かつ、これを主張することができなかったとき。

② 欧州執行名義としての裁判及びその証明書のいずれについても、執行構成国においては、本案それ自体について再審査することは許されない。

第22条（第三国との合意） 本規則は、民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するブリュッセル条約第59条に則した（EG）Nr.44/2001規則の施行前に構成国が自ら義務を負った合意を妨げるものでない。とりわけ、同条約第4条の場合における裁判が同条約第3条第2項に掲げる裁判籍の一つにおいてのみ言い渡すことができる場合に、同条約の他の締約国の裁判所がした裁判であって、第三国の領土に住所又は居所を有する被告に対する裁判を承認しないとする合意を妨げるものではない。

第23条（執行の停止又は制限） 債務者が、

- 欧州執行名義として証明された裁判に対して不服申立てをしたときであって、第19条の意味における再審査の申立てを含むとき、又は、
- 欧州執行名義としての証明に対して第10条により訂正又は異議を申し立てたときは、

執行構成国における権限ある裁判所又は当局は、債務者の申立てに基づいて、以下のことをすることができる。

- (a) 執行手続を保全処分に限定すること、又は、
- (b) 執行について、裁判所若しくは権限ある当局が定めた担保の提供を条件

- とすること，又は，
- (c) やむを得ない場合に執行手続を停止すること。

第5章 訴訟上の和解及び公の証書

第24条（訴訟上の和解） ① 第4条第2号の意味における債権に関する和解が，裁判所によって認められ又は手続の過程において裁判所の面前で締結され，かつ，それが行われた構成国において執行可能である場合には，そうした和解は，それが行われた裁判所に対する申立てに基づいて，附属文書第Ⅱの書式を用いて欧州執行名義として証明される。

② 原構成国において欧州執行名義として証明された和解については，執行宣言を必要とせずに，かつ，その執行力に対して不服申立てをすることができずに，他の構成国において執行される。

③ 第2章の規定（第5条，第6条第1項及び第9条第1項を除く。）並びに第4章の規定（第21条第1項及び第22条を除く。）を準用することとする。

第25条（公の証書） ① 第4条第2項の意味における債権に関する公の証書であって，構成国において執行可能なものについては，原構成国が定める当局に対する申立てに基づいて，附属文書第Ⅲの書式を用いて欧州執行名義として証明される。

② 原構成国において欧州執行名義として証明された公の証書は，執行宣言を必要とせずに，かつ，その執行力に対して不服申立てをすることができずに，他の構成国において執行される。

③ 第2章の規定（第5条，第6条第1項及び第9条第1項を除く。）並びに第4章の規定（第21条第1項及び第22条を除く。）を準用することとする。

第6章 経過規定

第26条（経過規定） 本規則は，その発効後に言い渡された裁判，裁判所により認められ又は裁判所において締結された和解，及び作成又は登録された公の証書についてのみ適用される。

第7章 共同体の他の条約との関係

第27条（(EG) Nr.44/2001規則との関係） 本規則は、争いのない債権に関する裁判、裁判上の和解又は公の証書の承認及び執行に関して、(EG) Nr.44/2001規則に従って承認及び執行をすることができることを妨げるものではない。

第28条（(EG) Nr.1348/2000規則との関係） 本規則は、(EG) Nr.1348/2000規則の適用を妨げるものではない。

第8章 総則及び最終規定

第29条（執行手続及び執行当局に関する情報） 各構成国は、以下の情報を周知徹底するために、協力することとする。

- (a) 各構成国における執行手続及び執行方法に関する情報、及び、
- (b) 各構成国において権限を有する執行機関に関する情報

特に、2001/470/EG理事会決定により設けられた民事及び商事事件に関する欧州司法ネットに関する情報

第30条（不服申立て、言語及び権限を有する当局の届出） ① 各構成国は、欧州委員会に以下のことを通知する。

- (a) 第10条第2項に掲げる訂正及び撤回手続並びに第19条第1項に掲げる再審査手続
 - (b) 第20条第2項第c号により使用を認められる言語
 - (c) 第25条に掲げる当局のリスト
- 並びにこれらの事後に行われた変更の内容

② 欧州委員会は、第1項により通知された情報を、欧州連合の官報及びその他の適切な方法により公表する。

第31条（附属文書の変更） 附属文書中の定型書式の変更は、第32条第2項に掲げる諮問手続により決定する。

第32条（官房） ① 欧州委員会は、(EG) Nr.44/2001規則第75条に定める官房

によって補佐される。

② 前項を援用するときは、1999/468/EG決定第8条を斟酌し、その第3条及び第7条を適用する。

③ 官房は、職務規定を定める。

第33条（発効） 本規則は、2005年1月21日に発効する。本規則は、2005年10月21日から適用される。ただし、第30条、第31条及び第32条については、2005年1月21日から適用される。

本規則は、その全てにおいて拘束力を有し、欧州共同体設立条約に従い構成国において直接に適用される。

2004年4月21日シュトラスブール

欧州議会の名において

議長 P. COX

理事会の名において

議長 D. ROCHE

*** 附属文書**

I 欧州執行名義としての証明書—裁判

II 欧州執行名義としての証明書—裁判上の和解

III 欧州執行名義としての証明書—公の証書

IV 執行力の停止又は制限に関する証明書

V 不服申立てに応じた欧州執行名義としての証明書（第6条第3項）

VI 欧州執行名義としての証明書の訂正又は撤回（第10条第3項）

8 国境をまたがる訴訟事件において訴訟費用援助に関して共通の
最小限の規定を確定することによって法へのアクセスを改善する
ための2003年1月27日の理事会の2003/8/EG指令
—官報 ABI, (EG) 2003 Nr.L26, 41ff.—
—略称「訴訟費用援助指令」—

欧州連合の理事会は、欧州共同体設立条約、特にその第61条第c号及び第67条に基づいて、欧州議会の意見及び欧州社会・経済委員会の意見に従った欧州委員会の提案に対して、以下の諸理由を考慮して、次の指令を採択した。

- (1) 欧州連合は、自由、安全及び司法の領域において、人の自由な移動を保障する一つの空間を維持し、さらに発展させるという目標を設定した。そうした空間を順次創設するために、共同体は、とりわけ国境をまたがる民事事件における司法協力の領域において、域内市場が円滑に機能するために必要な措置を講ずることとした。
- (2) 欧州共同体設立条約第65条第c号により、こうした措置は、民事手続における円滑な処理に対する障害を除去することを含み、必要な場合には、構成国において適用される民事法上の手続規定の簡素化を促進することにより、そうした障害を除去するものとする。
- (3) 欧州理事会は、1999年10月15日及び16日のタンペレ（フィンランド）における会議に基づいて、欧州連合の全ての構成国において国境をまたがる法律事件について訴訟費用援助の適切な環境を保障するための最小限の基準を採択するよう要請した。
- (4) 全ての構成国は、1950年11月4日の欧州人権条約の締約当事者である。本指令は、この条約を遵守し、特に両訴訟当事者の平等原則を確保して適用される。
- (5) 本指令は、裁判所へのアクセスを効果的に確保するために、十分な資力を持たない者に、訴訟費用援助が必要である限り、国境をまたがる訴訟事件に

おけるそうした援助の適用を促進しようとするものである。一般的に承認されている裁判所へのアクセスを求める権利は、欧州連合基本権憲章第47条においても確認されている。

- (6) 原告又は被告として訴訟に関与せしめられた当事者が十分な資力をもたないときは、法への効果的なアクセスを阻害することとなり、また、それは、国境をまたがる訴訟事件に起因する困難性と同様である。
- (7) そうした措置を構成国の次元において十分に達成することができず、それゆえ、共同体の次元においてより改善すべきであるため、共同体は、欧州連合条約第5条に規定されている補充性原則と調和して活動することができる。本指令は、同条において掲げられている相当性原則に則して、この目的の達成に必要な範囲を超えるものではない。
- (8) 本指令は、国境をまたがる訴訟事件における訴訟費用援助について共通の最小限の規定を確定することを通じて、そうした訴訟事件において適切な訴訟費用援助を確保すべきものとする。理事会の指令は、そのための適切な法的手段である。
- (9) 本指令は、国境をまたがる民事及び商事事件に適用される。
- (10) 本指令の下にある民事又は商事事件に関与する全ての者は、たとえこの者がその個人的な資力の状況ゆえに訴訟費用を支払うことができないとしても、自己の権利を主張し得る状態になければならない。訴訟費用援助は、それが受取人に対して本指令に規定する要件の下で法への効果的なアクセスを可能にする場合には、適切なものとみなされる。
- (11) 訴訟費用援助は、裁判外の紛争解決のための訴訟前の法的助言、裁判所に提訴する際の訴訟代理及び裁判所における法的代理並びに訴訟費用の救助又は免除をも含むべきものとする。
- (12) 訴訟費用が、訴訟費用援助の受取人に課される相手方当事者の費用をも含むものとするか否かに関しては、裁判管轄のある構成国又は執行構成国の法に任される。
- (13) ある構成国の主権領域にその住所又は常居所を有するかどうかに関係な

く、全ての構成国の市民は、それが本指令に掲げる要件を満たす場合には、国境をまたがる訴訟事件について訴訟費用援助を請求することができる。ある構成国に適法にその常居所を有する第三国の市民についても同様とする。

- (14) 本指令において確定されている要件の下で、ある者が手続の費用を支払うことができないと認められる限界値を決定することは、構成国に任される。そうした限界値は、収入、財産又は家族の状況といった、様々な要素によって確定される。
- (15) ただし、訴訟費用援助を求める者が、自己の財産について、裁判管轄のある構成国によって決定された限界値を超えていても、訴訟費用を支払うことができないということを証明する可能性を有しない場合には、本指令の目的を達成することはできない。こうした基本に基づいて訴訟費用援助を認めるべきか否かを判断する場合には、裁判管轄のある構成国の当局は、申立人がその住所又は常居所を有する構成国において援助を受けるための資力の基準を満たしているとの情報を考慮することができる。
- (16) 具体的な場合において、訴訟費用援助という形をとっていなくとも、司法への効果的なアクセスを与える別の規律が介在する可能性がある。そうした場合には、その者が乏しい資力であるにもかかわらず、訴訟費用を支払うことができる、という認定をすることが可能になる。
- (17) 訴訟開始に先立って法的助言が与えられ、法へのアクセスが保障される限りは、訴訟費用援助の申立てに関しては、それが明らかに理由のない手続のためであること、又は、その本質上、特に本案の勝訴の見込みに関係する理由に基づいて、構成国には、訴訟費用援助の申立てを拒否する可能性が与えられるべきである。その本質、特に勝訴の見込みに関して判断をする際には、構成国は、申立人が名目的な侵害 (Rufschädigung) を主張してはいるが、実体的又は経済的な損害を被っていない場合、又は申立てが、その者の営業若しくは独立した営利活動に直接に関係する法的請求に関するものである場合には、訴訟費用援助の申立てを拒否することができる。
- (18) 構成国の法体系の複雑性及び相違性並びに訴訟事件の国境をまたがる性質

に伴う費用によって、法へのアクセスが阻害されてはならない。したがって、訴訟費用援助は、訴訟事件が国境をまたがる性質のものであることに伴って生じる費用を賄うものであるべきである。

- (19) 裁判所に出頭を必要とするか否かという問題の審理に当たっては、構成国の裁判所は、民事及び商事事件における証拠調べの領域での構成国の裁判所間の協力に関する2001年5月28日の理事会の（EG）Nr.1206/2001規則に基づいて明らかとなる可能性を完全な範囲で斟酌すべきである。
- (20) 訴訟費用援助が付与されるときは、それは、判決の執行のための費用を含む手続の全体に及ばなければならない。訴訟費用援助の受取人に対しては、この者に対して法律上の救済が申し立てられ又はこの者がそうした申し立てをしているときには、援助の要件が資力面及び訴訟事件の内容の観点からみて満たされている限り、さらなる援助を付与すべきものとする。
- (21) 訴訟費用援助は、その適用が法律上規定されており又は裁判所によって命じられるときは、従来からある裁判手続のほか、調停のような裁判外の手続についても等しく付与される。
- (22) 訴訟費用援助は、本指令において定められている要件の下で、他の構成国における公の証書の執行についても付与されるべきである。
- (23) 訴訟前の法的助言を除き、訴訟費用援助は裁判管轄のある構成国又は執行構成国によって付与されるため、訴訟費用援助を申し立てた者が、その住所又は常居所を裁判管轄のある構成国において有していない場合には、その構成国は、本指令において規定する諸原則を維持した上で、自国の法を適用しなければならない。
- (24) 訴訟費用援助は、裁判管轄のある構成国又は執行構成国の権限ある当局によって付与又は拒否すべきものとする。このことは、本案の弁論についても管轄に関する裁判についても適用される。
- (25) 民事事件における司法協力によって、構成国間において一般市民及び専門家に情報の促進を図り、この情報が、訴訟費用援助の申し立てがある構成国から別の構成国に転達されることを容易かつ迅速に行われるようにすべきであ

る。

- (26) 本指令において規定する通知及び転達の手続は、1977年1月27日にシュトラスブルにおいて署名された、訴訟費用援助の付与を求める申立てに関するヨーロッパ条約（以下では「1977年条約」と呼ぶ。）の通知及び転達の手続に直接に即応するものとする。訴訟費用援助を求める申立ての転達については、1977年条約において規定されていない期間を定める。比較的短い期間の設定は、秩序ある司法に寄与する。
- (27) 本指令により転達されるデータは、保護されるべきである。個人データの処理における自然人の保護及び自由なデータ通信のための1995年10月24日の欧州議会及び理事会の指令、並びに、個人データの処理及び電話通信の領域における私的領域（プライバシー）の保護に関する1997年12月15日の欧州議会及び理事会の95/46/EG指令が適用されるため、本指令においては、データ保護のための特別な規定は必要としない。
- (28) 国境をまたがる訴訟事件における訴訟費用援助を求める申立て及びその転達について標準定型書式を導入することは、手続の簡素化及び迅速化を促すことになる。
- (29) さらに、こうした申立ての定型書式及び国内の申立定型書式は、ヨーロッパの次元において、2001/470/EG決定により設けられた欧州司法ネットの情報システム上で用いられるべきである。
- (30) 本指令の実施に必要な措置は、欧州委員会に委譲された実施権限の行使手続に関する1999年6月28日の1999/468/EG理事会決定に従って発令される。
- (31) 国境をまたがる訴訟事件に関する最小限の規定の確定は、構成国が、訴訟費用援助を申し立てて、それを得る者にとってより有利な規定を設けることを妨げるものではない。
- (32) 1977年の訴訟費用援助の許可を求める申立ての転達に関する欧州条約及び2001年にモスクワにおいて署名された同条約の附属議定書は、構成国と1977年の条約及びその議定書の締約当事者である第三国との間の関係に対して適用可能なままとする。ただし、構成国間においては、本指令が、1977年条約

及び同議定書の規定に優先する。

- (33) 連合王国及びアイルランドは、欧州連合条約及び欧州共同体設立条約の付則にある連合王国及びアイルランドの地位に関する議定書第3条により、同国が、本指令の採択及び適用に参加する旨を通知した。
- (34) 欧州連合条約及び欧州共同体設立条約に付加されているデンマークの地位に関する議定書第1条及び第2条により、デンマークは、本指令の採択に参加せず、したがって、デンマークに対しては拘束力がなく又は適用されない。

第1章 適用範囲及び概念規定

第1条（目的及び適用範囲） ① 本指令の目的は、国境をまたがる訴訟事件において、その訴訟費用の援助に関して最小限の規定を確定することにより、そうした訴訟における権利へのアクセスを改善することにある。

② 本指令は、民事及び商事事件における国境をまたがる訴訟事件について、裁判権の種類を問わず、適用される。本指令は、特に租税及び税務事件並びに行政法上の事件については関係しない。

③ 本指令の意味における「構成国」とは、デンマークを除く全ての構成国をいう。

第2条（国境をまたがる訴訟事件） ① 本指令の意味における国境をまたがる訴訟事件とは、本指令の枠内において訴訟費用の援助を申し立てた当事者が、裁判管轄のある構成国とは別の構成国又は執行構成国にその住所又は常居所を有する場合をいう。

② 訴訟当事者の住所地構成国は、民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する2000年12月22日の理事会の（EG）Nr.44/2001規則第59条に従って定まる。

③ 国境をまたがる訴訟事件が存在するか否かを確定するための基準時は、本指令による申立てがなされた時点とする。

第2章 訴訟費用の援助を求める請求権

第3条（訴訟費用の援助を求める請求権）① 本指令の意味における訴訟事件に関与する自然人には、適切な訴訟費用の援助を求める請求権があり、これによって、本指令の基準に従った権利への効果的なアクセスが保障される。

② 訴訟費用の援助は、それが以下の事柄を確実にする場合は、適切なものとみなされる。

(a) 裁判外の紛争解決に関連する法的助言

(b) 裁判所における訴訟代理及び法的代理、並びに、裁判所費用の免除又は第7条に掲げる費用及び受取人の裁判費用についての支援であって、後者については裁判所によって訴訟中の事務の処理を委託された者の費用を含む。

敗訴当事者が相手方当事者の訴訟費用を支払わなければならないとしている構成国においては、受取人が敗訴した場合の訴訟費用援助は、相手方の費用をも含む。ただし、受取人が裁判管轄のある構成国にその住所又は常居所を有しているときに、訴訟費用援助が相手方の費用をも含むとしている場合に限る。

③ 訴訟当事者に対して自分で弁護することを特別に可能にさせている手続がある場合には、構成国は、裁判所における訴訟代理又は法的代理を準備する義務を負わない。裁判所又は他の権限ある当局が、当事者の平等を確保するため又は事案の複雑性を考慮して別の判断をする場合には、この限りでない。

④ 構成国は、訴訟費用援助の受取人が、第5条による要件を考慮して訴訟費用に適切に関与することを要求することができる。

⑤ 構成国は、受取人の資力関係が著しく改善されたとき又は訴訟費用の援助の裁判が受取人の誤った報告に基づくものであったときは、権限ある当局が受取人に対して訴訟費用援助の全部又は一部の返還を求めることができるよう定めることができる。

第4条（差別禁止） 構成国は、構成国に適法に滞在する欧州連合の市民及び第

三国の国籍を有する者に対して、いかなる差別もすることなく訴訟費用援助を与える。

第3章 訴訟費用援助の要件及び範囲

第5条（収入関係に関する要件） ① 構成国は、第3条第1項に掲げる者であって、その者の経済状態に基づいて、第3条第2項による訴訟費用の一部又は全部を負担することができない者に対して、権利への効果的なアクセスを確保するために訴訟費用の援助を与える。

② 当事者の経済状態は、裁判管轄のある構成国の権限ある当局によって、収入、財産又は家族状況といった様々な客観的要素であって、申立人が経済的に依存している者の財源の評価をも含む事項を斟酌して、評価される。

③ 構成国は、それを超えたならば、申立人は第3条第2項による訴訟費用の一部又は全部を負担することができると判断する限界値を決定することができる。この限界値は、本条の第2項に掲げる指標に従って定められる。

④ 本条第3項により決定された限界値を超えている申立人であっても、その住所地若しくは常居所のある構成国又は裁判管轄のある構成国において高額の生活維持費がかかるため、第3条第2項による訴訟費用を負担することができないことを証明した場合には、そうした限界値によって、訴訟費用援助の付与を妨げられてはならない。

⑤ 訴訟費用援助は、申立人が具体的な場合において第3条第2項による訴訟費用を賄う別の規制に効果的にアクセスできるときは、付与してはならない。

第6条（訴訟事件の内容に関する要件） ① 構成国は、明らかに根拠のない手続についての訴訟費用援助の申立てに対しては、権限ある当局が却下することができる旨を定めることができる。

② 訴訟前の法的助言があったときには、さらなる訴訟費用援助は、権利へのアクセスが確保される限り、その本質上、特に本案の勝訴の見込みに関係する理由に基づいて拒否又は中止することができる。

③ 申立ての本質、特に勝訴の見込みに関して判断する際には、構成国は、第

5条にかかわらず、申立人にとっての訴訟事件の意義を斟酌し、また、申立人が名目的な侵害を主張してはいるが、実体的又は経済的な損害を被っていない場合、又は申立てが、その者の営業若しくは独立した営利活動に直接に関係する法的請求に関するものである場合には、訴訟事件の種類をも斟酌することができる。

第7条（訴訟事件が国境をまたがる性質であることによる費用） 裁判管轄のある構成国において与えられた訴訟費用援助は、訴訟事件が国境をまたがる性質であることと直接に関係する以下の費用を含む。

- (a) 通訳料
- (b) 訴訟の裁判に必要であって、裁判所若しくは権限ある当局が要求し、受取人が提出した書面の翻訳、及び、
- (c) 構成国の法律又は構成国の裁判所が、申立人の事件の弁論に関与する者に対して裁判所に出頭することを求め、かつ、裁判所がこの者を別な方法で尋問しても不十分であると判断した場合には、申立人が負担しなければならない旅費

第8条（住所又は常居所の構成国が負担すべき費用） 訴訟費用援助を申し立てた者がその住所又は常居所を有する構成国は、第3条第2項により必要とされる訴訟費用を補填する。

- (a) 本指令による訴訟費用援助の申立てがなされた裁判管轄のある構成国において、その地の弁護士又は法的助言の権限のあるその他の者によって行われた援助に関する費用であって、訴訟費用援助の申立てが認められるまでの費用
- (b) 構成国の権限ある当局に訴訟費用援助の申立てをする際の、申立て及びそれに必要な書類の翻訳の費用

第9条（訴訟費用援助の追加付与） ① 裁判管轄のある構成国において判決を執行するための費用を補填するために、受取人に対して訴訟費用の援助の全部又は一部を追加付与する。

② 裁判管轄のある構成国において訴訟費用援助を与えられた受取人は、承認

又は執行が申し立てられている構成国の法に従い訴訟費用援助を受ける。

- ③ 第5条及び第6条を妨げることなく、受取人に対して不服申立てがなされ又は受取人によって不服申立てがなされたときは、訴訟費用援助は、追加付与される。
- ④ 構成国は、手続のあらゆる段階において、第3条第3項及び第5項、第5条並びに第6条を基礎として、訴訟費用援助の申立ての新たな審査を予定することができる。このことは、本条第1項から第3項までの規定による手続についても適用される。

第10条（裁判外の手続） 当事者が訴訟費用援助を用いる法律上の義務を負うとき又は裁判所が訴訟当事者に訴訟費用援助を求めることを命じるときは、訴訟費用援助は、本指令において確定されている要件の下で、裁判外の手続に対しても拡張される。

第11条（公の証書） 他の構成国における公の証書の執行については、本指令において確定されている要件の下で、訴訟費用援助が与えられる。

第4章 手続

第12条（訴訟費用援助の付与についての権限ある当局） 第8条にかかわらず、訴訟費用援助は、裁判管轄のある構成国の権限ある当局によって付与又は拒否される。

第13条（訴訟費用援助の申立書の提出及び転達） ① 訴訟費用援助の申立書は、以下に対して提出することができる。

- (a) 申立人がその住所又は常居所を有する構成国の権限ある当局（嘱託当局）、又は、
- (b) 裁判管轄のある構成国又は執行構成国の権限ある当局（受託当局）
- ② 訴訟費用援助の申立書について記載し、かつ、添付書類については、以下の翻訳をしなければならない。
- (a) 権限ある受託当局の構成国の公用語又は公用語の一つであって、欧州共同体の公用語の一つに相当するものによる翻訳、又は、

(b) 権限ある受託当局の構成国が、第14条第3項により、その使用を認める旨の宣言をしている言語又はその一つによる翻訳

③ 権限ある嘱託当局は、申立てについて以下のことが明らかな場合には、その嘱託を拒否する旨の裁判をすることができる。

(a) 理由がないこと、又は、

(b) 本指令の適用範囲に属しないこと。

第15条第2項及び第3項は、上記の裁判に適用する。

④ 権限ある嘱託当局は、申立てに関する裁判のために知る必要のある全ての添付書類が申立書に付されるよう配慮し、申立人を支援する。また、権限ある嘱託当局は、添付書類の必要な翻訳を作成する際には第8条第b号に従い申立人を支援する。

権限ある嘱託当局は、他の構成国における権限ある受託当局に対して、第2項による公用語の一つにより正しく記載された申立書、及び必要な場合にはこうした公用語の一つに翻訳された添付書類の受領後15日以内に申立てを転達する。

⑤ 本指令の基準に従って転達される書面は、認証及びこれに相当する方式を免除される。

⑥ 第4項によりなされた給付について、構成国は、いかなる料金も請求することは許されない。訴訟費用援助を申し立てた者がその住所又は常居所を有する構成国は、訴訟費用援助の申立てが権限ある当局によって拒否されたときには、権限ある嘱託当局によって引き受けられた翻訳費用を申立人が払い戻さなければならない旨を決定することができる。

第14条（権限ある当局及び言語） ① 構成国は、申立ての転達について又は申立ての受託について権限を有する当局（転達当局・受託当局）を示す。

② 各構成国は、欧州委員会に以下の事項を通知する。

—第1項による権限を有する受託当局又は転達当局の名称及び宛名

—これらの当局の土地管轄

—申立ての受託のためにこれらの当局に可能な通信手段

—申立書に記載することができる言語

- ③ 構成国は、本指令に従い提出する訴訟費用援助の申立書の記載に際して、自国の公用語（単・複）以外に欧州共同体のいかなる言語を権限ある当局が受入れ可能であるかということについて、欧州委員会に通知する。
- ④ 構成国は、第2項及び第3項による記載を2004年11月30日前に欧州委員会に通知する。この通知の全ての変更は、その変更が当該構成国において有効となるに先立って、遅くともその2か月前に通知する。
- ⑤ 第2項及び第3項による通知は、欧州共同体の官報に公表するものとする。

第15条（申立ての処理） ① 訴訟費用援助の申立てに関する裁判について権限ある各構成国の当局は、申立人が申立ての処理について完全な範囲で教示を受けるように配慮する。

- ② 申立ての全部又は一部の拒否については、理由を示さなければならない。
- ③ 構成国は、訴訟費用援助の申立てを拒否する裁判に対する不服申立てを定めるものとする。構成国は、本案の裁判に対して国内法に従い不服申立てを可能としていない控訴審裁判所又はそうした裁判所により、訴訟費用援助の申立てを拒否する除外事例を定めることができる。
- ④ 訴訟費用援助の申立ての拒否又は停止に関する裁判に対する不服申立てが、第6条に基づく行政法上のものであるときは、この不服申立ては、全ての場合において裁判上の審査に服するものとする。

第16条（標準的な定型書式） ① 申立ての転達を容易にするために、第17条第2項に掲げる手続により、訴訟費用援助の申立書及びそれらの転達については、標準的な定型書式が備えられる。

- ② 訴訟費用援助の申立書の転達のための標準的な定型書式は、遅くとも2003年5月30日までに備えられる。

訴訟費用援助の申立書の標準的な定型書式は、遅くとも2004年11月30日には備えられるものとする。

第5章 最終規定

第17条（官房） ① 欧州委員会は、官房によって補佐される。

② 前項が援用されるときは、1999/468/EG決定の第3条及び第7条が適用される。

③ 官房は、事務処理規程を定める。

第18条（情報） 権限ある各構成国の当局は、訴訟費用援助の様々な体系に関して、特に2001/470/EG決定により設けられた欧州司法ネット上で、情報を一般市民及び専門家に提供するために、協力する。

第19条（より有利な規律） 本指令は、構成国が、訴訟費用援助の申立人及び受取人にとって、より有利な規律をすることを妨げるものではない。

第20条（他の協定との関係） 本指令は、構成国間において、その適用領域において、構成国によって締結された以下に掲げる協定を含む、二国間又は多国間の協定中に含まれる諸規定に優先する。

(a) 1977年1月27日にシュトラスブルにおいて署名された訴訟費用援助の許可の申立ての転達に関する欧州協定であって、2001年にモスクワにおいて署名された、同協定の附属議定書によって改正された協定

(b) 裁判所への国際的なアクセスの容易化に関する1980年10月25日のハーグ条約

第21条（国内法化） ① 構成国は、遅くとも2004年11月30日までに本指令に即応するために、必要な法規及び行政法規を施行する。ただし、このことは、第3条第2項第a号については適用せず、その国内法化は、遅くとも2006年5月30日までに行う。構成国は、このことを欧州委員会に遅滞なく通知する。

構成国が、本指令に即応して国内法化した規定を公布したときは、そうした規定自体の中で又は官報における指摘によって、本指令に拠る旨を示すこととする。

② 構成国は、欧州委員会に、本指令の対象とする領域において公布した重要な国内法規の文言を通知する。

第22条（発効） 本指令は、欧州共同体の官報に掲載した日に発効する。

第23条（名宛人） 本指令は、欧州共同体設立条約に従い、構成国に宛てたものである。

2003年1月27日ブリュッセルにて
理事会の名において
議長 G.PAPANDREOU

9 民事及び商事事件におけるメディエーションの特定の側面に関する2008年5月21日の欧州議会及び理事会の2008/52/EG指令

—官報 ABI, (EG) 2008 Nr.L136, 3ff.—

—略称「メディエーション指令」—

欧州議会及び欧州連合の理事会は、欧州共同体設立条約、特にその第61条第c号及び第67条第5項第2号に基づいて、欧州経済・社会委員会の意見に従って、同条約第251条の手續に従い、欧州委員会の提案に対して、以下の諸理由を考慮して、次の指令を採択した。

- (1) 欧州共同体は、自由、安全及び司法の領域において、人の自由な移動を保障する一つの空間を維持し、さらに発展させるという目標を設定した。そうした目標のために、欧州共同体は、とりわけ民事事件における司法協力の領域において域内市場が円滑に機能するために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 法へのアクセスの原理は、基本的な意義を有するものである。法へのより良いアクセスを容易にするために、欧州理事会は、構成国に対して、1999年10月16日にタンペレ（フィンランド）における会議に基づいて、裁判外の代替的紛争処理手續を作ることを要請した。
- (3) 2000年5月に理事会は、民事及び商事事件における代替的紛争解決手續に関する結論を採択し、この領域における基本原理の策定が、民事及び商事事件における裁判外の紛争解決手續の発展及び適切な利用を可能にし、法へのアクセスの簡易化と改善を可能にする重要な第一歩となることを明らかにした。
- (4) 2002年4月に欧州委員会は、民事及び商事事件における紛争解決のための代替的手續に関するグリーンペーパーを提出し、欧州連合における紛争解決の代替的手續の領域についてその現状を示し、メディエーションの利用の促進に関して構成国及び利害関係者に包括的な諮問を行った。

- (5) 自由、安全及び司法の領域を創設するという欧州連合の戦略の一部として法へのより良いアクセスを確保するという目的は、紛争解決のための裁判上及び裁判外の手続へのアクセスを包含すべきものである。本指令は、特にメディエーションの役務提供の利用可能性との関係において、域内市場の円滑な機能に寄与すべきものである。
- (6) メディエーションは、当事者の必要性に即応した手続によって、民事及び商事事件における低廉かつ迅速な裁判外の紛争解決をもたらすことができる。メディエーションの手続において得られた合意は、自由意思によるものであって、当事者間の友好的で将来にわたる関係を保障する。こうした長所は、国境をまたがる事件においてもより一層明らかである。
- (7) メディエーションの利用をさらに促進し、メディエーションを用いる当事者があらかじめ予想可能な法的枠組みに対応することができるようにするために、特に、民事訴訟法の重要な側面を扱う枠組規定を導入する必要がある。
- (8) 本指令の諸規定は、国境をまたがる紛争のメディエーションについてのみ適用されるべきである。ただし、構成国が、これらの規定を国内のメディエーションの手続にも適用することは自由である。
- (9) 本指令は、メディエーション手続における現代の通信技術の使用に抵触するものではない。
- (10) 本指令は、国境をまたがる紛争の二人又はこれ以上の当事者が、メディエーターの助力を得て、任意に自ら、その紛争の解決に関して和解的な合意を得よう試みる手続について適用すべきものである。もっとも、当事者が関係する法規に従って自ら処分することのできない権利及び義務に関しては、適用すべきでない。そうした権利及び義務は、特に、家族法及び労働法において多く存在するものである。
- (11) 本指令は、契約前の交渉にも仲裁法上の手続にも適用されるべきでなく、例えば、特定の裁判上のあっせん手続、消費者苦情手続、仲裁手続若しくは仲裁鑑定、又は、それが法的拘束力を有するか否かを問わず、紛争解決の正

式な勧告を行う者若しくは機関による手続については適用されない。

- (12) 本指令は、裁判所が当事者に対してメディエーションを指示し又は国内法によりメディエーションを規定している事例について適用すべきものとする。さらに、本指令は、国内法により裁判官がメディエーターとして行為することができる場合において、訴訟事件（単複）における裁判手続について権限を有しない裁判官によるメディエーションについても適用すべきものとする。ただし、本指令は、当該訴訟事件について裁判手続の枠内で受訴裁判所若しくは受命裁判官が行っている紛争解決の勧誘に対して、又は、受訴裁判所若しくは受命裁判官が専門家に援助若しくは助言をさせている事件に対しては、その適用を拡張すべきでない。
- (13) 本指令において定めるメディエーションは、手続について、当事者自身が責任を持ち、当事者自身の考えにより構成し、かつ、いつでも終了させることができるという意味における自由意思に基づくものであるべきである。ただし、国内法により、メディエーションの手続について期限を定めることは可能とされるべきである。また、裁判所は当事者に対して、それが合目的である場合にはいつでも、メディエーションの可能性を指摘することが可能であるべきである。
- (14) 本指令は、メディエーションを利用する義務を課し又はそれに制裁を設けている国内法規について、それが当事者に対して裁判制度へのアクセスを求める権利の行使を禁じていない限りは、これを妨げるものではない。同様に、本指令は、当事者の自己責任に基づく既存のメディエーション制度が、本指令の下にない側面に関する限りは、これを妨げるものではない。
- (15) 法的安定性のために、当事者がメディエーションにより解決を求める紛争が国境をまたがるものであるか否かを確定するための基準時については、本指令において示すべきものとする。書面による合意がなされなかったときは、当事者がメディエーションの手続を開始するために特別な措置を執った時点において、これを利用することに同意したものとみなすべきである。
- (16) 秘密保持、時効期間に対する影響、並びにメディエーションの手続におい

て得られた合意の承認及び執行に関連して必要とされる相互信頼を確保するため、構成国は、適切とみられるあらゆる手段によって、メディエーターの職業教育、及び、メディエーションの役務提供の質の管理に関する効果的な仕組みの導入を促進すべきものとする。

- (17) 構成国は、このような、市場に支えられた解決を含む仕組みを定めるべきであるが、それに関する財源を用意する義務を負うわけではない。この仕組みは、メディエーションの手続の柔軟性及び当事者の自律性を確保し、メディエーションが実効的、中立的で、かつ、専門的な方法により行われることを保障すべきである。メディエーターに対しては、インターネットにおいて広く一般大衆にも提供されるべき欧州メディエーター行為規範に注意を向けさせるべきである。
- (18) 消費者保護の領域においては、欧州委員会は、消費者紛争の和解的な解決に関わる裁判外の制度が利用者に提供すべき、質的最小限の基準を備えた勧告を採択した。この勧告の適用範囲に存するあらゆるメディエーター及び組織は、勧告の諸原則を尊重するよう求められている。こうした裁判外の制度に関する情報の普及を容易にするために、欧州委員会は、構成国がそうした勧告の諸原則を満たすと考える裁判外の手続に関するデータバンクを設立すべきである。
- (19) メディエーションは、メディエーションの手続において得られた合意の遵守が当事者の善意に依存しているという意味において、裁判手続に対してより価値の乏しい代替物であるとみなされるべきではない。したがって、構成国は、メディエーションの手続において得られた書面による合意の当事者が、その合意の内容に執行力があることを主張できるようにすべきである。構成国は、その合意が、国際私法を含む構成国の自国法に抵触し又は特殊な合意の内容の執行力が自国法において定められていない場合に限り、その合意の執行力を拒否することができるとすべきである。合意中に記載された義務がその本質上執行不能である場合も同様である。
- (20) メディエーション手続において得られた合意の内容が、ある構成国におい

て執行力を付与されたときは、適用可能な共同体法又は国内法に従って、他の構成国において承認され、かつ、執行力がある旨を宣言される。これは、例えば、民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する2000年12月22日の理事会の（EG）Nr.44/2001規則又は婚姻事件及び両親の責任に関する手続における裁判の承認及び執行に関する2003年11月27日の理事会の（EG）Nr.2201/2003規則に基づいて行われる。

- (21) （EG）Nr.2201/2003規則において明記されているように、当事者間の合意が、それを交わした構成国とは別の構成国において執行力のあるものとされるためには、合意を交わした構成国において執行力が備わっていなければならない。家族法上の紛争に関してメディエーションの手続において得られた合意が、それがなされ、かつ、その執行が求められた構成国において執行不可能なものであるにもかかわらず、本指令によって、当事者が別の構成国においてその合意を執行可能にすることによってそうした構成国の法を潜脱することがあってはならない。
- (22) メディエーションの手続において得られた合意の執行に関する構成国の規定は、本指令によって妨げられることはない。
- (23) メディエーションの手続の秘密は重要であり、したがって、本指令において、メディエーションの秘密保持に関して、後続の民事及び商事法上の裁判手続又は仲裁手続における民事手続法規の互換性に即して、最低基準を規定すべきである。
- (24) 当事者がメディエーションを利用することを促すために、構成国は、メディエーションが不調に終わった場合に、時効に関する規定によって当事者が裁判所又は仲裁廷に訴えることを妨げられないよう保障すべきである。構成国は、本指令と時効期間に関する国内法規とが調和していない場合であっても、こうしたことを確保すべきである。例えば運送法の領域において、構成国が国内法化した国際条約における時効期間の諸規定は、本指令によって妨げられることはない。
- (25) 構成国は、どのようにしたらメディエーションの役務を提供するメディ

エーター及び組織とコンタクトをとることができるかという情報を一般公衆に提供するように努める。また、構成国は、法律の職務に従事する者に対して、その顧客にメディエーションの可能性について教示するように促すべきである。

- (26) 欧州議会、理事会及び欧州委員会の機関相互間における立法上の改善合意の第34項により、構成国は、その固有の目的及び共同体の利益のために、可能な範囲において、本指令と国内法化の措置との間の対応関係が分かる対応表を作成し、これを公表することが求められる。
- (27) 本指令は、基本権の促進に努め、特に欧州連合基本権憲章によって承認された諸原則を尊重すべきものとする。
- (28) 本指令の目的は、構成国の次元において十分に実現することができず、本指令の措置の規模と作用のゆえに共同体の次元において実現すべきものであるため、共同体は、欧州連合条約第5条に定める補充性原則に調和した行動をとることができる。また、同条に定める相当性原則に則して、本指令は、本指令の目的の達成に必要な範囲を超えるものであってはならない。
- (29) 連合王国及びアイルランドの地位に関する欧州連合条約及び欧州共同体設立条約の附属議定書第3条により、連合王国及びアイルランドは、本指令の採択及び適用に加わる旨を通知した。
- (30) デンマークの地位に関する欧州連合条約及び欧州共同体設立条約の附属議定書第1条及び第2条により、デンマークは本指令の採択に加わらず、デンマークに対しては拘束力がなく又は適用不可能である。

第1条（目的及び適用範囲） ① 本指令の目的は、メディエーションの利用を促進し、メディエーションと裁判手続との間の均衡に配慮することによって、代替的紛争処理へのアクセスを容易にし、かつ、紛争の友好的な解決を促進することにある。

- ② 本指令は、民事及び商事事件の国境をまたがる訴訟について適用するのであって、関係する適用法規に従って当事者が処分することのできない権利及

び義務については適用しない。本指令は、特に、租税及び税務関係事件並びに行政法上の事件又は主権行使（*acta iure imperii*）の領域における作為若しくは不作為に関する国家責任については適用されない。

③ 本指令において、「構成国」とは、デンマークを除く全ての構成国をいう。

第2条（国境をまたがる訴訟） ① 本指令の意味における国境をまたがる訴訟とは、以下のいずれかの時点において、少なくとも当事者の一方が、他方の当事者の一方とは別の構成国にその住所又は常居所を有している場合をいう。

- (a) 当事者が、訴訟の発生後にメディエーションを利用するとの合意をした時点
- (b) メディエーションが裁判所によって命じられた時点
- (c) 国内法に従いメディエーションを用いる義務が生じた時点、又は、
- (d) 第5条の意味における当事者に対する要求があった時点

② 第1項にかかわらず、第7条及び第8条の意味における国境をまたがる訴訟とは、当事者が第1項第a号、第b号又は第c号に掲げる時点においてその住所又は常居所を有していた構成国とは別の構成国において、当事者間のメディエーション後に開始された訴訟をも含むものとする。

③ 第1項及び第2項の意味における住所は、(EG) Nr.44/2001規則の第59条及び第60条により定まる。

第3条（概念規定） 本指令において、以下の概念は、次のことを意味する。

- (a) 「メディエーション（Mediation）」とは、その名称のいかんを問わず、二人若しくはそれ以上の紛争当事者が、メディエーターの助力を得て、任意に自ら、紛争の解決をめぐる合意の達成を試みる構造の手続をいう。

当該訴訟事件における裁判手続について権限を有しない裁判官によるメディエーションも含まれる。当該訴訟事件に関する裁判手続中で受訴裁判所又は受命裁判官が行う紛争解決の勧試は含まれない。

- (b) 「メディエーター（Mediator）」とは、実効的、中立的かつ専門的な方法に基づいてメディエーションを行う第三者であって、当該構成国におけ

る名称又は職業を問わず、かつ、メディエーションを行うことについて任命又は委任の方法を問わない。

第4条（メディエーションの質の確保）① 構成国は、適切とみなすあらゆる手段によって、メディエーションの役務を提供するメディエーター及び組織による任意の行為規範の維持と発展、並びに、メディエーションの役務の提供についての質の管理に関する効果的な手続の維持と発展を促進するものとする。

② 構成国は、メディエーションが当事者にとって効果的で、中立的かつ専門的に行われることを確保するために、メディエーターの職業教育を促進する。

第5条（メディエーションの利用）① 訴訟が係属している裁判所は、必要な場合には事件のあらゆる事情を斟酌して、当事者に対して、紛争解決のためにメディエーションを利用するよう要請することができる。また、裁判所は、当事者に対して、メディエーションの利用に関する情報提供の機会があり、これに容易にアクセスできるときには、これに参加するよう要請することができる。

② 本指令は、裁判手続に先行して若しくはそれに後行してメディエーションの利用を義務付け又はそれについて制裁を設けている国内法規であって、それが、当事者に対して裁判制度へのアクセスを求める権利の行使を禁じていない限りは、これを妨げるものではない。

第6条（メディエーション手続において得られた合意の執行力）① 構成国は、両当事者によって一又は一方の当事者の他方の当事者に対する明示的な同意によって一、メディエーション手続において得られた書面による合意の内容に執行力がある旨を申し立てることができるようにするものとする。当該事件において、合意の内容が申立てのあった構成国の法に抵触し又は構成国の法がその内容に執行力を付与していない場合を除き、そうした合意の内容には執行力があるものとする。

② 合意の内容は、裁判所又は他の権限ある公の当局によって、申立てのあつ

た構成国の法に従った判決、裁判又は公の証書に基づいて執行力を付与することができる。

- ③ 構成国は欧州委員会に対して、第1項及び第2項による申立てについて、これを受理する裁判所又はその他の公の当局を通知する。
- ④ 第1項により執行力を付与された合意の他の構成国における承認及び執行に関する規定は、本条により妨げられない。

第7条（メディエーションの秘密保持） ① 秘密が保持されるようにメディエーションが行われるために、構成国は、以下の場合を除き、当事者が異なる合意をしていない限り、メディエーター若しくはこれに関与した者が、メディエーションの手續から若しくはこれに関係して得られた情報を民事又は商事事件における裁判手續又は仲裁手續において陳述することのないように対処すべきである。

- (a) 特に、子の福祉を保護するため、又は人の肉体的又は精神的な完全性を損なうことを避けるために、関係する構成国の公の秩序という優先する理由があるとき、又は、
- (b) メディエーションの手續において得られた合意の内容の開示が、この合意の実施又は執行に必要なとき。

- ② 第1項は、構成国がメディエーションの秘密の保護のためにより厳格な措置を講ずることを妨げるものでない。

第8条（時効期間に対するメディエーションの影響） ① メディエーションの方法により紛争解決を試みている当事者が、その手續の間に時効期間が経過したことによって、同一の紛争に関して裁判手續又は仲裁手續を開始することを妨げられないように対処するものとする。

- ② 構成国が加盟する国際条約における時効期間に関する規定は、第1項によって妨げられない。

第9条（一般公衆への情報） 構成国は、適切とみなすあらゆる手段によって、特にインターネット上で、どのようにしたら、メディエーションの役務を提供するメディエーター及び組織とコンタクトをとることができるかという情

報を一般公衆に提供するよう促進する。

第10条（権限のある裁判所及び公の当局に関する情報） 欧州委員会は、第6条第3項により構成国が欧州委員会に通知した権限のある裁判所又は公の当局に関する情報を、適切とみなすあらゆる手段によって一般公衆に知らせる。

第11条（再検討） 欧州委員会は、欧州議会、理事会及び欧州社会・経済委員会に、2016年5月21日までに本指令の適用に関する報告書を提出する。この報告書において、欧州連合全体におけるメディエーションの発展及び本指令の構成国における影響について詳述することとする。この報告書には、必要な場合、本指令の適合性のための提案を付するものとする。

第12条（国内法化） ① 構成国は、本指令を遵守するために必要な法規を2011年5月21日以前に施行するものとする。ただし、第10条については、遅くとも2010年11月21日までに遵守しなければならない。構成国は、欧州委員会にその旨を遅滞なく通知する。

構成国が前項の規定を公布するときは、当該規定自体において又は官報において指摘することによって、本指令による旨を示すこととする。

② 構成国は、欧州委員会に、本指令の対象とする領域において公布した重要な国内法規の文言を通知する。

第13条（発効） 本指令は、欧州連合の官報に掲載し、20日後に発効する。

第14条（名宛人） 本指令は、構成国に宛てたものである。

2008年5月21日シュトラスブルにて

欧州議会の名において

議長 H.-G. PÖTTERING

理事会の名において

議長 J.LENARČIČ

法務資料 第464号

平成27年 7 月発行

法務省大臣官房司法法制部司法法制課

東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号
電話 (3580) 4111 (大代表)